

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年1月号 | No. 01/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

英国による特許協力条約に関する宣言

英国政府は 2020 年 12 月 23 日付けで、特許協力条約の英国の批准をガーンジー管区の領土に拡張する旨の宣言を寄託しました。当該管区の外交は英国が管轄しています。本領土に関する当該宣言は、2021 年 3 月 23 日に発効します。

詳細は、以下のリンクに掲載されている PCT に関する通知第 218 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/pct/treaty_pct_218.html

工業所有権の保護に関するパリ条約の英国の批准が、2020 年 11 月 13 日付けでガーンジー管区の領土に拡張された旨は、以前お知らせしました (PCT ニュースレター 2020 年 9 月号をご参照下さい)。

(PCT 出願人の手引、付属書 A 及び C (GB) が更新されました)

英国によるブダペスト条約に関する宣言

英国政府は 2020 年 1 月 1 日付けで、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の英国の批准をガーンジー管区、マン島及びジブラルタルの領土に拡張する旨の宣言を寄託しました。それら領土の外交は英国が管轄しています。本領土に関する当該宣言は、2021 年 1 月 1 日に発効しました。

詳細は、以下のリンクに掲載されているブダペストに関する通知第 341 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_341.html

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c) に基づく通知 (イタリア特許商標庁)

受理官庁としてのイタリア特許商標庁は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定する PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局へ通知しました。2021 年 3 月 1 日以降に提出される国際出願に適用されます。

ただし、以下の特定の状況下では、引き続き別個の委任状又は包括委任状の写しが要求されます。

- 代理人が
 - イタリアにおいて業として手続をとる権能を有している（適切な公式登録簿か専門職の名簿に登録されている）弁理士又は弁護士ではない場合、或いはかかる弁護士を雇用している弁護士事務所ではない場合
 - 欧州連合の別の加盟国で資格を有し、イタリアにおいて一時的に所定の専門行為に従事する権能を有している弁理士又は弁護士ではない場合
- 代理人として行動する資格に関して妥当な疑義のある場合
- 共通の代表者である場合（この場合には別個の委任状が要求されます）

但し、代理人又は共通の代表者が国際段階期間中に取下げの通告をする場合には、常に委任状が要求されることにご注意下さい（PCT 規則 90.4(e) 及び 90.5(d)）。

委任状の放棄に関する背景情報は、PCT ニュースレター 2004 年 1 月号の 2 ページをご覧ください。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_1.pdf

（PCT 出願人の手引、附属書 C（IT）及び “Offices (or Authorities) which have notified WIPO of waiver(s) of the power of attorney requirement under PCT Rule 90.4(b) and/or 90.5(a)(ii)”（英語版）の一覧が更新されました）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (INPI) (フランス) が、2020 年 12 月 1 日から、DAS 提供庁として運用開始する旨のお知らせは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号に掲載されました。そのお知らせに関する情報です。INPI はその後、(2020 年 12 月 1 日以降に出願されたものに限らず) 2019 年 10 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本を提供する旨を IB に通知しました。ただし、出願人が DAS サービス上で利用可能にされるよう明確に請求した場合に限ります。

DAS に関する通知は随時更新されています。以下のリンクからご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11651

PCT 最新情報

BY: ベラルーシ (手数料)
ES: スペイン (手数料)
GM: ガンビア (手数料)
ID: インドネシア (国内段階移行に関する特別な要件)
KP: 朝鮮民主主義人民共和国 (国際公開後の仮保護)
MG: マダガスカル (手数料)
VN: ベトナム (手数料)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構 (修正)、米国特許商標庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

例外的な閉庁日

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務の処理のために公衆に対して開庁していない日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定しています。

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、悪天候のため、2020 年 11 月 11 日から 13 日まで公務を休業しました。

米国特許商標庁による 2020 年 12 月 24 日の閉庁

連邦政府の公式な閉庁により、米国特許商標庁 (USPTO) は、前もって予定されていた 2020 年 12 月 25 日の閉庁に加えて、12 月 24 日も公務を休業しました。

閉庁に関する通知は、USPTO のウェブサイトに掲載されました。以下のリンクをご覧ください。

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/uspto-closed-20201218.pdf>

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴う事態を受けて、2021 年 1 月 4 日から 15 日まで公務を休業する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

閉庁に関する通知は SAKPATENTI のウェブサイトに掲載されています。以下のリンクをご覧ください。

http://www.sakpatenti.gov.ge/en/news_and_events/317/

官庁により IB へ提供される閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

PATENTSCOPE ニュース

国内コレクション

チェキア、前チェコスロバキア、オランダ、セルビア、スロバキアとスウェーデンの国内特許コレクションが、この度 PATENTSCOPE 検索システムでご利用可能になりました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

チェキアと前チェコスロバキアのコレクションは、43 万 7 千件の文献を収録しており、オランダは 21 万 6 千件以上、セルビアは約 1 万 5 千件、スロバキアは 3 万 3 千件以上、そしてスウェーデンのコレクションは、およそ 19 万件の文献を収録しています。この新コレクションの追加により、PATENTSCOPE で利用可能な国内コレクションと広域コレクションを提供する官庁数は 69 になりました。ただし、前ソビエト連邦と前ドイツ民主共和国のコレクションは、(以前は、それぞれロシア連邦とドイツの国内コレクションに含まれていましたが) 現在は、単独のコレクションとして数えられている点にご留意下さい。したがって、それらのコレクションについては、WIPO 標準 ST.3 では異なる 2 文字コードが表示されています。

また、400 万件の日本語による実用新案も PATENTSCOPE でご利用可能になりました。これら日本語による実用新案にアクセスするには、以下のクエリをお使い下さい。

CTR:JP and (DTY:U OR DTY:Y OR DTY:U? OR DTY:Y?)

グローバルドシエ情報

今般、インド、ニュージーランドと大韓民国からのグローバルドシエ情報も PATENTSCOPE からご利用可能になりました。これらの情報は、すでに他の参加庁から提供されている情報に追加されます。ドシエ情報は、関連する出願の「文書」(Documents) タブからアクセスできます。そして、調査報告、官庁からの通知や出願人と特許庁間の通信をはじめとする、審査過程を通じて特許出願の進捗に関する最新情報を提供します。

PCT 関連資料の最新/更新情報

官庁向け ePCT ユーザガイド

官庁向け ePCT ユーザガイドは、受理官庁、指定官庁や国際機関による ePCT の利用に関する詳細情報を提供しています。本ガイドが 2021 年 1 月 5 日付けで更新されました。以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_user_guide.pdf

セミナー資料

PCT 手続全般を網羅するセミナー資料が、2020 年 12 月付けで英語版と中国語版で、2020 年 1 月付けで仏語版で更新されました。それぞれ、以下のリンクからご利用可能です。

https://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html

https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/index.html

https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/index.html

その他の言語は準備中です。

国際調査及び予備審査ガイドライン (ロシア語版)

2020 年 7 月 1 日に発効した国際調査及び予備審査ガイドラインのロシア語版が、ご利用可能になりました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ispe.pdf

2021 年 4 月 26 日 世界知的所有権の日

今年のテーマ

世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) 2021 年のテーマは、「IP & SMEs (知的所有権と中小企業): あなたのアイデアをマーケットへ」です。世界中で日々活動している数百万のどの中小企業 (SMEs) も、誰かのアイデアが形となり、マーケットへ進出しました。アイデアは、育まれ、豊かな創造性と、専門技術、そして商才によって形となることで、ビジネスの発展、経済の再生と人類の進化を後押しする IP の財産となります。経済回復が必要不可欠である今般、2021 年のワールド IP デーでは、経済における中小企業の重要な役割に焦点を当て、彼らがどのように知的財産 (IP) 権を使って、より強固で、優位性があり、再生力のあるビジネスを作り上げていけるのかを紹介しています。

IP 分野の初心者にとっては、今年のワールド IP デーは、アイデアをマーケットで商業化する際に、IP 制度を構成する、商標、意匠権、著作権、特許、企業秘密、地理的表示のツールが、どのように中小企業を支援できるのかを知る機会です。さらに、今年のテーマでは、それら企業にとって望ましい環境を提供し、イノベーションとクリエイティビティ、経済再生力と雇用の創出を促進すべく役割を担っている WIPO や世界各地の国内や広域 IP 官庁の中心的な役割についても紹介しています。

めいめいの中小企業が誇る豊かなクリエイティビティと変革を試みる勇気、そして私たちの日々の生活を豊かにすべく彼らの貢献を共に祝いましょう。そして、地域の企業とその素晴らしいイノベーションをサポートしていきましょう。

詳細は、以下のリンクから、WIPO ウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/

世界知的所有権の日とは

WIPO 加盟国は、2000 年に IP の一般的な理解を深める目的で、1970 年に WIPO 条約が発効した日である 4 月 26 日を世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) として指定しました。それ以来、ワールド IP デーには、IP がイノベーションやクリエイティビティを推奨し、ビジネスの成長や雇用の創出、また経済発展や活気のある文化活動を支援する上での役割についてより理解や認知度を深めるため、世界中の人々と参加するユニークな機会を毎年提供してきました。

実務アドバイス

PCT-SAFE から ePCT への移行 (受理官庁としての米国特許商標庁に対して出願する出願人の例)

Q: 当社は、受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に対して多数の PCT 出願を提出しています。これまで出願様式の作成には PCT-SAFE ソフトを利用してきましたが、多くのユーザのソフトをインストールしたり、ソフトを頻繁に更新するのは面倒で時間がかかります。RO/US に対する出願における出願様式を作成するための ePCT の利用に関する規制が緩和されたと知りました。もし外国出願許可があれば、今後 ePCT を利用できるのでしょうか？また、国際出願の出願方法や管理を学べる ePCT スタートガイドのトレーニングはありますか？

A: 米国特許商標庁 (USPTO) が 2020 年 9 月 30 日付で外国出願許可に関する規則改正を採択したことは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号でお知らせしました。当該規則改正では、受理官庁としての USPTO (RO/US)¹ に対して出願するための国際出願の作成支援を目的として、出願人による ePCT の利用を促進しています。これにより、米国の PCT 出願人は以下を条件として、

- 出願前に必要な外国出願許可を取得済みであることを含む国の安全に関する規定を充足していること、そして
- USPTO から取得した外国出願許可の範囲内に含まれていない追加の発明の対象を入力 (転送) しないこと

今後は ePCT を利用して国際出願を作成することができるようになりました。そして、要約のテキスト、検証済みの出願様式や発明の名称を含めた .zip ファイルを生成して、残りの出願部分と共に RO/US にアップロードできるようになりました。なお、このアップロードは USPTO の電子出願システム (EFS-Web か Patent Center のうちいずれか) を介してでき、これまでの技術データを ePCT へ入力 (転送) する際の心配は不要になりました。詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号 2 ページ (「国際出願の電子出願及び処理」のトピック) を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/10_2020.pdf#page=2

また、米国連邦公報に掲載された情報は、以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare>

当該規則改正を受け、必要な外国出願許可に関する要件が充足されていることを条件として²、米国の PCT 出願人は、ePCT を利用して PCT 出願を作成する際のメリットを享受しながら RO/US に対し出願

¹ 先の外国出願許可の規則では、外国の PCT 受理官庁 (例えば、受理官庁としての国際事務局) に出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは、以前から許可されていました。一方、同規則では、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは、許可されていませんでした。

² ePCT で願書様式や要約を作成し、.zip ファイルを生成して RO/US に対してアップロードする時点でまだ外国出願許可を得ていなければ、要約及び/又は発明の名称の形式として技術データを ePCT へ入力 (転送) することが心配な場合があるでしょう。この場合には、その時点で、ePCT 出願データパッケージの内容から要約及び/又は名称を削除することができます。なお、外国出願許可があっても、出願にその許可の範囲を超える追加の主題が含まれている場合にも、この方法が推奨されます。

することができます。上述した PCT ニュースレターの記事では、ePCT を利用する主な利点についても概説しています。特に ePCT システムはウェブベースの出願であるため、PCT-SAFE とは異なり、煩雑なソフトのインストールや更新が必要ない点などです。また、RO/US が国際事務局 (IB) に対して出願を送付すると即時に、その出願は、作成時に当該出願にアクセスできていた (又はアクセスを付与されていた) ePCT ユーザの「ワークベンチ」にて利用可能になります。

WIPO ウェブサイトには、ユーザの ePCT 利用開始を支援する豊富な情報が掲載されています。

例えば、以下のリンクからアクセスできる各種機能の説明書に加えて、

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

PCT の eServices Help ウェブページ上には、ユーザガイドや手順書が掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html

以下は、特にあなたのケースに関連したページです。

– 「ePCT スタートガイド」(日本語版):

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

– “Filing an application” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=196>

特に、“Filing at RO/US using ePCT in combination with EFS-Web” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=452>

– “eOwnership, eHandshakes and Access Rights” (英語版):

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

ePCT システムでは、デモ版が設定されており、出願人は「実際の」出願を提出する前にシステムに使い慣れておくことができます。

また、依頼があれば WIPO は、企業向けのオンライントレーニングを実施することができます。セッションはニーズに合わせて、参加者の PCT 知識のレベルによって対応可能です。ePCT を使い始めるユーザ向けのトレーニングでは、以下の内容を紹介することができます。

- 高度認証を使った WIPO アカウントの作成
- eHandshakes、アクセス権の付与と出願のデフォルト設定
- ePCT ワークベンチのナビゲーション
- 新規国際出願 の作成と提出、そして
- 提出した国際出願の管理

すでに基本的な ePCT 機能を熟知しているユーザや、ePCT が提供する広範な一連の機能について学びたいユーザには、上級者向けトレーニングも実施可能です。幅広い一連の機能を使うことで、PCT 出願の管理がより効率的になります。

ニーズに合わせた PCT トレーニングの依頼に関する詳細は、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2018 年 10 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2018/newslett_2018.pdf#page=69

ePCT に関する具体的なトレーニングの実施可能性については、pct.eservices@wipo.int まで電子メールをお送り下さい。

また、ePCT 関連のセミナーやウェビナーについては、以下のリンクから、PCT セミナーカレンダーもご確認下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

なお、大半の受理官庁では、すでに PCT-SAFE 出願の受理を停止しており、受理官庁としての IB (RO/IB) も、停止予定の日はまだ公表していませんが、今後その意向である点にご留意下さい。そのため、まだ PCT-SAFE を利用しているユーザの皆様には、国際出願を提出する受理官庁にて利用可能であれば、ePCT の利用開始を強くお勧めいたします。ePCT を利用した国際出願を受理している RO の現時点での一覧は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml?lang=ja> からご覧下さい。

リマインダのためお知らせしますが、PCT 締約国の国民及び/又は居住者が RO/IB に対して出願する場合、適用される国の安全に関する要件が充足されていることを条件として、ePCT を利用した PCT 出願を提出することができます。

PCT ニュースレター 2020 年 12 月号の実務アドバイスにおける修正 (訳者注: 日本語版では修正済み)

PCT ニュースレター 2020 年 12 月号に掲載された実務アドバイスの脚注 4 にタイプミスがありましたのでご留意下さい (訳者注: 英語版のみ)。国際出願手数料の額は、1,330 スイスフランであり、1,300 スイスフランではありません。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年2月号 | No. 02/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際出願の電子出願及び処理

受理官庁としての国際事務局による PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理停止

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は (ePCT 出願及び EPO オンライン出願を利用して提出される国際出願をすでに受理していますが)、2021年7月1日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を停止する旨を公表しました。

PCT-SAFE を利用して RO/IB に出願する出願人は非常に少なくなっており、大半の出願人は、多くのメリットを享受できる ePCT 出願に移行しています。PCT-SAFE の主な欠点は、ユーザのコンピューターにソフトウェアのインストールが必要な点です。また、願書様式を構成しているデータは、インストール済みのソフトウェアのバージョンのデータに限り照合されて検証が行なわれるため、最新版のインストールが頻繁に必要な点も挙げられます。一方、ePCT 出願では、全ての手続の検証や手数料の計算は即時に実行され、最新の PCT 関連データを保管する IB のデータベースに照合して確認が行われます。ePCT は、出願後の国際出願の管理も容易にしてくれます。これらの利点から、RO/IB に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、早急に ePCT 出願を利用開始されるようお勧めします。以下のリンクの PCT 電子サービス (PCT eServices) ヘルプページには、ePCT を利用して出願するための ePCT スタートガイドをはじめとする豊富な情報が掲載されています。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4>

また PCT ニュースレター 2021 年 1 月号に掲載された実務アドバイスでは、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行について詳述しています。以下のリンクからご一読下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/1_2021.pdf#page=6

なお、RO/IB は同日をもって、CD-R や DVD-R を用いたオフライン形式での出願の受理も停止することになりました。ただし、RO/IB に国際出願する際に電子システムの障害が生じた場合には、出願人は緊急用アップロードサービスや物理媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により (又は他の受理官庁を利用して) 書類を提出可能な点にご留意下さい。

PCT 出願人の手引、付属書 C (IB) は、当該情報を追加し更新されました。

国際事務局は、未だ PCT-SAFE による出願を受理している少数の官庁に対して引き続き PCT-SAFE 出願を希望する出願人向けに、本ソフトウェアの管理と更新を継続していく予定です。

近日予定されている PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

RO/IB 及び国際事務局に関連する通知の最新/更新情報

電子形式による国際出願の提出における RO/IB の要件や実務対応を詳述する最新の通知、並びに国際出願に関する電子形式による通知、通信、書簡、又はその他の書類の受領における国際事務局の要件に関する新規の通知に記載された事項は、2021 年 7 月 1 日に発効予定です。双方の通知は、2021 年 2 月 11 日に発行された公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf#page=22

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2 (a) に従い、欧州特許庁は、2020 年 12 月 23 日水曜日中央ヨーロッパ時間の 8 時 20 分から 18 時 45 分まで、(当該官庁が認めた電子的な通信手段の一つの) 新規オンライン出願 (CMS) に不通が発生したことを国際事務局に通知しました。上述したサービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices20.pdf#page=251

不通に関する情報は、EPO ウェブサイトに掲載されました。

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services/2020.html>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

カナダ知的所有権庁及び欧州特許庁による PCT-PPH プログラムの公式化

カナダ知的所有権庁及び欧州特許庁 (EPO) 間による二方向 PCT-PPH 試行プログラムは、2015 年 1 月 6 日から 2021 年 1 月 5 日まで実施されました。今般、当該合意は、2021 年 1 月 6 日から無期限で延期されました。

本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、カナダの国内段階若しくは EPO に対する広域段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03890.html>

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/12/a137.html>

PCT 様式

特定の言語を対象とした様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) の変更

2021 年 2 月 1 日から、所定の状況における様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) の言語に関する表示が変更になりました。

リマインドになりますが、出願人の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名、或いは代理人、共通の代表者又は発明者の名義、氏名若しくは名称又はあて名に変更がある場合、出願人又は受理官庁は、PCT 規則 92 の 2.1 に基づく変更を記録するよう国際事務局 (IB) に請求しなければなりません。変更の記録に必要な署名の要件を満たしていることを条件に、IB は、出願人と関係する PCT 官庁や機関に変更の記録を知らせる目的で様式 PCT/IB/306 を発出し、国際出願の一件書類が修正されます。

様式 PCT/IB/306 の変更は、第 1 欄 (当初の記録に記載されている表示) と第 2 欄 (記録された新規の表示) の表示に関するものです。修正版では、アラビア語、中国語、日本語、韓国語とロシア語によるラテン語以外の言語で提出される出願に関しては、英語と上記の該当する言語と両言語によって表示されることとなります。この修正は、非ラテン文字が使用される官庁や機関において、記録された変更をそれぞれのシステムへ適切に取り込むことを助ける目的があります。新規の様式の英語と日本語による記入例は、右の通りです。

PATENT COOPERATION TREATY		PCT/JP2021/XXXXXX	
From the INTERNATIONAL BUREAU			
PCT		To:	
NOTIFICATION OF THE RECORDING OF A CHANGE		KOKUSAI, Taro 1-1, Nishishimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 1050003 Japan	
(PCT Rule 92bis.1 and Administrative Instructions, Section 422)			
Date of mailing (day/month/year) 01 February 2021 (01.02.2021)	IMPORTANT NOTIFICATION		
Applicant's or agent's file reference PCT2021XXXX	International filing date (day/month/year) 15 January 2021 (15.01.2021)		
International application No. PCT/JP2021/XXXXXX			
1. The following indications appeared on record concerning:			
<input type="checkbox"/> the applicant <input type="checkbox"/> the inventor <input checked="" type="checkbox"/> the agent <input type="checkbox"/> the common representative			
Name and Address KOKUSAI, Taro 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan 国際太郎 〒1000013 日本国東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号		State of Nationality JP	State of Residence JP
		Telephone No. 03-3592-01001	Facsimile No.
		E-mail address Kokusai.Patente@email.co.jp	
2. The International Bureau hereby notifies the applicant that the following change has been recorded concerning:			
<input type="checkbox"/> the person <input type="checkbox"/> the name <input checked="" type="checkbox"/> the address <input type="checkbox"/> the nationality <input type="checkbox"/> the residence			
Name and Address KOKUSAI, Taro 1-1, Nishishimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 1050003 Japan 国際太郎 〒1050003 日本国東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 1 号		State of Nationality JP	State of Residence JP
		Telephone No. 03-3581-0001	Facsimile No.
		E-mail address <input type="checkbox"/> Notifications by e-mail authorized	
3. Further observations, if necessary:			
4. A copy of this Notification has been sent to:			
<input checked="" type="checkbox"/> the receiving Office		<input type="checkbox"/> the designated Offices concerned	
<input type="checkbox"/> the International Searching Authority		<input type="checkbox"/> the elected Offices concerned	
<input type="checkbox"/> the Authority(ies) specified for supplementary search		<input type="checkbox"/> other:	
<input type="checkbox"/> the International Preliminary Examining Authority			
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland		Authorized officer e-mail pct.team7@wipo.int Telephone No. +41 22 338 74 07	

Form PCT/IB/306 (revised January 2020)

他の言語による出願に関しては、上記の様式の表示は引き続き英語又は仏語になる点にご留意下さい。

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (代理人に関する要件)

CU: キューバ (手数料)

DE: ドイツ (委任状の放棄、委任状が要求される特定の事例)

GB: 英国 (代理人に関する要件、国内段階移行に関する特別な要件)

IB: 国際事務局 (電子出願)

受理官庁としての国際事務局 (IB) が、PCT-SAFE ソフトウェアを利用した電子形式による国際出願の受理を停止する旨のお知らせは、上記「国際出願の電子出願及び処理」をご参照下さい。

NO: ノルウェー (手数料)

PE: ペルー (国際出願の写しの部数)

SD: スーダン (電子メールアドレス)

TZ: タンザニア (所在地、電話番号と電子メールアドレス)

VN: ベトナム (国内段階移行に関する特別な要件)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、スウェーデン知的所有権庁)

補充国際調査及び国際予備審査に関する手数料 (スウェーデン知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT リーガルテキスト インデックス

PCT リーガルテキスト インデックスでは、条文、規則、実施細則、様式や様々な PCT ガイドラインの参照を提供しています。当該インデックスが、2020 年 7 月 1 日付けで発効したリーガルテキストの参照を追加して更新されました。以下のリンクから、英語でご利用可能です。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf

日本語による願書及び国際予備審査請求書の様式

願書 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の日本語版の様式が修正されました。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/ed_request.pdf (願書)

https://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/ed_demand.pdf (国際予備審査請求書)

変更は、願書様式の第 X 欄と国際予備審査請求書様式の第 VII 欄に関する事項で、どちらも出願人、代理人又は共通の代表者の署名に関するものです。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の最新情報: PCT 制度

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の最新情報: PCT 制度」の PCT ウェブページでは、当感染症の世界的流行に伴い国際事務局 (IB) が講じる措置に関する情報、並びに可能な救済措置やベストプラクティスに関する情報も提供しています。現状の情報をまとめた一覧が追加され、ウェブページが拡張されました。以下のリンクからご覧ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/covid_update.html

当該情報は PCT 公開 10 言語全てでご利用できます (英語以外の言語はページ右上から選択可能です)。

WIPO PROOF の PCT 公開 10 言語による提供

WIPO は 2020 年 5 月に、WIPO PROOF (<https://wipoproof.wipo.int/wdts/>) を開始しました。このサービスは、オンラインでの新しいビジネスサービスであり、ある知的財産がある特定の時点で実在し、所有されていたことを証明するための改ざん防止機能を備えた証拠を作成することができます (PCT ニュースレター 2020 年 6 月号の 2 ページをご参照下さい)。この度、本サービスが PCT 公開 10 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、日本語、韓国語、独語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語) で提供できるようになりました。WIPO PROOF が多言語で提供可能なことで、そのサービスをグローバルに活用することができます。そして重要な点としてその証明が、国際紛争に係るリスクの一部を軽減するのに役立つ場合があることです。世界最大の管轄区域で使用される多くの言語で証拠書類を提供することにより、WIPO PROOF は紛争解決の議論に伴うコスト、検証や時間を削減する手助けとなるでしょう。詳細は以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/wipoproof/en/news/2021/news_0001.html

実務アドバイス

国際出願の取下げを行う際のベストプラクティス

Q: 当方はある国際出願の代理人です。出願の取下げを行い、国際出願の公開を回避するよう出願人から指示されました。(特に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行中の現状で) 取下げを行う最善の手段は何でしょうか？

A: PCT 規則 90 の 2.1 に基づき国際出願を取り下げ、その公開を回避するためには、国際事務局 (IB) が、その対象となる公開の技術的な準備が完了する前に、その出願の取下げの通知を受領する必要があります (PCT 規則 90 の 2.1(c))¹。しかし、どのような状況であったとしても、できる限り速やかに取下げの通知を提出するようお勧めします。

通常、そして特に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行中の現状で、出願の取下げを行う際には、以下のオプションを推奨しています。どちらも ePCT を利用して行うものです。

¹ 技術的な準備は通常、公開日 (優先日から 18 か月の経過後でできる限り速やかに実施されます) の 15 日前に完了します。取下げの通知は、IB が署名に関する要件の確認と取下げの処理ができるよう十分な時間をもって IB に到達すべきです。公開 15 日前の期間の少なくとも 2 就業日前の到達が望ましいでしょう。

- オプション 1: ePCT アクション機能による「国際出願の取下げ」(“Withdraw International Application”)の利用、又は
- オプション 2: 「ドキュメントアップロード」(“Upload Documents”)機能の利用。

WIPO ユーザアカウント (WIPO Account) (同一の WIPO ユーザアカウントで、ePCT をはじめとする WIPO のオンラインサービス全てが利用可能) をまだ作成されていない場合には、ePCT の利用にはユーザアカウントの作成が必要となります。以下のリンクから、オンラインでの簡単なユーザアカウントの作成ページの指示に従って作成できます。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/public/register.xhtml?lang=ja>

強く推奨される ePCT アクション機能の「国際出願の取下げ」を利用するためには、国際出願へのアクセス権 (“eOwnership”) も必要となります。ePCT から関係する国際出願を行ったのであれば、その出願手続の過程で、その出願へのアクセス権がシステム内で自動的に付与されます。一方、別の手段で国際出願した場合には、ePCT にログインしてアクセス権を申請し、eOwnership の請求を IB に提出することもできます。これには、高度な認証で安全が確保された WIPO ユーザアカウントを使用して ePCT にログインする必要があります。この手続の際に疑問点があるときは、PCT 電子サービス (PCT eServices) ヘルプページ上の “eOwnership, eHandshakes and Access Rights” を、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

オプション 1: 「国際出願の取下げ」 ePCT アクション機能 (強く推奨)

ePCT にてご自分の国際出願へのアクセス権を持つと、「国際出願の取下げ」アクション機能が選択できます。その機能を選択すると、システムは自動的に取下げの通知を作成し、あとは署名をするのみとなります。また、この機能を利用するメリットの一つは、もし国際公開に向けた技術的な準備がすでに完了している際にはシステムが警告を発することです。この場合には、出願を取り下げても国際公開を回避することはできません。この警告を受けることにより、出願人は取下げの請求をそのまま進めるのか否かを、十分な情報を得た上で決定することができます。当該機能を使って国際出願の取下げを IB に請求する方法の詳細は、以下のリンクの PCT 電子サービス(PCT eServices)ヘルプページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=869>

オプション 2: ePCT ドキュメントアップロード機能 (推奨)

関係する国際出願へのアクセス権をまだ持っておらず、それを申請せずに国際出願を取り下げたいのであれば、ドキュメントアップロード機能を使って IB に取下げの通知を提出することができます。国際出願番号とその国際出願日に基づいて、高度な認証なしであっても (ユーザ名とパスワードのみで WIPO ユーザアカウントにログインする方法で) ePCT で書類をアップロードすることも可能です。その際には、十分注意して、正しいドキュメントタイプ「国際出願の取下げ」を選択し、記入済みの様式 PCT/IB/372 (取下げの通知) の PDF 版 (編集可能な様式が PCT ウェブサイト <https://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.htm> から利用可能)、又は取下げを請求する旨の書簡を添付して下さい。ドキュメントアップロード機能に関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

アクション機能「国際出願の取下げ」又はドキュメントアップロード機能のいずれかを經由して、取下げの通知が ePCT システム内に届くと同時にその通知は IB の処理システムで即時に読み込まれ、IB により処理されるまで公開は保留にされます。なお、取下げの通知（又は書簡）に、取下げの通知は、国際公開が回避可能な期間内にその通知が IB によって受領されることを条件とする旨を記載することができる点にもご留意下さい。

取下げの通知を IB に送付する別の手段（推奨されない手段であるため、できれば上記二つのオプションが利用できない場合の限定的な利用）

ePCT を利用する以外にも通知の送付手段はありますが、IB はこれら一切の手段は推奨していません。オプションの一つである、IB の緊急用アップロードサービス（Contingency Upload Service）の利用は、ePCT システムが不通になる等の万が一のためのバックアップサービスとしてのみ提供されているものです。このサービスでは、ePCT に設定されている各種機能やセーフガードは提供されていないため、その利用は最良の手段とはいえません。しかしながら、もし何らかの理由で当該サービスの利用が必要な場合には、以下のリンクをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

なお、Fax による IB への書類の送信は決してお勧めできません。しかし、上記いずれのオプションも利用できない状況で、緊急を要する状況に限り、Fax で取下げの通知を Fax 番号 (41-22) 338 82 70 又は (41-22) 338 90 90 まで送信することが可能です。ただし、Fax が正しく受領されたか IB に確認の電話連絡をされることをお勧めします。また、取下げの通知を IB に郵送することも可能ではありますが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い数多くの国における郵便サービスの不安定な現状を踏まえて、こちらも決してお勧めできません。

国際出願に係る IB との通信

IB は、別途案内があるまで紙媒体と Fax による書類の送付を休止しています。そのため、一件書類に係る出願人又は代理人の電子メールアドレスを IB に知らせ、取下げの確認通知を電子メールで送付できるようお願いします。まだ電子メールアドレスを IB に知らせていない場合には、IB 宛（pct.eservices@wipo.int 又は pct.infoline@wipo.int）まで、電子メールで通信連絡用の電子メールアドレスをお知らせ下さい。又は WIPO (PCT) カスタマーサービスの“Contact Us” ページを利用して、以下のリンクから電子メールをお知らせ頂くこともできます。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=pct>

PCT ユーザの皆様が IB に連絡を行う際には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している現状を踏まえ、できれば ePCT 経由で、全て電子手段で行って下さるようお願いいたします。IB との電子的通信手段に関する情報は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html

なお、ePCT の利用に関して必要な支援や詳細については、以下のリンクから、PCT 電子サービス(PCT eServices)のお問い合わせをご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=769>

また、個別の出願に関するご質問は、その出願を担当する PCT オペレーションチームに、できれば ePCT Message 機能を使ってお問い合わせ下さい。当該機能により、担当するチーム宛に即時にメッセージが送付されます。当該機能の使用には、ePCT での出願のアクセス権や高度な認証を設定して ePCT にログインする必要はありません。詳細は、以下のリンクの PCT 電子サービス(PCT eServices) ヘルプページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=536>

各チームへの連絡用の電子メールや電話番号は、該当の国際出願に関連して IB が発行する様式にも記載されています。又は以下のリンクから、ルックアップツール（PCT 出願の担当チームの連絡先の検索）をご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年3月号 | No. 03/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2020年のPCT出願

2020年のPCTの利用は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行にもかかわらず伸び続け、PCT出願件数は推定275,900件¹となり、これまでの最多出願件数を記録し、2019年比で4%の増加となりました。中国が引き続きPCT制度の最大ユーザであり、68,720件が出願され(2019年比で16.1%増)、続いて米国(U.S.)が59,230件の出願件数(3%増)で第2位となりました。日本(50,520件)、大韓民国(20,060件)そしてドイツ(18,643件)が、それぞれ第3位、第4位と第5位を占めました。

上位10か国における各国の合計出願件数と、全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1. 中国	68,720	24.9%
2. 米国	59,230	21.5%
3. 日本	50,520	18.3%
4. 大韓民国	20,060	7.3%
5. ドイツ	18,643	6.8%
6. フランス	7,904	2.9%
7. 英国	5,912	2.1%
8. スイス	4,883	1.8%

¹ この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意下さい。国際事務局は、2020年に国内官庁や広域官庁に出願された全てのPCT出願は受理していません。したがって、出願の確定した数値は今年の後半に公表されます。

近日開催予定のPCTセミナー、ウェビナーや他のPCT関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号(英語版)のPCTセミナーカレンダーをご覧ください。

9. スウェーデン	4,356	1.6%
10. オランダ	4,035	1.5%

上位 10 か国以下のその他の国、サウジアラビア (956 件で 73.2%増)、マレーシア (255 件で 26.2%増)、チリ (262 件で 17%増)、シンガポール (1,278 件で 14.9%増) やブラジル (697 件で 8.4%増) は、著しい成長を見せました。

全ての国の出願件数、並びに 2020 年の出願件数との比較に関する情報は、WIPO プレスリリース PR/2021/874 のアネックス 1 を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article_0002.html

中国の電気通信会社ファーウェイ・テクノロジーズは 4 年連続で最上位 PCT 出願人となり、2020 年には 5,464 件の出願が公開されました。上位 10 出願人のうち LG エレクトロニクスが 2020 年に公開された出願件数において最も顕著な増加 (67.6%増) を記録しました。その結果、2019 年の 10 位から 2020 年では 4 位へ上昇しました。上位 10 出願人と 2020 年に公開された PCT 出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	5,464
2. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	3,093
3. 三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,810
4. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	2,759
5. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	2,173
6. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (スウェーデン)	1,989
7. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,892
8. OPPO モバイル (Guang Dong Oppo Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	1,801
9. ソニー (Sony Corporation) (日本)	1,793
10. パナソニック IP マネジメント (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd.) (日本)	1,611

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリース (アネックス 2) で公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以降 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、559 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、中国の 5 大学、米国の 4 大学と日本の 1 大学が占めています。教育機関による PCT 出願に関する詳細は、プレスリリース (アネックス 3) をご覧下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が公開された全 PCT 出願件数の最大シェア (全体の 9.2%) を占めました。次にデジタル通信 (8.3%)、医療技術 (6.6%)、電子機器 (6.6%)、そして計

測 (4.8%) が続きました。2020 年では、上位 10 の技術分野のうち 6 分野で 2 桁の成長率を記録し、オーディオ・ビジュアル技術で急成長を見せ (前年度の 8.7% に対し 2020 年は 29.5% 増)、続いてデジタルコミュニケーション (15.8% 増)、コンピュータ技術 (13.2% 増)、計測 (10.9% 増)、半導体 (10.1% 増) と医薬品 (10% 増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリース (アネックス 4) をご参照下さい。

2020 年の出願件数の確定数値の (PCT 年次報告での) 公表は、今年の後半の PCT ニュースレターでお知らせします。

WIPO 新事務局長 Daren Tang とチーフエコノミスト Carsten Fink の解説によるバーチャル形式のビデオ “Press Conference on 2020 International Patent, Trademark and Design Filings via WIPO” が配信されています。以下のリンクからご視聴下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=gOakeXRMYYL>

ブダペスト条約

アラブ首長国連邦及びベトナムの加盟

アラブ首長国連邦及びベトナムが、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を、それぞれ 2021 年 2 月 17 日及び 2021 年 3 月 1 日に寄託しました。これにより当該条約の締約国数は 85 になりました。ブダペスト条約は、サウジアラビアの加盟に関しては 2021 年 5 月 17 日、ベトナムの加盟に関しては 2021 年 6 月 1 日に発効します。詳細は、以下のリンクからブダペストに関する通知の第 343 号及び第 344 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_343.html

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_344.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに当該条約の主な利点を解説する文書 (WO/INF/12 Rev.27) が、英語、仏語及びスペイン語により、それぞれ以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

国際事務局に対する新しい手数料支払方法

この度、Paypal が、新たな手数料支払方法として受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対し利用できるようになりました。スイスフラン (CHF)、ユーロ (EUR) 若しくは米国ドル (USD) 建てで利用できます。なお、補充国際調査の請求を希望する出願人は、かかる調査の目的で IB に支払う手数料 (補充調査取扱手数料) をオンラインで支払う際に Paypal も利用可能です。ただし WIPO は、Paypal による支払については電子メールによる確認のみを行っているため、その他の領収書や納付済証などを発行して

いない点にご注意下さい。電子メールによる受領通知が届かない場合は、以下のリンクの“Contact us”ページからお問い合わせ下さい。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=pct-payments>

Paypal の追加により、RO/IB に対して利用できる支払方法は以下のとおりとなりました。

- クレジットカード
ePCT を利用した出願を行う場合、又は出願後に RO/IB からオンライン支払のリンクを電子メールで受領した場合に利用可能。スイスフラン、米国ドル若しくはユーロ建ての支払には、ダイナース、ディスカバー、マスターカード及びビザのクレジットカードが使用可能。アメリカンエクスプレスカードについては、スイスフランによる支払のみ使用可能。
- WIPO と開設した当座預金口座からの引落とし (スイスフランのみ)
- Paypal (スイスフラン、米国ドル若しくはユーロ)
- WIPO 口座への銀行振込 (スイスフラン、米国ドル若しくはユーロ) 及び
- WIPO 郵便口座への郵便振替 (スイスフランのみ)

WIPO は、現金や小切手による支払は受け付けていませんのでご注意ください。

なお、WIPO に対する PCT 手数料の支払に関する詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

国際出願の電子出願及び処理

欧州特許庁における新しいウェブベースの出願サービス (Online Filing 2.0)

欧州特許庁 (EPO) は、2021 年 4 月 1 日から、新しいウェブベースの出願サービス “Online Filing 2.0” (オンライン出願 2.0) が、プロダクションモードとして利用可能になることを国際事務局に通知しました。Online Filing 2.0 では、欧州特許出願や PCT 出願を提出することができ、また、それらの出願やそれらの出願から取得する特許に関するその他の書類を PDF 形式で、PCT 出願に関する書類に関しては XML 形式でも提出することができるようになります。WIPO の ePCT サービスは Online Filing 2.0 に統合されているため、ユーザは Online Filing 2.0 から直接オンラインの ePCT にアクセスできます。新規 PCT 出願や出願後の中間書類を提出することもできますし、PCT 出願の国際段階期間では、ePCT 「アクション」機能を利用して国際予備審査を請求することもできます。

当該新しい出願サービスに関するお知らせは、以下のリンクの EPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal.html>

当該官庁での電子形式による国際出願の提出に関する要件や実務を記載した通知が更新され、以下のサイトの 2021 年 3 月 18 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

継続して以下の出願方法も利用することができます。

- EPO Online Filing (オンライン出願)
- EPO Web-Form Filing Service (ウェブ形式による出願サービス)
- EPO Case Management System (ケースマネジメントシステム)
- ePCT 出願

PCT 最新情報

AO: アンゴラ (所在地とあて名、電話番号、電子メールとインターネットアドレス、通信手段)

AU: オーストラリア (手数料、要求される翻訳文の内容)

BG: ブルガリア (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

EP: 欧州特許庁 (国内段階移行に関する特別な要件)

FR: フランス (電話番号)

LU: ルクセンブルグ (FAX 番号、インターネットアドレス)

NG: ナイジェリア (官庁の名称、電話番号、所在地とあて名、電子メールアドレス、通信手段)

NZ: ニュージーランド (手数料)

RU: ロシア連邦 (電話番号と FAX 番号、電子メールによる通知、書類を発送したことの証拠、国際型調査に関する規定)

SG: シンガポール (電子メールアドレス、通信手段)

UZ: ウズベキスタン (所在地とあて名、手数料)

WS: サモア (一般情報、手数料)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、スウェーデン知的所有権庁)

補充国際調査に関する手数料 (スウェーデン知的所有権庁)

国際予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁 (修正)、スウェーデン知的所有権庁)

米国特許商標庁による 2021 年 2 月 18 日の閉庁

米国特許商標庁 (USPTO) は、悪天候のため、2021 年 2 月 18 日は公務上の処置として休業しました。この日は連邦政府が定める祝日とみなされます。その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である 2021 年 2 月 19 日に満了となります。

閉庁に関する通知は、USPTO のウェブサイトに掲載されました。以下のリンクをご覧ください。

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/uspto-closed-feb182021-20210304.pdf>

メキシコ工業所有権機関による 2021 年 2 月 22 日の閉庁

メキシコ工業所有権機関は、電子システムの不通により、2021 年 2 月 22 日は公務上の処置として休業しました。その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である 2021 年 2 月 23 日に満了となります。閉庁に関する通知は、当該機関のウェブサイトに掲載されました。以下のリンクをご覧ください。

https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5612925&fecha=05/03/2021

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 制度の概要を紹介するビデオ

PCT 制度の概要を紹介する新しいビデオ「PCT 制度: 海外での特許取得を目指して」については、PCT ニュースレター 2020 年 12 月号でお知らせしました。このビデオは、PCT ウェブサイト上 (<https://www.wipo.int/pct/en/>) で PCT 10 公開言語により公開されています。この度 YouTube でもこのビデオが全 10 言語により、以下のリンクから視聴できるようになりました。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLsm_LOEppJawXrfXbofUlp5ucpYCSAcr4

LinkedIn と Twitter でもそれぞれ以下のリンクから、ビデオが視聴できます。

<https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:6760176839785779200/>

<https://twitter.com/WIPO/status/1352013339703078912>

以前お知らせした通り、このビデオは、特許制度について基本的な知識をすでにお持ちの経営者や個人発明家、学生等を対象として特許協力条約 (PCT) の概要を紹介し、イノベーターが海外での特許取得を目指す際に、PCT 制度がどのように役立つかを説明するものです。また、海外で特許取得を目指す際の利用可能な選択肢について、弁理士がクライアントに説明を行う際にもお使いいただけます。その他にも、PCT 非締約国において PCT 制度に対する関心を高めることも目的としています。

国際機関会合に関する文書

2021 年 3 月 24 日から 26 日までジュネーブでバーチャル会議として開催される、第 28 回 PCT に基づく国際機関会合に向けた文書が作成されました。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=61368

PATENTSCOPE のお知らせ

PATENTSCOPE による非特許文献の提供

この度、非特許文献 (Non-Patent Literature, NPL) が PATENTSCOPE に組み込まれ、出版社シュプリングーネイチャーによる文献の一部のコンテンツが、リンク <https://www.nature.com> からオープンアクセス (Open Access, OA) できるようになりました。コンテンツは、世界を牽引し多岐の専門分野にわ

たる科学ジャーナルの一部から提供されています。54,000 件以上の文献（書誌データとフルテキスト）が PATENTSCOPE で検索可能になりました。

検索結果リストに NPL を含める方法については、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2021/news_0001.html

OA コンテンツの追加のリソースは、今後 PATENTSCOPE にて利用可能になる予定です。

PATENTSCOPE で利用可能なパテントファミリー関連情報の拡張

以前お知らせした通り、少なくとも一つの PCT ファミリーメンバーを含むパテントファミリーに関する PCT パテントファミリー関連情報が、2020 年に PATENTSCOPE で検索可能になりました (PCT ニュースレター 2020 年 2 月号をご参照下さい)。最新の PATENTSCOPE では、PCT とパリルート双方を経由する特許文献の情報を含むパテントファミリー関連情報を提供しています。

この新機能の閲覧方法の詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2021/news_0002.html

近日中継予定の PATENTSCOPE に関するウェビナー

PATENTSCOPE 上でのパテントファミリーに関する詳細や PATENTSCOPE の最新動向をお知らせするウェビナーが、2021 年 3 月 23 日と 25 日に予定されています。以下のリンクからご登録下さい。

(訳者注：以下のサイトから 2021 年 3 月 23 日及び 25 日に録画されたビデオをご視聴いただけます。)

<https://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

ウェビナーは無料で中継時間は 35 分を予定しており、質疑応答の時間も設けられています。

欧州特許庁による調査及び審査ガイドライン改訂版

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT-EPO Guidelines) (PCT 機関としての EPO における調査及び審査ガイドライン (PCT-EPO ガイドライン)) の 2021 年 3 月版の発行を公表しました。当ガイドラインは、ISA 及び IPEA としての EPO に対する国際出願の取扱いにおける多様な局面において、従うべき実務や手続に関する指示書です。この度、2021 年 3 月 1 日付けで改訂され、2019 年 11 月版に代わる 2021 年 3 月版として発行されました。

ガイドライン全体が修正されていますが、重要な変更は、以下をはじめとする Part A の拡充です。

- 方式要件の審査に関する章 (VI 章) 及び
- 誤って提出された要素又は部分の訂正に関する (II 章の) 新たなセクション

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2021/01/a7/2021-a7.pdf>

英語、仏語及び独語によるガイドラインは、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

(リマインダ) 2021 年 4 月 26 日 世界知的所有権の日

PCT ニュースレター 2021 年 1 月号ですでお知らせしたように、例年通り 4 月 26 日に世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) が開催されます。今年のテーマは、「IP & SMEs (知的所有権と中小企業): あなたのアイデアをマーケットへ」と題して、経済における中小企業の重要な役割に焦点を当て、彼らがどのように知的財産 (IP) 権を使って、より強固で、優位性があり、且つ再生力のあるビジネスを作り上げていけるのかを紹介しています。

ワールド IP デーの詳細は、以下のリンクから WIPO ウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/

実務アドバイス

ある指定官庁に早期国内段階移行した後に、他の官庁への国内段階移行を延期する目的で優先権の主張を取り下げることにより起こりうる帰結

Q: 当方は法人である出願人に代わり、2020 年 11 月 9 日に国際出願を行いました。その国際出願では、2019 年 12 月 9 日に行った国内出願の優先権を主張しています。残念ながら資金難のため、出願人は、国内段階移行を予定していた多くの官庁に対する国内手数料の支払ができないことを懸念しています。出願人は、ある一つの官庁に対してはできる限り早期に国内段階移行を行い、先の出願の優先権を維持することが特に重要であると考えています。しかし、特許保護を求める予定の複数の他の国については、優先権の主張を取り下げることにより、国内/広域段階移行 (と必要な手数料全額の支払) を延期したい意向です。出願人は、取下げによって国内/広域段階移行を延期することができるのでしょうか? 可能であれば、早期国内段階移行した官庁については、優先権の主張は依然として有効になるのでしょうか? このような行為を行う上での潜在的なリスクはありますか?

A: PCT では、国際段階においてある一定の指定国を選んで優先権の主張を取り下げることが規定していません。ただし、PCT 第 23 条(2) に規定されるように、ある一つの国 (若しくは複数の国) を選んで早期国内段階手続の処理又は審査を請求することができます。そしてその請求後、優先日から 30 か月の期間内に、PCT 規則 90 の 2.3(a) に基づき優先権の主張を取り下げることができます。この際、通常、優先権の主張の取下げの効果は、すでに国内段階移行した国については、その効力を生じない旨が規定されています。関連する規定である PCT 規則 90 の 2.6(a)は、以下の通り定めています。

「第九十規則の二の規定に基づく国際出願、指定、優先権の主張、、、の取下げは、第二十三条 (2) 又は第四十条 (2) の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については、効力を生じない。」

これは、国際出願が指定 (若しくは選択) 官庁においてすでに国内段階移行した場合には、優先権主張の取下げの通知が提出される以前に当該官庁は国際出願の処理又は審査を開始したことを意味することになるため、当該指定官庁は優先権の主張を考慮することになります。ただし、この方法で手続を進めることを決めた場合には、当該官庁に対しできる限り速やかに出願の処理又は国内審査を開始するよう明確に請求して下さい。そしてその請求を行った後、優先権主張の取下げ手続を進める前に、当該官庁で出願の処理又は国内審査がすでに確実に開始されたかどうかを確認して下さい。

出願人からの優先権主張の取下げの通知を受けて、国際事務局 (IB) は取下げの通知 (様式 PCT/IB/317) を発行します。その通知は、早期国内段階移行が請求された官庁も含む全ての指定官庁に対して、一括した処理システムにより送付されます。IB は国内段階手続の処理又は審査がすでに開始されたかどうかは把握しておらず、各官庁に確認するわけではありません。このような状況においても、関連する指定官庁で国内段階手続の処理又は審査が開始された後に効力が生じた取下げに関しては、当該国においてその効果が発生することはありません。

国際出願における唯一の優先権の主張を取り下げることにより、国際出願日が (この事例では、2020 年 11 月 9 日) 新しい「優先日」になります。そして PCT 規則 90 の 2.3(d) に従い、もとの優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、新しい優先日から起算されます。これにより、目的とされていた効果、すなわち、その他の官庁に対する国内段階移行の期間が新しい優先日から起算されることになり、さらに 11 か月の猶予が得られることになります。国内段階移行する期間は、大半の国²に関しては少なくとも優先日から 30 か月であるため、他の官庁に国内段階移行する際に発生する国内手数料の支払には、(2022 年 6 月 9 日に代わって) 少なくとも 2023 年 5 月 9 日まで猶予があることになります。またこの事例で、取下げの通知が国際公開の技術的な準備が完了する前³に IB に到達した際には、優先権の主張の取下げによって国際出願の公開も延期される点にご留意下さい。

優先権の主張を取り下げることによって、出願人は、他の官庁に支払う国内手数料や国内 (若しくは広域) 段階移行時の他の手数料の支払を先延ばしすることができます。そのため、その後他の国で出願を進めるかどうかについて出願人に選択肢を残すことができますが、この戦略には潜在的なリスクがないわけではありません。優先権の主張を取り下げる前に、その取下げには、関連する先行技術の観点から新規性や進歩性の調査に与えかねない結果を考慮すべき点を認識しておくことが非常に重要です。そして、特にもとの優先日から新しい優先日の間に存在し得る先行技術に十分気を付ける必要がある点を認識しておくことも大変重要です。優先権の主張を取り下げることは、介在する先行技術や出願人による事前の開示によって、優先権の主張なしで国際出願を進めることになる他の国での特許保護を取得する機会を脅かしてしまうリスクを高めることになります。関連する国内法において先行技術を構成しているものについて、関心のある国の現地代理人に相談をご検討ください。

まとめとして、優先権の主張は手続上では比較的簡単に取下げることができ、そうすることで国内手数料の支払までより長い時間の猶予を得ることができます。しかしながら、取下げは重大な結果を招くこともあるため、簡単に決定すべきことではありません。

一部の指定官庁は、所定の条件の下で国内段階移行の延期を許可していますが、通常は手数料を支払うことで延期が可能となります。詳細は PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>)、国内章 (概要) の該当ページをご参照下さい。

本号の実務アドバイスに関係したトピックスの詳細は、以下に記載した関連資料をご覧ください。

– 優先権の主張の取下げについては、PCT 出願人の手引、国際段階の 11.056 項

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=121>

² 指定官庁としてのルクセンブルグとタンザニア連合共和国は、PCT 第 22 条(1) に基づく 30 か月の期間の不適用を国際事務局に通知しています。2002 年 4 月 1 日に発効した修正では、適用する国内段階移行の期間は、優先日からそれぞれ 20 か月と 21 か月と規定されています。ただし、上記 2 か国において、欧州特許又は ARIPO 広域特許が求められている場合は、31 か月の期間が適用されます。

³ 技術的な準備は通常、国際公開日 (優先日から 18 か月の期間の満了後速やかに実施) の 15 日前に完了します。

- ePCT 専用のアクション機能を利用して優先権の主張を取り下げる方法

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=870>

- 早期国内段階移行については、PCT ニュースレター 日本語抄訳版 2011 年 10 月号 7 ページの「実務アドバイス」又は PCT ニュースレター 英語版同号 15 ページの「実務アドバイス」

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2011/newslett_11.pdf#page=7

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2011/pct_news_2011_10.pdf

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年4月号 | No. 04/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際機関会合 (MIA)

第 28 回 PCT 国際機関会合 (MIA: Meeting of International Authorities) は、2021 年 3 月 24 日から 26 日までスイス、ジュネーブの WIPO 本部にてバーチャル会議として開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご覧下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=61368

本会合では、以下のトピックスが議論されました。

- 品質サブグループ会合の結果は、以下の通りです。
 - PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの次回改訂版に、“minimum reasoning” (最小限の理由付け) の方法論を示す発明の単一性に関する事例を加える旨の合意が、2021 年 7 月 1 日に発効予定。
 - 国際機関が品質管理システムの二国間協議へ参加するために、Webex 会議のプラットフォーム上でブレイクアウトセッション機能を利用したグループミーティングの実施。
 - 品質管理に関するさらなる作業の勧告。詳細は、議長による要約 (文書 PCT/MIA/28/9 のアネックス II) をご参照下さい。
- 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースの現状報告 (文書 PCT/MIA/28/4)。
- 五大特許庁 (IP5) 間の PCT 協働調査及び審査 (CS&E) 試行プロジェクトの評価フェーズ (文書 PCT/MIA/28/3)。2020 年に開始された評価フェーズでは、国際事務局 (IB) が本プロジェクト

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

参加者への調査を実施し、2022 年 6 月に終了予定です。

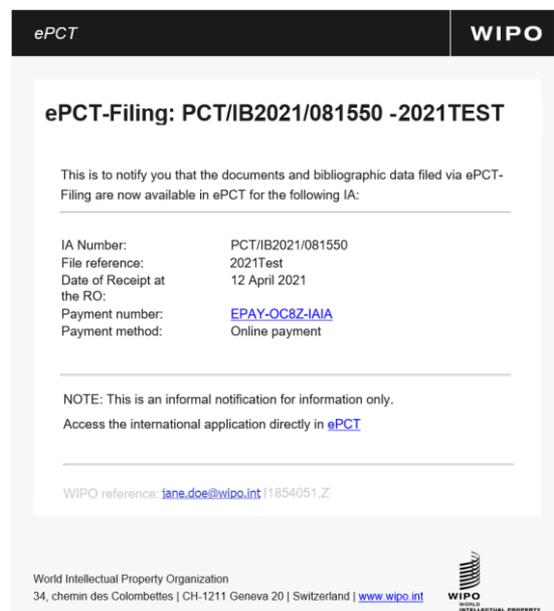
- ヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの提出について、WIPO 標準 ST.25 から XML 形式の WIPO 標準 ST.26 への移行。また PCT に基づく実施細則の改訂、WIPO Sequence と ST.26 形式による配列リストの作成と検証を目的とした WIPO Sequence Validator ツールの開発、並びに出願人と官庁を対象としたトレーニングの実施をはじめとする PCT における ST.26 の実施 (文書 PCT/MIA/28/2)。PCT における ST.26 の実施に関する PCT 規則の修正については、2020 年 10 月に開催された第 13 回 PCT 作業部会会合は、次回の PCT 総会にて修正案を提出することで合意しました (PCT ニュースレター 2020 年 10 月号をご参照下さい)。
- 中華人民共和国国家知識産権局による、国際調査報告及び見解書の品質向上を目的として機関、指定官庁や PCT ユーザに送られたアンケート調査結果の速報値の提示 (文書 PCT/MIA/28/7)。
- 全般的な混乱発生時における PCT 救済措置の強化案 (文書 PCT/MIA/28/8)。本案に関する議論は、2021 年 6 月に開催予定の第 14 回 PCT 作業部会でも継続される予定です。その次回会合にて IB は、2020 年 4 月 9 日に公表された「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明及び特許協力条約 (PCT) に関して推奨される実務対応」における IP 官庁の対応経験について報告する予定です。この評価報告は、2020 年 10 月に開催された第 13 回 PCT 作業部会での要請を受けたものです (PCT ニュースレター 2020 年 10 月号)。
- 調査報告及び見解書の作成を目的として提供される XML データに必要な改善事項 (文書 PCT/MIA/28/5)。
- 先の国際出願の記録の写しを優先権書類の認証謄本として使用できるよう、今後提案とする際の根拠となり得るオプション (文書 PCT/MIA/28/6)。

国際出願の電子出願及び処理: 国際事務局

ePCT システムが配信する電子メールによる通知に関連した今後の変更

2021 年 5 月にリリース予定の ePCT 最新版では、ePCT システムが配信する電子メールによる通知のルック・アンド・フィール (外観と感触) が新しくデザインされます。また、送信者の電子メールアドレスも変更になりますのでご注意ください。

通知の例として、新規版は右の形式へ変更となります。



これまでの送信者の電子メールアドレスは no.reply@wipo.int ですが、新アドレスは以下になります。

epct-noreply@wipo.int

なお、ご利用されている電子メールシステムがこの新アドレスからの通知メールをスパムメールとして扱わないように、受信可能なアドレスリストに登録して下さい。ePCT 最新版の詳細は、リリース後に PCT ニュースレターでお知らせします。

(リマインダ)

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) による PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理終了

PCT ニュースレター 2021 年 2 月号でお知らせしたように、RO/IB は 2021 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了します。RO/IB に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、早急に ePCT 出願を利用開始されるようお勧めします。

PCT-SAFE から ePCT 出願への移行に関する詳細やサポートについては、PCT オペレーションカスタマーサポート部 pct.eservices@wipo.int へお問い合わせ下さい。

PCT 公開スケジュールの変更

2021 年 5 月 14 日の公開

2021 年 5 月 13 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2021 年 5 月 14 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2021 年 4 月 27 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局に受領される必要があります。

PCT 最新情報

一部手数料の変更 (カナダ知的所有権庁、企業知的所有権委員会 (南アフリカ)、アイスランド知的所有権庁、知的所有権庁¹ (英国)、スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

CY: キプロス (電子メールとインターネットアドレス)

KH: カンボジア (官庁の名称、インターネットアドレス、手数料)

LR: リベリア (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号と FAX 番号、電子メールアドレス、代理人に関する要件、手数料)

WS: サモア (管轄国際調査及び予備審査機関、受理官庁としての官庁の要件に関する情報)

調査手数料及び国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

¹ 知的所有権庁は、特許庁の運用上の名称です。

補充調査手数料及び補充国際調査に関する手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

国際予備審査に関する手数料 (カナダ知的所有権庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

WIPO 標準 ST.26/WIPO Sequence ウェビナーシリーズ

WIPO 標準 ST.26 (英語版: <https://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-26-01.pdf>) は、ヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む国際、国内若しくは広域レベルで出願される全ての特許出願に 2022 年 1 月 1 日以降、適用されます。WIPO 標準 ST.26 は、配列リストに含まれるべき配列を定義し、その配列リストは XML (eXtensible Markup Language) 形式で提供されることを規定しています。

この度、WIPO 標準に基づいたトレーニングモジュールが、官庁からの専門家グループとの共同により開発されました。このモジュールでは、新標準の内容や WIPO Sequence ツールを構成している機能を紹介し、基本事項が学べる機会を提供しています。

英語による 4 回のモジュールが、以下のスケジュールで予定されています。

WIPO ST.26: Introduction:	2021 年 4 月 21 日 (12:00-13:30 中央ヨーロッパ夏時間)
WIPO Sequence:	2021 年 4 月 28 日 (12:00-13:30 中央ヨーロッパ夏時間)
WIPO Sequence Validator (官庁向け):	2021 年 5 月 12 日 (12:00-13:30 中央ヨーロッパ夏時間)
WIPO ST.26: Advanced:	2021 年 5 月 19 日 (13:00-14:30 中央ヨーロッパ夏時間)

ウェビナー登録のリンク等の詳細は、今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT 関連資料の最新/更新情報

米国の出願人向けの ePCT と Docketing PCT に関するウェビナーの録音

Carl Oppedahl 氏 (PCT コンサルタント) と WIPO 共同による最新ウェビナー 2 つの録音が、プレゼンテーション資料と詳細情報と共に、以下の通り利用可能になりました。

- “Worry-free use of ePCT with EFS-Web and e-filing PCT applications at the USPTO”
 - 録音 <https://youtu.be/CF0-Tj9nJI4>
 - プレゼンテーション資料 <https://www.oppedahl.com/cle/20210406.pdf>
 - プレゼンテーションの内容と対象となる視聴者について <https://blog.oppedahl.com/?p=6769>

このウェビナーでは、Oppedahl 氏と共に WIPO シニアビジネスアナリストである Ann Bardini も参加しています。Bardini は、ユーザが ePCT システムで必要とする機能を提案するチームの一員です。このウェビナーは主に米国の視聴者向けとなっていますが、ePCT 利用のメリットを説明する内容の多くは、一般の視聴者にも関心の高いものとなっています。

– “Docketing PCT for US filers”

- 録音 <https://youtu.be/fGBM1t0-Erg>
- プレゼンテーション資料 <https://www.oppedahl.com/cle/202104.pdf>
- プレゼンテーションの内容と対象となる視聴者について blog.oppedahl.com/?p=6765

このウェビナーも主に米国の視聴者向けとなっていますが、Oppedahl 氏はプレゼンテーション資料に修正を加えて米国外の出願人を対象としたバージョンも提供する予定です。

国際出願を提出する際のベストプラクティスに関するウェビナーの録音

Matthias Reischle-Park (WIPO PCT 法務・ユーザ関連部副部長) と Hanna Kang (WIPO PCT 法務・ユーザ関連部リーガルオフィサー) による上述のウェビナーが、2021 年 4 月 15 日に録音されました。氏名と電子メールアドレスを提供するだけで、ウェビナー視聴の登録ができます。登録ページへのリンクとプレゼンテーション資料の PDF 版は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

PCT を学ぶビデオシリーズ「How to 国際出願の提出」

PCT を学ぶビデオシリーズ「How to 国際出願の提出」の一部ビデオが、中国語、韓国語、日本語とロシア語の字幕付きで視聴できるようになりました。このシリーズは、Matthias Reischle-Park による 29 本の短編ビデオ (各約 15 分) からなっており、PCT 手続の国際段階と国内段階における重要な局面や実務の基本事項を紹介しています。

字幕のご利用には、ビデオ画面のクローズドキャプション (“CC”) をクリックしてご希望の字幕を選択して下さい。

ビデオ (字幕あり、なし) は以下のリンクから視聴できます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

その他の PCT 言語による字幕は準備中です。

ロシア語とスペイン語によるセミナー資料

以前お知らせした通り、PCT 手続全般を網羅するセミナー資料が、先の最新版発行後の 2020 年 7 月に発効した PCT 規則改正と実務での変更を反映して 2020 年の終わりに更新されました。中国語、英語、仏語、独語と日本語版に加えてロシア語とスペイン語版が以下の各リンクから利用可能になりました。

https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic_1/index.html

https://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/index.html

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

以前お知らせしたように、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に“participating Office” (参加庁) として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。この手数料の移転は PCT 規則 96.2 に規定されており、また PCT に基づく実施細則の附属書 G に詳述される規定にも準拠しています

(https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex_g.html)。この新サービスの主な利点の一つは、官庁間における手数料取引の処理件数を最小限に抑えることができる点です (PCT ニュースレター 2020 年 12 月号 2 ページをご参照下さい)。

この WIPO Fee Transfer Service に関連して、IB は 2021 年 4 月 8 日付けの公示 (PCT 公報) (73 ページ目以降) に、以下の情報を掲載しました。

- 2020 年 11 月 20 日付けで参加庁となった国立工業所有権機関 (ポルトガル) 及び当該官庁が参加する業務範囲の双方に関する修正。並びに
- 2020 年 11 月 21 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間に WIPO Fee Transfer Service の新規参加庁となった官庁の一覧。

詳細は、上述の公示 (PCT 公報) を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PATENTSCOPE のお知らせ

国内コレクション

フィンランドとニュージーランドの国内特許コレクションが PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

フィンランドのコレクションには 209,700 件以上の文献が含まれており、ニュージーランドのコレクションでは 353,200 件もの文献を収録しています。これらコレクションの追加によって、PATENTSCOPE で利用可能な国内官庁と広域官庁のコレクションは、71 になりました。

(リマインダ) 2021 年 4 月 26 日 世界知的所有権の日

PCT ニュースレター 2021 年 1 月号ですすでにお知らせしたように、世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) が例年通り 4 月 26 日に開催されます。今年のテーマは、「IP & SMEs (知的所有権と中小企業): あなたのアイデアをマーケットへ」と題して、経済における中小企業の重要な役割に焦点を当て、彼らがどのように知的財産 (IP) 権を使って、より強固で優位性があり、且つ再生力のあるビジネスを作り上げていけるのかを紹介しています。

ワールド IP デーを祝うバーチャルイベントの開催予定表が、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2021/events_calendar.html

ワールド IP デーの詳細は、以下のリンクから WIPO ウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/

実務アドバイス

PCT 官庁からの書類受領の遅延について PCT 規則 80.6 が適用する場合の期間の計算

Q: 国際出願した際に、出願人が電子メールアドレスを提供し忘れたため、受理官庁は、PCT 手数料（と後払手数料）の納付の補正命令書（様式 PCT/RO/133）を郵送せざるを得ませんでした。命令書の発行日は 2021 年 3 月 23 日（火曜日）でしたが、受領した日は発行日から 15 日後の 2021 年 4 月 7 日（水曜日）でした。手数料は命令書の発行日から 1 か月以内に支払うことになっているため、期限は 2021 年 4 月 23 日（金曜日）までとなりますが、その期日まで、あまり時間がありません。命令書の受領が遅延したことの補償として、手数料の支払期間の延長を請求することはできるのでしょうか？

A: 命令書がその発行日の後 7 日より遅い日に受領されたことを受理官庁が認める証拠を提出できる場合には、PCT 規則 80.6（第 2 文）に従い、当該官庁は、命令書の発行日から通常の 1 か月の期間より後に満了するものとして取り扱います。すなわち、手数料の支払期間のために追加される日数は、命令書の発行日の後 7 日経過後から、その通知を受領した日までの日数と等しい日数を追加した日に満了するものとします。

この事例では、命令書の発行日から 15 日後にその通知を受領しているため、2021 年 4 月 23 日（金曜日）から数えて 8 日の追加日数があることになり、期間の末日は 2021 年 5 月 1 日（土曜日）に当たります。しかしながら、文書又は手数料が国内官庁（若しくは政府間機関）に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務の処理のために利用者に対して開庁していない日に当たる場合、その期間は、その後の最初の就業日に満了します（PCT 規則 80.5）。該当する受理官庁が、2021 年 5 月 1 日（土曜日）と 2 日（日曜日）は閉庁しているものとする、期間は 2021 年 5 月 3 日（月曜日）に満了することになります。期間の計算を分かりやすく示すと、以下の通りになります。

2021 年 3 月 23 日 + 1 か月 = 2021 年 4 月 23 日
 + 8 日 (PCT 規則 80.6) = 2021 年 5 月 1 日 (土曜日)
 → PCT 規則 80.5 の適用 = 2021 年 5 月 3 日 (月曜日)

十分注意する必要がある点は、PCT 規則 80.5 は自動的に適用されるのに対して、PCT 規則 80.6 の第 2 文は自動的に適用されるものではなく、出願人が、当該官庁が認める証拠を提出できるという条件付きであることです。さらに、期間延長を受けるためには早急に証拠を提出する必要があります。

なお、もし今回のような受理官庁からの命令書の受領遅延が、郵便サービスに起因したものであるとすると、国際出願の際に、受理官庁、国際事務局 (IB)、国際調査機関や予備審査機関、そして指定（若しくは選択）官庁が通知を送ることができる電子メールアドレスを提供することの重要性を指摘しています。

現在係属中の国際出願については、PCT の通知を受領するための電子メールアドレスの記録を、PCT 規則 90.2 の 2 に基づき請求することができます。係属中の出願が複数ある場合には、電子メールアドレスが追加されるべき出願の全てを記載したリストを提供して下さい。IB は提供された電子メールアドレスを記録して、関係する PCT 官庁や機関に通知します。この手続を行う最善の方法は、ePCT を利用して記録の請求をアップロードすることです。この方法を利用するためには、もしまだ WIPO アカウントを作成していないのであれば、アカウントを作成することで WIPO の ePCT システムにログインでき、IB に対し電子的に書類をアップロードできるようになります。請求は国際出願 1 件についてのみアップロードし、「規則 92 の 2 に基づく変更届 (複数の出願用)」の書類を選択して、電子メールアドレスの追加を希望する国際出願番号 (30 か月の期間が満了していないもののみ) を全て記載したリストを提出して下さい。IB における処理の際に、記録変更の請求の写しがリストされた各国際出願の一件書類保存されます。詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=690> 並びに

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

PCT 関連書類の紙形式での送付及び受領に対する代替手段については、PCT ニュースレター 2020 年 4 月号の実務アドバイスをご参照下さい。日本語版と英語版のリンクはそれぞれ以下になります。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=29

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_4.pdf

IB との間の電子的通信手段については、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/covid_19/communication.html

該当する受理官庁が電子出願を受理している場合には²、出願人の皆様には (特に ePCT を利用して) 国際出願を電子的に提出することを全般にお勧めします。ePCT を利用することにより、郵便による PCT 関連文書の受領の遅延や亡失を回避できるだけでなく、出願人は ePCT が提供する多くのセーフガードや役立つ機能のメリットを享受できるためです。出願が提出された方法に関係なく、ePCT 上で該当する出願へのアクセス権を取得することで、全出願人は出願後であっても国際出願を電子的に管理することができる点にご留意下さい。PCT の電子サービスヘルプページには、ePCT の利用開始をサポートする豊富な情報が掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=169>

² IB の受理官庁は、ePCT 出願又は EPO オンライン出願を利用した国際出願を受理しています。また、IB は全ての PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人についての受理官庁となります。なお、IB はこれまでのところ PCT-SAFE による出願やオフライン形式の出願を受理していますが、2021 年 6 月 30 日をもってかかる出願の受理を終了する点にご注意下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年5月号 | No. 05/2021

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

企業知的所有権庁 (ドミニカ) による国際事務局への受理官庁機能の委任

企業知的所有権庁 (ドミニカ) は、2021 年 4 月 15 日から、当該官庁の受理官庁機能を停止し、かかる機能を IB へ委任したことを国際事務局 (IB) に通知しました。加えて、当該官庁は、ドミニカの国民及び居住者により受理官庁としての IB に対して提出された国際出願に関して、カナダ知的所有権庁及び欧州特許庁 (EPO) を管轄国際調査機関 (ISAs) 及び国際予備審査機関 (IPEAs) として指定しました。(カナダ知的所有権庁は、国際調査が当該官庁により行われる若しくは行われた場合のみ、管轄 IPEA となる点にご留意下さい。そして EPO については、国際調査が、EPO 若しくは欧州特許条約の締約国に所在地を有している別の ISA か、締約国を対象として運用している別の ISA により行われる若しくは行われた場合のみ、管轄 IPEA となる点にご留意下さい)。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

国際出願の電子出願及び処理

PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理を終了する官庁

カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は (ePCT 出願を利用して提出される国際出願をすでに受理していますが)、2021 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。受理官庁としての当該官庁に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、早急に ePCT 出願を利用開始されるようお勧めします。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT 出願人の手引 附属書 C (CA) は、当該情報を含め更新されました。

(リマインダ) 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB)

PCT ニュースレター 2021 年 2 月号と 4 月号でお知らせした通り、RO/IB は 2021 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了します。RO/IB に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、早急に ePCT 出願を利用開始されるようお勧めします。

PCT-SAFE から ePCT 出願への移行に関する詳細やサポートについては、PCT オペレーションカスタマーサポート部 pct.eservices@wipo.int へお問い合わせ下さい。

ePCT アップデート

ePCT システムの最新版 (ePCT 4.8) が、2021 年 5 月 18 日に導入されました。出願人向け ePCT と受理官庁、指定官庁及び国際機関向け ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1592> 及び

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1007>

主な新機能の概要は、以下の通りです。

出願人向け ePCT の最新情報

- PCT ニュースレター 2021 年 4 月号の 2 ページでお知らせした通り、ePCT システムが配信する電子メールによる通知のデザインが新しくなりました。また送信者のアドレスが epct-noreply@wipo.int へ変更になりますので、ご利用されている電子メールシステムがこの新アドレスからの通知メールをスパムメールとして扱わないように、受信可能なアドレスリストに登録して下さい。
- 「ePCT のアクセス権全ての削除」 (“Remove all ePCT rights”) 機能:
当該機能が拡張され、例えば PCT 規則 92 の 2 に基づく請求が処理中の出願のように、ePCT でのオンラインアクセスが一時停止となっている出願も含めることが可能になりました。
- 出願 - 検証機能:
「修正が必要」 (“Requires correction”) である旨の出願を確認するメッセージの文言が「修正が必要であるが出願は可能」 (“Will require correction but does not prevent filing”) へ変更されました。欠陥があっても出願は可能であるが出願後に修正が必要な旨をユーザに明示します。
- 出願 - 国際調査機関としての欧州特許庁 (EPO) (ISA/EP) による払戻しの指示書:
選択受理官庁にかかわらず、EPO との手続のために保有されている当座又は預金口座に、ISA/EP による手数料の払戻しの指示書を追加できるようになりました。
- ドキュメントアップロード:
国際公開の技術的な準備は完了しているが国際出願の公開はまだ行われていない場合に、出願の取下げ又は PCT 規則 92 の 2 に基づく請求がアップロードされたとしても、国際公開は回避さ

れない又は国際公開には反映されない旨を注意喚起するお知らせが、高度認証を用いてログインするユーザを対象にインターフェースで表示されるようになりました。

- 外部の署名機能:
外部署名の申請期間（申請は 7 日後満了）が満了する前日に、外部署名の申請者と署名者の双方に電子メールによるリマインダの通知が送信されることになりました。
- 書類 - 国際公開の下書きの中身のプレビュー:
「国際公開の下書き」（“DRAFT international publication”）と呼ばれる新しい書類の種類が ePCT で利用可能になりました。当該機能では、ePCT のアクセス権を持っているユーザが、予定されている国際公開の全内容を下書き版でプレビューできるようにしています。ただし、国際事務局による処理作業は技術的な準備の完了間際までかかる場合がある点にご留意下さい。これまでは、公開される 1 ページ目のプレビューのみ可能でした。
- ePCT 通知 - 自動保存機能:
ePCT の通知一覧に表示される ePCT 通知は、受領日/発行日から 1 年間自動的に保存されます。必要な場合には ePCT ヘルプデスクに要請した上で入手可能です。
- 官庁プロフィール - 停電の発生日の表示:
官庁プロフィールに、各 IP 官庁で停電が発生した日付が表示可能な新しい項目が追加されました。ただし、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき IB に通知された情報に限られます。
- アクション機能 - 国際予備審査請求書 第 II 章の提出:
配列表のようなフルテキストのファイルが添付書類として国際予備審査請求書と共に提出される場合、そのファイルは ePCT から利用可能である旨（及び様式 PCT/IB/368 には PDF 形式の書類のみ添付可能であるため、そのファイルは当該様式の表紙を付けずに提出される旨）が IPEA に対して注意喚起されます。
- 出願 - 出願言語が韓国語である場合の氏名欄とあて名欄の順序:
特別の要請を受け、出願言語が韓国語である場合の氏名欄とあて名欄の記載順序が変更されました。今後、他の言語にもこのような変更が拡張可能です。
- 官庁プロフィール - 電子出願についての通知の情報提供:
電子出願を受理する各受理官庁を対象として、「出願方法」（“Filing Methods”）の項目にリンクが追加されました。そのリンクから、IB に通知済みで公示（PCT 公報）に掲載された全ての「(PCT に基づく実施細則) 第 710 号(a) に基づく電子出願についての要件及び実務の通知」（“Notifications concerning requirements and practices for electronic filing under Section 710(a)”）が利用可能となります。

官庁向け ePCT の最新情報

- 電子メールによる通知:
出願人向け ePCT と同様に、ePCT システムの電子メールによる通知のデザインが新しくなり、通知を配信する送信者のアドレスが epct-noreply@wipo.int へ変更されました。
- 様式:

様式 PCT/RO/131 を作成するための新規の ePCT アクション機能と、所定の様式が追加の言語で提供されています。

- 受理官庁が IB に記録の写しを送付する際の検証機能が向上されました。
- 記録の写しが IB に送付された後であっても、受理官庁が国際出願に関して 職権行為を実行できるようになりました。
- 指定官庁がアクション機能を利用して、IB から文書の写しを請求する際の検証確認機能が改善されました (当該新機能によって官庁と IB 双方による不要な作業を回避できます)。
- 国際調査機関 (ISAs) が調査報告や見解書を作成する際に、EPOQUENET から抜粋された引用を取り込む機能が改善されました。
- 「ISA の国際調査報告及び見解書の下書き」 (“Draft ISR-WOSA”) や 「ISA による国際調査報告及び見解書を作成しない旨の決定の通知の下書き」 “Draft ISA203-WOSA” の一覧が表示化されました。これにより ISA が、対応する種類の文書の下書きが一件書類に保存されている国際出願を簡単に検索できるようになりました。
- 国際予備審査機関が IB に書類をアップロードする際の文書に新しい種類が追加され、選択可能になりました。
- 官庁プロフィールに追加された最新情報:
停電の発生日を表示する新規項目(ただし、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき IB に通知された情報のみ)、電子形式で発行された優先権書類に関連する追加の表示、並びに適用される場合には官庁の電子出願に関連する通知へのリンクが提供されるようになりました。

官庁の皆様には、PCT 国際協力部 (PCTICD@wipo.int) にご意見をお寄せいただき、ニーズをご相談下さるようお勧めします。ePCT システムに関するご質問は、以下の “Contact us” リンクから PCT 電子サービスサポートチームへお送り下さい。

https://pct.eservices.wipo.int/p_ca_ano.aspx?NodeID=769

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

ラトビア特許庁

ラトビア特許庁は、2021 年 7 月 1 日から、WIPO の DAS 提供庁及び取得庁双方としての運用を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。提供庁として、2021 年 7 月 1 日以降に優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供開始します。ただし、出願人が認証謄本を当該サービスに対して利用可能にすることを明示的に請求した場合に限ります。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2021 年 7 月 1 日までに満了していない出願を対象として、当該サービスを利用して当該官庁が利用可能な優先権書類を受け入れます。

詳細を提供する DAS に関する通知は、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11775

DAS を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

国際事務局による国際予備審査報告の写しの提供: PCT 規則 94.1(c) に基づく選択官庁による通知

イタリア特許商標庁及びメキシコ工業所有権機関

以前お知らせしたように、新 PCT 規則 71.1(b) 及び PCT 規則 94.1(c) の修正が 2020 年 7 月 1 日付で発効しました。当該規則は、国際予備審査機関が当該機関の保有する一件書類から国際事務局 (IB) へ特定の書類の写しを提供し、IB が選択官庁に代わって公衆に利用可能にする要件の根拠を規定しています。

選択官庁としてのイタリア特許商標庁及びメキシコ工業所有権機関は、PCT 規則 94.1(c) に従い、国際予備審査報告の写しと PCT 規則 71.1(b) に参照される他の書類の写しを、当該機関に代わって提供するよう IB に対し要請しました。

(“List of States and Organizations which have requested the IB under Rule 94.1(c) to furnish to third parties copies of the IPER and of other documents referred to in Rule 71.1(b) on their behalf” が更新されました。一覧へのリンクは https://www.wipo.int/pct/en/texts/access_iper.html です)

PCT アップデート

AG: アンティグア (手数料)

AO: アンゴラ (国内段階移行の要件の概要)

BR: ブラジル (電話番号とインターネットアドレス、手数料)

CA: カナダ (電子形式による国際出願の提出)

HU: ハンガリー (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

IN: インド (管轄国際調査及び予備審査機関、手数料)

JP: 日本国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

日本国特許庁 (JPO) は、2021 年 7 月 1 日から、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁及び JPO に加えて、インド特許庁を、日本国の国民及び居住者により受理官庁としての JPO (若しくは IB) に対して提出される国際出願に関する管轄国際調査機関及び国際予備審査機関¹として指定しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

KW: クウェート (電話番号、電子メールアドレス、通信手段、手数料)

LR: リベリア (優先権の回復請求を行う時に適用される基準)

MX: メキシコ (手数料)

WS: サモア (国内段階移行期限)

¹ 国際出願が英語で行われる場合に、インド特許庁は国際調査機関及び国際予備審査機関として管轄を有します。

調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、インド特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

2021 年 7 月 1 日から適用される、インド特許庁による国際調査について新たに日本円による換算額が設定されました (訳者注: 料金については PCT 手数料表の I(b) (英語版) をご参照下さい)。

例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴う事態を受けて、2021 年 3 月 29 日から 4 月 30 日まで公務を休業した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁がこの事態に対応するため講じた措置の詳細は、COVID-19 知的財産政策トラッカーの該当欄に掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/>

加えて当該官庁は、フィリピン大統領により公休日として指定された 2021 年 5 月 13 日は公務を休業した旨を IB に通知しました。

知的財産局 (DIP) (タイ)

DIP は、次の日程で公務を休業した旨を IB に通知しました。

2021 年 2 月 12 日、4 月 12 日及び 5 月 10 日。

上述した各官庁の閉庁に関連して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務の処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定しています。

他の官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクから各官庁の閉庁日の一覧をご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (訳者注: 日本語版も利用可)

PCT に基づく実施細則:

附属書 F (国際出願の電子出願及び処理のための標準) の添付書類 I の修正

関係 PCT 官庁との協議を経て、PCT 規則 89.2(b) 及び PCT に基づく実施細則に定められた手続 (附属書 F の第 2.5 号) に従い、附属書 F の添付書類 I (e-PCT 標準のための XML DTDs (文書型定義 (Document Type Definitions)) の第 3 号及び第 5 号の修正が、2021 年 7 月 1 日付で発効予定です。修正についての詳細は、以下のリンクから、2021 年 5 月 14 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

添付書類の修正版は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd_15.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT を初めて利用する方向けの新しいご案内

この度、PCT を初めて利用する方向けの情報を紹介する、特別なご案内が PCT サイトに追加されました。「はじめての方向け」のページではお問い合わせ先や次のリソースへのリンクを提供しています。

- PCT 制度の概要を紹介するショートビデオ
- PCT 制度の概要の解説
- PCT ビデオシリーズ: 「はじめに」と「PCT 制度の基本情報」
- PCT 制度に関するよくある質問
- PCT ディスタンスラーニングコース (無料の通信講座): 「特許協力条約入門」及び
- PCT 制度の利用状況に関する統計情報を提供する、PCT 年次報告

これらの情報は全て、以下のリンクから利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/users/index.html> (英語版)

<https://www.wipo.int/pct/ja/users/index.html> (日本語版)

また、PCT ホームページ (<https://www.wipo.int/pct/en/> (英語版) 又は <https://www.wipo.int/pct/ja/> (日本語版)) の上部あたりにある「PCT 制度を初めて利用する方へのご案内」(“Are you new to the PCT?”) から利用可能です。

英語以外の言語については、ページ右上にある言語切替のドロップダウンリストから選択して下さい (訳者注: 日本語への切替もできますので是非ご利用下さい)。

視聴可能なウェビナーの録音

WIPO ST.26

2021 年 4 月 21 日に中継された “WIPO ST.26: Introduction” のウェビナーの録音が利用可能になりました。以下のリンクにて氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も利用できます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62848

WIPO Sequence

2021 年 4 月 28 日に中継された “WIPO Sequence” のウェビナーの録音とプレゼンテーション資料も上記の手順で利用可能です。

<https://register.gotowebinar.com/recording/3219217628630498575>

Overview of ePCT, filing and managing international applications

2021 年 5 月 11 日に中継された“Overview of ePCT, filing and managing international applications”のウェビナーの録音とプレゼンテーション資料も、上述した手順で利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

品質レポート

国際調査機関及び予備審査機関は、国際機関として業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告を提供²しています。2020 年のレポートが、以下のリンクから利用可能になりました。

<https://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

PATENTSCOPE のお知らせ

国内コレクション

カザフスタンの国内特許コレクションが、PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。当該コレクションは、27,400 件以上の文献（そのうち 21,000 件以上がロシア語の (OCR: 光学文字認識機能による) フルテキスト)を収録しています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf> (英語版)

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf> (日本語版)

当該コレクションの追加によって、PATENTSCOPE で利用可能な国内官庁と広域官庁のコレクションは 72 になりました。

また、エストニアの国内コレクションでも新規文献に加えて、一部の文献はフルテキストでも提供できるようになりました。

さらに、WIPO が開発したアルゴリズムを用いた検索条件が追加されたことで、新規の非特許文献のコンテンツである 62,000 件以上のウィキペディアの記事も PATENTSCOPE で検索可能になりました。

PATENTSCOPE でのパテントファミリー関連の追加情報の提供

PCT ニュースレター 2021 年 3 月号の PATENTSCOPE のお知らせで公表した通り、パテントファミリー関連情報が PCT とパリ条約の双方のルートを経由する特許文献の情報を含み拡張されました。また関連するウェビナーが 2021 年 3 月 23 日と 25 日に中継されました。ウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料が PDF 版で利用可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=533960

実務アドバイス

² PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの 21.26 項及び 21.27 項に準拠します (<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> 英語版及び <https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/texts/pdf/ispe.pdf#page=365> 日本語版)。

(1) PCT ニュースレター 2021 年 4 月号の実務アドバイスの脚注に関連する説明

先月号の実務アドバイスでは、受理官庁としての国際事務局は、ePCT 出願又は EPO オンライン出願を利用して電子的に提出される国際出願を受理している旨、そして PCT-SAFE による出願又はオフライン形式の出願に関しては、2021 年 6 月 30 日をもって受理を終了とする旨の脚注がありました。脚注には分かりやすいように、以下の太字で書かれた文章を含めるべきでした。

IB の受理官庁は、ePCT 出願又は EPO オンライン出願を利用した国際出願を受理しています。また、IB は全ての PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人についての受理官庁となります。なお、IB はこれまでのところ PCT-SAFE による出願又は物理媒体を用いた (CD-R 若しくは DVD-R) オフライン形式の出願を受理していますが、2021 年 6 月 30 日をもってかかる出願の受理を終了する点にご注意下さい。

(2) 国際事務局がある受理官庁での閉庁日の通知を受けていなかった場合に ePCT 出願を利用して国際出願を行う時に直面する問題

Q: やむを得ない理由により、当社は優先日から 12 か月の期間の満了前に国際出願を提出することができませんでした。本日になり初めて気づき、直ちに ePCT を利用して出願し、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復請求を行うつもりでした。優先権の回復請求の期間もすでに (昨日) 満了していましたが、当方の受理官庁は昨日閉庁していたため、PCT 規則 80.5(i) に従い、期間が本日まで延長されるものと思っていました。ですが ePCT で出願を確認しようとしたら以下のエラーメッセージが出ました。

「出願できません。、、、優先権の主張は有効ではありません: 先の出願の出願日は 12 か月の優先期間外であり、当該優先期間の満了後の 2 か月も期間外です。」

PCT ウェブサイトを確認したところ、当方の受理官庁に関する閉庁日は一覧に表示されていませんでした。閉庁日がシステムに記録されていなかったため、ePCT システムが間違ったエラーメッセージを出してしまった可能性がありますか? 国際出願が確実に本日提出されるためには、この状況ではどうしたらいいのでしょうか?

A: もし(優先日から 12 か月の優先権の回復請求の期間から 2 か月を含む (PCT 規則 26 の 2.3(e))) PCT に基づく期間が満了する日に受理官庁が公務を休業していたのであれば、通常 ePCT システムは受理官庁の閉庁日と、PCT 規則 80.5 に従って、適用される期間が当該官庁が公務を再開する後続の就業日に満了するものとして考慮します。その場合、以下の警告メッセージが表示されますが、出願人は ePCT から出願を行うことができます。

「優先権の主張は回復請求の対象です。出願日は 12 か月の優先期間外ですが、当該優先期間の満了日から 2 か月以内です。

重要事項 – 受理官庁に対して当該先の出願に関連する優先権の回復請求を行う (PCT 規則 26 の 2.3) ことを検討して下さい。この段階で請求を行わないことを選択した場合、あるいは請求が受理官庁によって拒絶された場合には、たとえ当該日が 12 か月の優先期間外であったとしても、当該優先期間の満了日から 2 か月以内であれば、全ての PCT 期間は最先の優先権が主張された日から起算される点に注意することが重要です。」

しかしながら、この特定の事例では、国際事務局 (IB) は問題となっている閉庁日について受理官庁から通知を受けていなかったようです。そのため、この情報は IB のデータベースに記録されていませんで

した。もし当該受理官庁が事前にその情報を IB に通知していたのであれば、ePCT システムは閉庁日を考慮して正確な期間を起算できたはずです。

IB は、PCT 受理官庁から年間を通じての全閉庁日を通知してもらっており、そうすることで ePCT が使用する参照データに、これらの情報を実務手続の検証ルールとして取り込むことができます。IB は全ての受理官庁に対してかかる情報を提供するよう定期的に要請を送ることで、受理官庁が閉庁日に関する情報を確実に提供してくれるよう努めています。しかしながら、全ての官庁が要請に対応してくれるわけではないですし、いつもは情報を提供してくれる一部の官庁もうっかりして忘れることもあります。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行で経験したように、緊急事態により予想外に閉庁となった場合には、官庁が事前に IB に通知することは非常に難しいでしょう。ですが大半の官庁は、可能な時には前もって IB に閉庁日を通知するため、この実務アドバイスの事例にみる状況はかなり珍しいものです。

IB が通知を受けた官庁の閉庁日は、ePCT の官庁プロフィールのページに掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/OfficeProfile.xhtml> (訳者注: 上部黒色バナーの言語選択をクリックして日本語版へ切替可能)

また、以下のサイトからもご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml> (英語版)

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=JA> (日本語版)

閉庁日が ePCT のデータベースに記録されていない問題を (特に出願人のいる場所と WIPO 本部間にかかなりの時差がある場合には) 同日中に解決する十分な時間はなさそうですが、ePCT を利用して本日出願できる次善策の可能性があります。可能性としては、

- 問題となっている優先権の主張なしで出願を行い、ePCT で出願を有効化して確実に提出すること。同時に、
- PCT 規則 26 の 2.1(a) に基づき、優先権の主張の願書への追加を請求する添付書簡を提出すること。

書簡には、優先権の回復請求を行う期間の末日に官庁が閉庁していたこと、そしてその閉庁日は IB に通知されておらず、IB のデータベースには記録されていなかったことを説明して下さい。書簡は ePCT の添付書類の項目から「一般の通信」(“general correspondence”) を選択し添付する必要があります。

優先権の主張の追加によって、最先の優先日と国際出願日間の期間が 12 か月以上に延長される事案に関する情報は、PCT ニュースレター 2010 年 2 月号の実務アドバイスに掲載されています。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_02.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=17
(日本語版)

なお出願人は、PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく留保を行っていない受理官庁に対してのみ、優先権の回復請求が可能な点、また全ての指定官庁が受理官庁の決定を認めるわけではない点にもご留意下さい。さらに、請求を行う期間は本日満了するため、本日中に優先権の回復請求を PCT 規則 26 の 2.3(b)(ii) 及び (iii) が定めている必要な理由の陳述書や申立て又はその他の証拠と共に確実に提出する必要があります。優先権の回復請求に関する詳細は、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2015 年 9 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_9.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66
(日本語版)

また、PCT 出願人の手引 国際段階、5.062 項から 5.069 項 も以下のリンクからご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (英語版)

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=23>
(日本語版)

ePCT 出願を利用して PCT 出願を提出する際に問題に直面した場合には、WIPO の PCT 電子サービスヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

電子メール: pct.eservices@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 9523

又は、ヘルプデスクのスタッフが対応可能な場合には、以下のリンクから、オンラインチャット経由でご質問下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=769>

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年6月号 | No. 06/2021

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会

第 14 回 PCT 作業部会が、2021 年 6 月 14 日から 17 日まで、ジュネーブにてハイブリッド型会議として開催されました。

全般的な混乱発生時における PCT 救済措置の強化

本作業部会は、2021 年 10 月開催予定の PCT 総会の次回会合における採択のため、PCT 規則 82 の 4 に関する修正案を提出することに合意しました (文書 PCT/WG/14/11 参照)。修正案では、

- 関係者が PCT 規則に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を求める際に、官庁に対し証拠提出の免除を許可する。
- 官庁における全般的な混乱発生時において、最長 2 か月までの更新可能な延長期間を設けることができ、延長期間中に満了する PCT 規則に定める全ての期間は、当該延長期間の終了まで延長されることを許可する。

本作業部会は、2020 年 4 月 9 日に公表された「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明と特許協力条約 (PCT) に関して推奨される実務変更の対応」における官庁の対応経験に関する評価報告についても意見を交わしました (文書 PCT/WG/14/9 参照)。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

先の国際出願の認証謄本

本作業部会は、国際出願が後の出願の優先権主張の基礎として使用される際に、国際出願の記録の写しを認証謄本の基礎として使用できるようにする選択肢を協議しました（文書 PCT/WG/14/16 参照）。代表团は、受理官庁に代わって国際事務局（IB）が WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）に先の国際出願の写しを提供する選択肢を広く支持しました。一方、一部の代表团からは、いくつかの問題、例えば、この新制度の対象となる出願件数が、当選択肢を実施するために必要な IT 開発コストを正当化できるのかどうか、また、提案されている認証方法や証明書の様式がパリ条約の第 4 条 D(3) の要件を満たすのかどうかの問題が提起されました。本作業部会は、関係者に対し、この会合で提起された問題に対処し、次回会合にて修正案を提出するよう求めました。

配列表タスクフォース

本作業部会は、配列表タスクフォースが遂行している作業の現状報告に関する文書を取り上げました（文書 PCT/WG/14/5）。事務局は、タスクフォースが ST.26 への移行実施時期に関して「ビッグバン」の期日を延期する勧告を検討していることに注目し、まだ参加していない官庁に対し、当フォーラムでの議論に参加するよう呼びかけました¹。

特許審査ハイウェイの PCT への正式な統合

本作業部会は、特許審査ハイウェイ（PPH）を PCT システムに正式に統合することで国内段階審査の迅速化を図ることを目指す、日本、韓国、英国及び米国による PCT 規則改正及び実施細則の修正案を検討しました（文書 PCT/WG/14/10）。多数の代表团が当提案に関心を示した一方で、一部の代表团は、特に官庁における作業負担、PPH 申請を処理するために業務上の柔軟性を高める必要性、そして当提案と PCT 制度の理念との関連性について懸念を表明しました。本作業部会は、同会合で提起された意見を検討し、次回会合にて修正案を提出するよう上述の国に対し要請しました。

電子出願サービス

本作業部会は、国際出願のフルテキスト処理への移行に向けた提案の大まかな方向性を承認し、当目標を実現するために官庁及びユーザグループとの協力を継続するよう IB に要請しました（文書 PCT/WG/14/8）。

また、作業部会は PCT 電子サービスを改善するため進行中の新たな取り組みに関する報告も取り上げました。PCT-SAFE による出願を引き続き受理している一部受理官庁は、IB が PCT-SAFE の廃止を実施できるよう、他の出願サービスへの移行準備に関する最新状況を報告しました。2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE のサポート業務は終了予定となっています。

その他の議題

本作業部会はまた、以下のとおりの報告も取り上げました。

¹ タスクフォースはその後、「ビッグバン」の期日を 2022 年 7 月 1 日まで延期することに合意し、全ての IP 官庁と協議するため延期に関する回章を発行するよう IB に要請しました。

- 特許審査官を対象とした研修の調整 (文書 PCT/WG/14/13)
- 実体審査を行う特許審査官を対象とした研修向けの e-learning リソースの利用に関する調査 (文書 PCT/WG/14/15)
- PCT に基づく技術支援の調整 (文書 PCT/WG/14/17)
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/14/4)
- 五大特許庁 (IP5) 間の PCT 協働調査及び審査 (CS&E) 試行プロジェクトの評価フェーズ (文書 PCT/WG/14/6) 当評価フェーズでは、IB が本プロジェクト参加者への調査を 2020 年に開始しており、2022 年 6 月に終了予定。
- 指定官庁としての英国知的所有権庁が、国際調査機関 (ISAs) としてのカナダ知的所有権庁、IP オーストラリア及びシンガポール知的所有権庁によって作成された国際調査報告について、フィードバックを行う試行プロジェクト。2021 年初頭に米国特許商標庁が ISA として試験的に参加しており、他の ISA に対しても参加が促された (文書 PCT/WG/14/12)
- WIPO 手数料振込サービス (文書 PCT/WG/14/7)
- 第 28 回 PCT に基づく国際機関会合の報告 (文書 PCT/WG/14/2 及び PCT ニュースレター 2021 年 4 月号) 及び
- 国連安全保障理事会による制裁に関連する国際出願 (文書 PCT/WG/14/3)

要約及び作業文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/14/18) は、下記 WIPO ウェブサイト上の作業文書と同一ページに掲載されています。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62348

本作業部会の報告書案も追って上記ページに掲載予定です。

WIPO 決済プラットフォームに導入された PCT 手数料のオンライン決済

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に支払う出願手数料及び IB に支払う補充国際調査手数料

2021 年 6 月 14 日から、WIPO 決済プラットフォームを介して、以下の PCT 関連手数料のオンライン決済ができるようになりました。

- RO/IB に新規国際出願する際に支払う手数料 (スイスフラン、ユーロ、米国ドル建て) 及び
- 補充国際調査の際に IB に支払う手数料 (スイスフランのみ)

オンライン決済方法、並びに各決済方法で認められている通貨に変更はありません。

- WIPO 予納口座 (スイスフランのみ)、

- クレジットカード (スイスフラン、ユーロ、米国ドル。なお、アメリカンエキスプレスはスイスフランのみ)、
- PayPal (スイスフラン、ユーロ、米国ドル)、及び
- 銀行振込 (スイスフラン、ユーロ、米国ドル)

オンライン決済機能を利用する際の現行の手続に変更はありません。ユーザの皆様は、通常通り決済手続を行うことが可能ですが、新しいユーザインターフェースに気づかれるかと思えます。以下のリンクから、スクリーンショットの再現画面がご覧いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1597>

もしもユーザの WIPO アカウントが WIPO 予納口座と連結していれば、クレジットカード又は PayPal による決済方法を選ぶことも可能ですが、デフォルトの決済方法としては、予納口座からの決済が設定されます。さらに、ePCT から直接決済プラットフォームにアクセスする場合、双方の連結が改善されたことで、予納口座にアクセスするためのユーザ名とパスワードを再度入力する手順が不要になりました。

なお、WIPO 予納口座の保有者につきましては、手数料をスイスフランで支払う際に「銀行振込」の決済方法は利用できません。このようなスイスフランでの振込は、自動的に予納口座の残高の補充として処理されるためです。

WIPO に対する PCT 手数料のオンライン決済についての詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1597> (英語版)

決済プラットフォームは、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www3.wipo.int/epayweb/v2/summary.xhtml> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

決済プラットフォームに関する詳細やサポートについては、以下のリンクからお問い合わせ下さい。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance> (英語版)

国際出願の電子出願及び処理

経済省 知的所有権部 (モンテネグロ) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての経済省 知的所有権部 (モンテネグロ) は 2021 年 8月1日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2021 年 6月24日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (ME) が更新されました。)

欧州特許庁による EPO New Online Filing (CMS) の受理終了

欧州特許庁 (EPO) は、2022 年 1 月 1 日をもって、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関として、EPO New Online Filing (CMS) (旧称 EPO Case Management System) を利用して提出される国際出願 (並びに国際出願に関連する他の書類や通信) の受理を終了する旨を国際事務局に通知しました。CMS は、2021 年 4 月 1 日に利用開始された新しいウェブベースの出願サービスである「オンライン出願 2.0」に置き換わる予定で、この新しい出願サービスでは、PCT 出願や出願後の中間書類について ePCT の関連機能と統合されています (PCT ニュースレター 2021 年 3 月号をご参照下さい)。

CMS の受理終了を受けて、2022 年 1 月 1 日からは、EPO に対する電子形式での国際出願や国際出願に関連する中間書類や通信の提出には、以下の方法が利用可能となります。

- EPO オンライン出願 2.0
- ePCT 出願
- EPO オンライン出願、及び
- EPO Web フォーム出願

EPO オンライン出願された場合には、CD-R、DVD-R 若しくは DVD+R の媒体によるオフライン出願も可能な点にご留意下さい。

当該情報をもって、電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知が更新され、2021 年 3 月 18 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

CMS の受理終了及びオンライン出願 2.0 の利用開始についての詳細は、以下のリンクから、EPO の公示 2021 年 5 月版をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2021/05/a43/2021-a43.pdf>

(英語版)

PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理を終了する官庁

(リマインダ) カナダ知的所有権庁及び受理官庁としての国際事務局 (RO/CA 及び RO/IB)

PCT ニュースレター 2021 年 5 月号 (並びに RO/IB については 2021 年 2 月号と 4 月号) でお知らせした通り、RO/CA 及び RO/IB は 2021 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了します。RO/CA 又は RO/IB に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、可能な限り早急に ePCT 出願の利用開始を強くお勧めします。PCT-SAFE により作成され、RO/CA 又は RO/IB に対して提出される全ての出願は、選択 RO における 2021 年 6 月 30 日の午前零時前 (現地時間) に提出される必要があります。

PCT-SAFE ユーザの皆様には、選択受理官庁が ePCT 出願を受理している場合には、お早めに ePCT 出願に移行されるようお勧めいたします。ePCT 出願を受理可能な受理官庁の現時点のリストは、以下のリンクからご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT-SAFE から ePCT 出願への移行に関する詳細やサポートについては、PCT オペレーションカスタマーサポート部 pct.eservices@wipo.int へお問い合わせ下さい。

PCT 統計 2020

PCT 年次報告 (2021 年版)

PCT 年次報告 (2021 年版) では、2020 年の PCT に関する活動及び進展が要約されています。PCT 出願 (上位出願国、上位出願人及び技術分野ごとの出願件数を含む) や 2020 年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、(利用可能な最新年である) 2019 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。また、(以下に記述した) 特別テーマに関する内容や、PCT 利用におけるメリットの概要も提供しています。

今年は、a first insight into the impact of the COVID-19 pandemic on PCT applications filed in 2020 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な流行が 2020 年の PCT 出願に与えた影響に関する第一次見解) と題し、PCT 年次報告の特別テーマとしています。感染症の拡散を抑えるために講じられた措置と感染症の流行そのものにより、即時的且つ多大な社会的、経済的な混乱を世界にもたらし、世界の国内総生産が低下しました。この世界的な景気後退にもかかわらず、同年の PCT 出願件数は 4 % 増加しました。さらに、この年の前半では、電気工学分野の出願の割合が減少し、主に生物化学や化学分野のイノベーションが好まれたことから、PCT 出願人が新しい状況に迅速に適応したことが示唆されています。当記事では、一般的な出願動向は、パンデミックの初期に鈍化し、7 月から 9 月にかけて回復し、同年の後半に感染者数が再び最多に達すると再度減少し始めたことと指摘しています。2008 年の金融危機と COVID-19 の世界的な流行が PCT 出願に与えた影響を比較し、異なる地理的エリアでの出願の推移を論じています。

PCT 年次報告の英語版は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4548&plang=EN>

本 PCT 年次報告のエグゼクティブ・サマリーは、まもなく以下の 9 言語、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語で利用可能になります。

米国特許商標庁による 2021 年 6 月 18 日の閉庁

米国特許商標庁 (USPTO) は、連邦政府の祝日のため、2021 年 6 月 18 日に公務を休業した旨を国際事務局に通知しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従って、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が当該官庁の上記の閉庁日に当たった場合、その期間は後続の最初の就業日である 2021 年 6 月 21 日に満了するよう延長されました。

PCT アップデート

CL: チリ (電話番号)

EP: 欧州特許庁 (電子出願)

GR: ギリシャ (電話番号、電子メールによる通知、要求される写しの部数)

IS: アイスランド (FAX 機の使用停止)

ME: モンテネグロ (電子出願)

MT: マルタ (官庁の名称、FAX 番号)

MX: メキシコ (紙媒体の写し)

調査手数料 (カナダ知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁、日本国特許庁)

2021 年 8 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に示した通貨による換算額が変更されました (訳者注: 日本に関連する部分のみ訳出)。

欧州特許庁	日本円
日本国特許庁	ユーロ

上記通貨による料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP 及び JP) が更新されました)

日本語の PCT 関連資料

PCT ウェブサイトを定期的にご利用されているユーザの皆様は、近年お気づきかもしれませんが、PCT 法務・ユーザ関連部並びに WIPO 特許・技術セクターの他部は、PCT 関連資料を PCT10 公開言語で提供すべく努めています。日本語による情報については、多くの日本語ユーザを対象に、長年にわたり PCT 関連資料の日本語版が提供されてきました。例えば PCT ニュースレターは 2003 年以来、毎月日本語に翻訳され、PCT ウェブサイト (<https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html>) に掲載されています。当記事では、WIPO 「PCT – 国際特許制度」のウェブページ上で、日本語で利用可能な多くの関連資料から一部を紹介します。日本語を使用するユーザの皆様には、特に英語を得意としない方や、関連資料を日本語で利用可能なことをご存じない方などに対して、ぜひ周知していただけますようお願いいたします。

どのような関連資料が日本語 (又は英語以外の PCT 8 公開言語のいずれか) で利用可能であるかを確認するには、ページ右上にある言語切替のドロップダウンリストから英語以外の言語を選択して下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/>

なお、PCT ウェブサイトの日本語版へは、直接以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ja/index.html>

日本語で利用可能な PCT 関連資料の一部を以下に紹介します。

- PCT を初めて利用する方向け:
 - PCT 制度の概要を紹介する短編ビデオ: 海外での特許取得を目指して (<https://www.wipo.int/pct/ja/users/index.html>)
 - PCT 制度の概要の解説 (<https://www.wipo.int/pct/ja/users/index.html>)
 - PCT 制度に関するよくある質問 (FAQ) (https://www.wipo.int/pct/ja/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)
 - PCT ビデオシリーズ (<https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>) (訳者注: ビデオ画面右下横のキャプション機能から日本語字幕が選択できるビデオあり)
 - PCT セミナー資料 (https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/index.html) 及び ウェビナー (<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>)
 - ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門 (https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J)
 - PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>)
- PCT リーガルテキスト:
 - 特許協力条約及び PCT に基づく規則 (<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>)
- PCT 出願の提出:
 - ePCT (WIPO IP Portal) (<https://pct.wipo.int>) (言語切替のドロップダウンリストから日本語を選択して下さい)
 - 願書及び国際予備審査請求書 (<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>)
 - PCT 受理官庁としての国際事務局への直接出願 (<https://www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html>)
 - PCT 期間計算システム (<https://www.wipo.int/pct/ja/calculator/index.jsp>)
- PCT ニュース:
 - PCT ニュースレター (<https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html>)
 - PCT ハイライト: PCT に関する最新の進展や今後の動向の概要 (<https://www.wipo.int/pct/ja/highlights/>)
 - PCT 年次報告のエグゼグティブ・サマリー (<https://www.wipo.int/publications/ja/details.jsp?id=4549&plang=JA>)

- 新型コロナ感染症 (COVID-19) 関連の最新情報:
特定の手続を行う際や特定の手数料の支払における遅滞の許容や、電子形式のみによる PCT 書類や通知の送付に関する情報をはじめとした、WIPO の COVID-19 の対応に関する情報 (https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/covid_update.html)

– お問い合わせ先 (<https://www.wipo.int/pct/ja/index.html>)

この度、PCT を利用されている日本語ユーザの一部の方から国際事務局あてに、日本語による PCT 関連資料の利用にあたり、以下の感謝の言葉をいただきました。厚くお礼申し上げます。

「PCT ニュースレターについて、実務アドバイスや各国特許庁のトピックスなどを興味深く拝見しております。」

「実務アドバイスは、複雑な内容が多く、日本語版が大変重宝しています。」

「PCT ニュースレターの業務上必要と思われる記事は、特に注意して読ませていただいております。具体的には、規則改正、日本国特許庁に関する情報、ePCT 関連の情報等が多いです。規則改正等の情報は、PCT ニュースレターは、早い段階 (訳者注: 日本語版は英語版の発行後 1 週間以内に発行) で、分かり易く説明してくださっているので、大変助かっています。」

「特にここ 1 年は COVID-19 関連の最新情報は業務上、常に確認しており関係者で情報共有をするのに役立っております。」

「PCT 出願人の手引」及び「附属書」は、かなりの頻度で利用しております。その他「受理官庁としての国際事務局への直接出願について」(<https://www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html>)も分かり易く説明されているため、初心者の方でも心配なく対応できるのではないかと思います。

PCT 関連資料の最新/更新情報

視聴可能なウェビナーの録音

WIPO Sequence Validator

2021 年 5 月 12 日に中継された表題のウェビナーの録音が利用可能になりました。以下のリンクにて氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料やウェビナーからの質疑応答をまとめた文書も利用可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62850

WIPO ST.26: Advanced

2021 年 5 月 19 日に中継された表題のウェビナーの録音が利用可能になりました。以下のリンクにて氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料やウェビナーからの質疑応答をまとめた文書も利用可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62851

Exploring the PCT webinar series: Understanding PCT incorporation by reference

“Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、2021 年 5 月 27 日に中継された表題の録音が利用可能になりました。以下のリンクにて氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

Everything you need to know about ePCT webinar series: ePCT, filing an international application with RO/IB

2021 年 6 月 2 日及び 3 日に中継された表題の録音が利用可能になりました。以下のリンクにて氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

アラビア語によるウェビナー

“Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices for filling a PCT application” と題したウェビナーの録音が、この度アラビア語で利用可能になりました。氏名と電子メールアドレスを入力すると視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も、それぞれ以下のリンクから利用可能です。

<https://register.gotowebinar.com/recording/3420069816628351752> 及び

https://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/2021/8_6_2021.pdf

偽の手数料支払請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人の皆様が、WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受領する事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けてきました。そしてこの度、「WPTD Office – World Patent & Trademark Database」からの新たな偽の請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの通知例と共に、下記リンク先で閲覧できます。このような請求書に関する注意喚起情報も、同リンク先からご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

全ての PCT 出願は、国際事務局によってのみ優先日から 18 か月後速やかに公開され (PCT 第 21 条 (2)(a) 参照)、国際公開に際して別途の手数料は必要ありません。また、国際公開による法的な効果は PCT 第 29 条に規定されている通りです。

出願人や代理人の皆様におかれましては、まだお済みでない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受領する可能性のある発明者に注意を促して下さい。なお、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

FAX 番号: (+41-22) 338 83 39

電子メール: pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府若しくは消費者保護協会における対応を求められるよう推奨しております。苦情申立ての例文や「政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会」の一覧が上記ウェブページで閲覧可能です。

実務アドバイス

国際調査機関 (ISA) による発明の単一性の欠如の判断に対処する手段

Q: ISA が国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと判断したため、ISA 発行の追加して納付すべき手数料の納付命令書 (様式 PCT/ISA/206) を受け取りました。ISA の通知によると、追加手数料が支払われない場合、ISA は国際出願の請求の範囲に最初に記載された発明に関連する部分に限って国際調査報告 (ISR) を作成されます。当方は、ISA による単一性の欠如の判断には同意しておらず、全ての請求の範囲が調査されることを希望しています。追加手数料を支払わずに、単一性の欠如の判断に対処する手段はあるのでしょうか？

A: 調査手数料は、国際出願に関して ISA が国際調査を実施する (並びに調査に関連する他の全ての業務を行う) 費用を賄うものです。ただし、当該出願が発明の単一性の要件を満たしている範囲に限ります²。ISA が発明の単一性の欠如を認めた場合、各追加の発明に対する追加調査手数料の支払を出願人に求めることができます (PCT 規則 40.1)。

出願人が命令書の郵送日から 1 か月以内に追加調査手数料を支払わなければ、ISA は当該追加手数料が求められている発明の調査は行いません。そのため出願人は、国際出願の請求の範囲に最初に記載された発明 (「主発明」) に関連する部分に限って調査された ISR と ISA の見解書 (WO-ISA) を受け取るようになります。つまり、様式 PCT/ISA/206 に記載された特定の請求の範囲のみが調査の対象となります。上述した期間内に請求された追加調査手数料の全額が支払われた場合には、出願の全ての発明に関する調査結果が ISR に含まれることになります。全ての請求の範囲の調査を受けるには、ISA が決定した追加手数料を支払う必要があります。

出願人が、ISA による発明の単一性の欠如の判断に合意しないのであれば、異議を申し立てて追加手数料を支払うことができます (PCT 規則 40.2(c))。異議の申立てを行うには、以下の行為が必要となります。

- (適用される期間内に) 追加調査手数料 と、ISA が異議申立て手数料³を課している場合には、かかる手数料を支払うこと。該当する ISA の情報は、PCT 出願人の手引の附属書 D をご参照下さい。また、
- 国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨の理由を示した陳述書、又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を提出すること。

² PCT 規則 13.1 は、国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行うことを規定しています。

³ 個別の発明ごとに追加手数料が必要となりますが、支払が必要となった追加調査手数料が課された発明数にかかわらず、異議申立て手数料の支払は一回のみとなります。

手数料が支払われた後、ISA の枠組みにおいて設置される検査機関が異議を審理します。そして、当該機関が、異議を正当と認める限度において追加手数料の全額又は一部料金を出願人に払い戻すことを命じます。支払われた異議申立て手数料については、当該機関がその異議を完全に正当であると判断した場合にも全額が返金されます。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際調査報告とともに指定官庁に通知されます (PCT 規則 40.2(c))。

出願人が、ISA に対する追加手数料を支払わず、その後、国際予備審査の請求を行った場合、国際予備審査機関(IPEA) は、ISR が作成されていない発明に関する請求の範囲を審査する義務はなく (PCT 規則 66.1(e))、また実際のところ審査は行わないであろう点に注意して下さい。また IPEA は、発明の単一性の欠如の問題について ISA とは異なる結論を出す可能性がある点にもご留意下さい。なお当該機関が、発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合において、出願人の選択により請求の範囲を減縮する又は追加手数料を支払うことを出願人に求めることができます (PCT 規則 68.2)。

また出願人は、ISA の見解書に関して非公式コメントを提出することができますが、これは当該国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないとする ISA の所見に反論するものです (非公式コメントの提出は、国際予備審査請求の手続きで正式な反論を行わない際にご利用いただけます)。非公式コメントは審査されませんが、国際公開日から PATENTSCOPE にて公衆に利用可能となり、国内段階での判断のため指定/選択官庁に転送されます。非公式コメントについての詳細は、PCT ニュースレター 2015 年 1 月号と 4 月号に掲載された「実務アドバイス」を以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_13.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf (日本語版)

補充国際調査を請求する場合、出願人は、ISA により特定された発明のうち一の発明に補充国際調査を減縮する旨の表示を記載することができます (PCT 規則 45 の 2.1(d))。また補充国際調査機関 (SISA) は、IPEA と同様に、国際調査の対象とならなかった請求の範囲を調査対象から除外することができます (PCT 規則 45 の 2.5(d))。特定の機関が実施する補充国際調査に関する詳細は、PCT 出願人の手引の SISA の附属書をご覧ください。

PCT 第 28 条に基づき、出願人は、国内段階への移行時に発明の単一性に関する国内要件を満たすために、各指定官庁 (場合によっては PCT 第 41 条に基づき各選択官庁) において請求の範囲について補正をする機会を与えられます。ただし、指定 (又は選択) 国の国内法令で認められていない限り、その補正は出願時の国際出願の開示を超えてはならないことに注意して下さい (PCT 第 28 条(2) 及び第 41 条(2))。さらに、PCT 第 17 条(3)(b)及び第 34 条(3)(c)に従って、指定 (又は選択) 国の国内法令は、当該指定国の国内官庁が ISA による発明の単一性の欠如の判断を正当であると認める場合に、調査が行われなかった国際出願の部分は、当該国に関する限り、出願人が手数料を支払った場合を除き、取り下げられたものとみなすことを定めることができます。実際に、一部の官庁は、調査が行われなかった部分の国内調査のために追加手数料の支払を要求しているのに対し、他の官庁では、分割出願の提出と関連出願の手数料の支払を要求しています (詳細は、PCT 出願人の手引の関連する国内編に記載されています)。ただし、いくつかの事例では、指定 (又は選択) 官庁が ISA の判断に合意しない場合、例えば、出願人が ISA の見解書に関する非公式コメントを通じて説得力ある議論を行った場合、あるいは IPEA の見解書に対する反駁により発明の単一性の要件が満たされると判断される場合、当該官庁は、追加手数料や分割出願の提出を要求せずに、追加の調査と審査を行うことがあります。

結論として、追加手数料を支払わずに、発明の単一性の欠如の判断に対処したり、全ての請求の範囲の調査を受けることはできません。ですが、もし出願人が国際段階で追加手数料を支払わないと決めたとしても、上述したように国内段階でこの問題に対処できる可能性はまだあります。ただし、調査が行われなかった部分について各指定官庁に対して特別な手数料の支払い、又は分割出願の提出が必要となる場合があります。

発明の単一性の要件に関する詳細は、PCT に基づく実施細則の附属書 B に掲載されています。以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex_b.html (英語版)

また、PCT 出願人の手引 の国際段階の 5.114 から 5.123 項及び 7.015 から 7.021 項も、以下のリンクからご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (英語版)

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (日本語版)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年7-8月号 | No. 07-08/2021

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際出願の電子出願及び処理

国際事務局による PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務の終了

2022年6月30日をもって、国際事務局 (IB) は PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。更新版の最終リリースは2022年4月を予定しており、それ以降の更新は予定されていません。以前お知らせした通り、2021年7月1日から、受理官庁 (RO) としての国際事務局は、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了しました。PCT-SAFE 出願を現在も受理している残り少数の RO に関しても、2022年6月30日の以降は、かかる受理を終了する旨を IB に通知することが予想されます。

現在も PCT-SAFE を利用されているユーザの皆様には、管轄 RO が ePCT 出願を受理しているのであれば¹、可能な限り早急に当出願への移行を強く推奨します。ePCT 出願を受理している RO の一覧 (現在 72 官庁²) は、以下のリンクからご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

¹ 適用される国の安全に関する要件が満たされていることを条件に、PCT 締約国の国民及び/又は居住者は、RO/IB に対して出願する場合、ePCT を利用して PCT 出願を行うことができます。

² 2021年8月1日に RO としての経済省知的所有権部 (モンテネグロ) が、当該日より ePCT 出願の受理を開始するため、官庁数は 73 になります。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

IB は 2022 年 7 月 1 日以降、出願人に対し既存版の PCT-SAFE ソフトウェアを利用して PCT 出願を作成したり、提出したりすることのないよう強く推奨します。たとえ RO が PCT-SAFE 出願の受理を当該日まで終了する旨を IB に対し正式に通知していない場合であってもです。当該日以降も PCT-SAFE を利用する出願人は、ご自身の責任でご利用いただくようお願いいたします。

PCT-SAFE を利用して国際出願を提出している出願人はほとんどおらず、大半の出願人は多くのセーフガードや他のメリットを享受するため、ePCT 出願の利用へとすでに移行しています。ePCT 出願による主なメリットは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号の 3 ページ目に詳述されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_10.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=75
(日本語版)

ePCT で利用可能な全機能に関する詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ePCT 出願をテーマにしたウェビナーも、最近数多く中継されています。ウェビナーの録音は、氏名と電子メールアドレスの入力で視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も利用可能です。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

(USPTO の EFS-Web システムとの併用で ePCT を利用して) USPTO に対して出願する PCT 出願人を主に対象とした、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行についての詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare> (英語版)

PCT ニュースレター 2021 年 1 月号 8 ページ目 (訳者注: 日本語版 6 ページ目)

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2021/pct_news_2021_1.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/1_2021.pdf#page=6
(日本語版)

PCT ニュースレター 2020 年 10 月号 2 ページ目

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_10.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=74
(日本語版)

“Filing at RO/US using ePCT in combination with EFS-Web”:

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=452> (英語版)

さらに、USPTO に対する電子出願をテーマとしたウェビナー (“ePCT filing with RO/US in combination with EFS-Web”) が、2021 年 8 月 5 日 16:00 から 17:30 (中央ヨーロッパ夏時間)まで (10:00 から 11:30 (米国東部夏時間) (ニューヨーク現地時間)) 開催される予定です。参加ご希望の方は、以下のリンクにてご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/WN_c9-RykbQTsqDICSqnr8kDA (英語版)

また WIPO ウェブサイトには、ePCT の利用開始をサポートする豊富な情報が掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml> (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html (英語版)

“Filing an application”: <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=196> (英語版)

“Getting started”: <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=588> (英語版)

“eOwnership, eHandshakes and Access Rights”:

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693> (英語版)

IB は、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行期間を通して出願人や官庁向けのサポートを提供しています。移行についての詳細やサポートにつきましては、PCT オペレーションカスタマーサポート部 pct.eservices@wipo.int までお問い合わせ下さい。

PCT-SAFE 過去の変遷

PCT-SAFE は、先駆けの PCT-EASY をもとに 2002 年に限定試用版として最初に開発されました。PCT-EASY は、1999 年 1 月 1 日にリリースされて以来、利用する出願人数が増加していました。WIPO はその後、欧州特許庁 (EPO) との協同で、EPO の epoline[®] software 及び epoline[®] 受信サーバーのシステムから蓄積された経験をもとに PCT-SAFE を開発しました。PCT-SAFE 出願は当初、IB と EPO によってのみ受理されていましたが、2004 年 1 月 1 日からは他の官庁も受理を開始しました。PCT-SAFE では、出願人が完全に電子出願³できるようになったことから、ユーザ数はまもなく PCT-EASY を上回りました。そして 2013 年 1 月 1 日までには 27 の RO が PCT-SAFE 出願を受理するようになりました。

ePCT 出願システムの改善 (ePCT を利用した最初の国際出願は 2013 年 5 月の試行フェーズのもと提出されました) や、PCT-SAFE と比較して ePCT は多くのメリットやセーフガードを享受できるため、ePCT 出願を認める RO の数は増加しています。PCT-SAFE 出願を受理していた RO の大部分がすでにその受理を終了しており、ePCT 出願へと移行している経緯があります。

³ 2015 年 7 月 1 日に廃止された PCT-EASY は、完全に電子化された出願システムを開発する前の暫定的なものでした。当システムは、願書様式と出願本体をまだ電子的に提出することができなかった時代に、紙形式の願書様式と出願本体の印刷物と共に、テキスト形式の書誌データと要約を保存したディスク又は CD-R を提出することを可能にしました。

7 - 8 月の合併号

今月号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号です。今月号と 9 月号が発行されるまでの間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスにてご案内いたします。当サービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きができます。PCT ニュースレターの最新号が発行される際や、臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザの皆様はその旨をご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

9 月号の発行前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ下記のリンク先にて情報が更新されます。

www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf (英語版)

www.wipo.int/pct/en/fees.pdf (英語版)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (フランス) は、2019 年 10 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本に関してすでに DAS 提供庁として行動しています。当該官庁は、この度 2021 年 7 月 5 日から、DAS デジタルライブラリーの提供範囲を商標出願及び意匠出願まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/das/en/notifications.html#FR> (英語版)

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html (英語版)

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン (ISPE) の以下の箇所が、2021 年 7 月 1 日付で改訂されました。

- 第 10 章: 発明の単一性及び
- 15.09 項: 国際調査を実施する際の審査官の責任

上述した改訂に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1610 及び C. PCT 1624 を、それぞれ以下のリンクからご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/2020/1610.pdf> (英語版) 及び

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/2021/1624.pdf> (英語版)

当ガイドラインの改訂版(文書 PCT/GL/ISPE/11)は、英語、仏語及びスペイン語で提供されています。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語版)

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語版)

PCT 国際公開スケジュールの変更

2021 年 9 月 9 日の国際公開

2021 年 9 月 9 日(木)は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願(公示(PCT 公報)も同様)は 2021 年 9 月 10 日(金)に公開されます。ただし、国際公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2021 年 8 月 24 日(火)の 24 時(中央ヨーロッパ夏時間(CEST))までに国際事務局に受領される必要があります。

PCT アップデート

CA: カナダ(あて名、代理人に関する要件、特記事項)

CL: チリ(手数料)

CN: 中華人民共和国(PCT ニュースレター 2021 年 6 月号掲載の PCT 手数料表 I(b)に関する修正)

CO: コロンビア(手数料)

CZ: チェキア(インターネットアドレス)

IL: イスラエル(インターネットアドレス)

IS: アイスランド(通信手段)

SA: サウジアラビア(電話番号、手数料)

TR: トルコ(国際出願の翻訳に関する要件、手数料)

UA: ウクライナ(官庁の名称)

WS: サモア(保護の種類)

調査手数料(オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局(Rospatent)(ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関(ブラジル))

2021 年 9 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に示した通貨による換算額が変更されます(訳者注: 日本に関連する部分のみ訳出)。

シンガポール知的所有権庁.....	日本円
日本国特許庁.....	シンガポールドル

上記通貨による料金は、手数料表 I(b)に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP 及び SG) が更新されました)

所定の PCT 手数料減額の適格性

以下に詳述する所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、2021 年 7 月 1 日付けで更新されました。詳細は下記の通りで、一覧は次のリンクから閲覧可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html> (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75% 減額の適用

リマインドになりますが、国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合には、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料が 75% 減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の支払日において、世界銀行により低所得経済及び低中所得経済に格付けされている国の国民又は居住者である自然人。或いは
2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効している国⁴の国民又は居住者である自然人若しくは法人。

以下の国々が上記カテゴリー 1 の該当国として一覧に追加されました。

- ベリーズ
- インドネシア
- イラン (イスラム共和国)
- サモア

なお、モルドバ共和国は一覧から削除されましたが、当該国と欧州特許機構との合意が継続して発効しているため、当該国の出願人は引き続き手数料減額の適用資格を有しています。

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75% 減額の適用

リマインドになりますが、出願人若しくは複数の出願人がいる場合には、それぞれの出願人が自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国であり、且つ世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国として格付けされている国の国民又は居住者は、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料が 75% 減額されます。

以下の国々が上記カテゴリー の該当国として一覧に追加されました。

- パナマ

⁴ 詳細は、EPO の公示 2020 年 1 月版 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html> をご参照下さい。

- モーリシャス⁵

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

以前お知らせした通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に“participating Office” (参加庁) として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、作業部会の文書 PCT/WG/12/20 https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 をご参照下さい)。

IB は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に対し通知を行った官庁に関する情報を、2021 年 7 月 8 日付の公示 (PCT 公報) (125 ページから) に掲載しました。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、フィリピン大統領により公休日として指定された 2021 年 7 月 20 日に公務を休業した旨を IB に通知しました。

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定しています。

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が更新されました。以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 会合文書

2020 年 10 月 5 日から 8 日の期間で開催された、第 13 回 PCT 作業部会 (文書 PCT/WG/13/15) 及び第 31 回 PCT 技術協力委員会 (文書 PCT/CTC/31/4) の報告書が、通信により採択されました。当報告書は、他の会合文書と共に、それぞれ以下のリンクから利用可能です。

⁵ モーリシャスは PCT 締約国ではありません。国際出願を行うためには、少なくとも出願人の一人が PCT 締約国の国民又は居住者でなければなりません (PCT 第 9 条(1))。非 PCT 締約国からの出願人は、PCT 締約国の国民及び/又は PCT 締約国に居住している出願人と共に PCT 出願を行う必要があります。出願人の双方 (又は全員) が減額資格を有している場合のみ、手数料減額を受けることができます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850 (英語版)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55849 (英語版)

英語以外の言語で視聴可能なウェビナーの録音

PCT ニュースレター 2021 年 6 月号では、ウェビナーの録音と PDF 版のプレゼンテーション資料が英語及びアラビア語で利用できることをお知らせしました。この度、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語でもウェビナーの録音と PDF 版のプレゼンテーション資料が利用可能になりました。ウェビナーの視聴と PDF 版の各プレゼンテーション資料が利用できる登録ページへのリンクは、各ウェビナー情報の下に提供されています。

- 中国語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices for filing a PCT application” 及び “Understanding PCT incorporation by reference” の 2 つの録音
<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>
- 仏語によるウェビナー: “Everything you need to know about ePCT ” ウェビナーシリーズから、“Functions and advantages of electronic filing using ePCT” の録音及び “Best practices for filing a PCT application” の録音 (それぞれ 2021 年 6 月 1 日及び 22 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>
- 独語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices for filing a PCT application” 及び “Understanding PCT incorporation by reference” の 2 つの録音 (それぞれ 2021 年 6 月 29 日と 7 月 1 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>
- 日本語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズ (訳者注: 日本語名「WIPO PCT ウェビナーシリーズ」) から、「PCT 出願のベストプラクティス」及び「引用による補充について」の 2 つの録音
<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>
- 韓国語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 5 月 27 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>
- ポルトガル語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 6 月 22 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>
- スペイン語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 6 月 23 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

PCT に関する記事

WIPO マガジン (2021 年第 2 号) から以下の記事のリンクが、PCT ウェブサイト「PCT 制度 - ニュース」ページに追加されました。

www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html (英語版)

中小企業向けの IP を考慮する上での重要点

Phil Wadsworth 氏 (Innovation Council のシニアアドバイザーである (前職は Qualcomm の Chief Patent Counsel)) が、Jennifer Brant 氏及び Peter Brown 氏 (Innovation Council) と共に執筆した記事では、成長著しいイノベーション経済において中小企業の成功を確実にするためには、自社の知的財産をどのように保護し、管理していくかの意識を高めることがいかに重要であるかに注目しています。

「中小企業にとって特許取得のプロセスは負担が大きいものですが、WIPO が運用する特許協力条約 (PCT) は、複数の国で保護を求める場合に費用対効果の高い選択肢です。例えば、PCT に基づいて 1 つの国際出願を行うことで、出願人は、国際出願の段階で発生する多額の特許出願費用の支払いを 2.5 年先延ばしすることができ、且つ発明の商業的価値を評価する時間も確保することができます。さらに、中小企業向けの割引制度を設けている国も増えており、手続をより安価に抑えることが可能です。」と Phil Wadsworth 氏は述べています。

WIPO マガジンは、以下のリンクからご覧下さい。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html (英語版)

WIPO マガジン 2021 年第 2 号は、以下のリンクからご一読下さい。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/2021/02/ (英語版)

実務アドバイス

誤って提出された図面がある場合における正しい図面の引用による補充の請求

Q: 2 つの先の出願の優先権を主張して国際出願を行いました。その後、(明細書及び請求の範囲に参照されている図が、当該出願と共に提出された図面と一致しないため) 図面が誤って提出されたと思われる旨の通知 PCT/RO/107 (「国際出願の一部が欠落している又は要素又は部分が誤って提出された旨の手続補完命令書」) を受理官庁から受け取りました。当方はこの時点で、間違っただけの図面一式を提出してしまっただけに気づきました。この間違いを修正するために、正しい図面を提出し、PCT 規則 4.18 に基づいて引用による補充の確認を行い、国際出願日を維持したいと思っています。ですが、全ての図面が同じ先の出願に含まれているわけではありません。一部は 1 つめの優先権を主張する先の出願に含まれ、他の図面は 2 つめの優先権を主張する先の出願に含まれています。複数の優先権を主張する先の出願に基づき、正しい図面一式を引用により補充することは可能ですか？ また、最初に間違っただけの図面を国際出願の一件書類から削除して、公衆に利用可能にならないようにすることはできるのでしょうか？

A:出願人は、PCT 規則 20.5 の 2 に従い、要素又は部分を誤って提出してしまった場合に、正しい要素や部分の引用による補充の確認を請求することができます。ただし、それは正しい要素又は部分が先の出願に完全に記載されており、その出願の優先権が出願時の PCT 出願において主張されていることが要件です。引用による補充の確認は、各図面が 1 つ又は複数の先の出願に完全に記載されている場合には、複数の優先権主張に基づいて請求することもできます。

引用による補充の確認を請求するためには、PCT 規則 20.6 に従い、この事例で出願人が受理したような通知⁶の送付日から 2 か月以内に、以下の書類を受理官庁に提出する必要があります。

- PCT 規則 4.18 に基づき、正しい図面が引用による補充によって国際出願に記載されていることを確認する通知。
- 先の出願に記載されていた正しい図面。及び
- 優先権書類としてまだ提出されていない場合には、出願された先の出願の写し(先の出願の認証謄本がまだない場合には写しでもよい)。

なお、図面が先の出願に完全に記載されているかどうかを受理官庁が判断する際の作業を容易にするために、出願人は、各図面がどの先の出願に含まれているかを通知に記載する必要があります。受理官庁が正しい図面一式が先の出願に完全に記載されていると判断することを条件として、これらの図面は、PCT 規則 20.6(b) の下、受理官庁によって最初に認定された国際出願日に、国際出願に含まれていたものとみなされ、国際出願日は変更されません。

ただし、PCT 規則 20.6(b) に基づいて正しい図面一式が引用により補充された場合、誤って提出された図面一式は、当該出願の一件書類から削除することはできません(PCT 規則 20.5 の 2(d))。受理官庁は、これらの誤って提出された用紙を「誤って提出されたもの (ERRONEOUSLY FILED) (規則 20.5 の 2)」と表示して、それらの用紙を(改頁せずに)図面の末尾に移動させ、当該書類を国際事務局 (IB) に送付します。そして IB は、国際出願の一部としてそれらの用紙を PATENTSCOPE 上で公開します。

ご留意いただきたいのは、引用による補充は、必ずしも全ての PCT 出願人にとって、直面した問題の完全で包括的な解決策ではないことです。なぜなら、PCT 受理官庁の中には、引用による補充に関する規則を適用していないため、出願人が正しい要素や部分の引用による補充を確認することを許容していない官庁もあるからです。さらに、全ての指定官庁が、図面の引用による補充を認める受理官庁の決定を適用するとは限りません。PCT 規則 20.8(a)、(a の 2)、(b) 及び (b の 2) に基づいた不適合の通知を行っている官庁の一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html (英語版)

国際出願が PCT 規則 20.8(a の 2) に基づく法的な不適合を IB に通知している受理官庁に対して提出された場合には、出願人は、PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づき、受理官庁としての IB に当該国際出願を送付するよう当該受理官庁に対して請求することができます。受理官庁としての IB は、要素(又は部分)が誤って提出された場合に、正しい要素(又は部分)の引用による補充を認めているためです。

引用による補充を希望しないのであれば、他に 2 つの選択肢もあります。

⁶ 出願人が受理官庁からの通知に回答していない場合、当該官庁が引用による補充の PCT 規則を適用していることを条件として、適用期間は、PCT 第 11 条(1)(iii) に規定する 1 又は 2 以上の要素を受理官庁が最初に受理した日から 2 か月となります(PCT 規則 20.7(a)(ii))。

- 新たな国際出願を正しい図面と共に提出して、元の出願を取り下げる。或いは
- 正しい図面と誤った図面を差し替えるよう受理官庁に要請すること (PCT 規則 20.5 の 2(b) 及び (c))。

しかしながら、どちらかの選択肢を選んだ場合、最初に出願を提出した同日中に必要な手続を行わない限り、国際出願日は受理官庁が正しい図面を受領した日に変更になります。そのため、選択肢のどちらかを選ぶ際には、先の優先基礎出願の 12 か月の期間の満了に注意して下さい。2 番目の選択肢では、正しい図面が誤って提出された図面と差し替えられます。ですので、正しい図面が引用による補充で追加されるケースとは違い、誤って提出された図面は出願から削除され、国際出願の一部として公開されることはありませんし、PATENTSCOPE 上でも閲覧可能にはなりません。

誤った要素又は部分を提出することのないよう、出願人の皆様には、以下のベストプラクティスのヒントに注意していただくよう強くお勧めいたします。

- 国際出願を構成する様々なファイルに、分かりやすく、区別しやすいファイル名をつける。
- 提出前に全ての添付ファイルを開いて出願の中身全ての再確認を行う。
- 可能であれば、提出前に、他の者に国際出願の中身を確認してもらう。そして
- 受理官庁が利用する電子出願システムで、可能であれば、出願後速やかにオンライン出願検証機能を使って出願の中身を確認する。ePCT 出願を行う際には検証機能を利用可能。誤って提出された要素又は部分が発見された場合、同日中に正しい要素又は部分と差し替える⁷。

引用による補充についての詳細は、以下のリンクから PCT 出願人の手引、6.024 から 6.031 項をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (英語版)

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=54>
(日本語版)

また、特に出願で誤った要素が提出された場合の引用による補充に関するより詳しい情報につきましては、PCT ニュースレター 2020 年 7-8 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_7_8.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=61
(日本語版)

⁷ PCT 規則 20.5(c) が適用されない限り、同日付け補充は必ずしも全ての受理官庁で認められているわけではないため、該当する受理官庁にご確認下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年9月号 | No. 09/2021

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

知的所有権登録局 (グアテマラ) による国際事務局への受理官庁機能の委任

知的所有権登録局 (グアテマラ) は、2021年9月1日から、当該官庁の受理官庁機能を国際事務局 (IB) に委任したことを IB に通知しました。グアテマラの国民及び居住者により受理官庁としての IB に提出される国際出願に関する管轄国際調査機関及び予備審査機関は、オーストリア特許庁、欧州特許庁 (EPO)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、スペイン特許商標庁及び米国特許商標庁¹となります。

(PCT 出願人の手引、附属書 C (IB) が更新されました)

国際出願の電子出願及び処理

スペイン特許商標庁

スペイン特許商標庁は、2021年11月1日から、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了します。これに伴い、当該日以降、受理官庁としての当該官庁に出願する際に出願人が利用可能な電子出願の形式は、EPO Online Filing のみとなります。

国際事務局による IPEA 関連書類の写しの提供

¹ EPO が管轄国際予備審査機関となるのは、国際調査が EPO、オーストリア特許庁又はスペイン特許商標庁により行われる/た場合のみです。また、国立工業所有権機関 (チリ) 及び米国特許商標庁が管轄国際予備審査機関となるのは、国際調査がこれら同一官庁により行われる/た場合のみです。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則 94.1(c) の改正を受けて、選択官庁としての欧州特許庁 (EPO) は、PCT に基づく実施細則に従い、PCT 規則 71.1(a) 又は (b) に基づいて、当該官庁に代わって、国際予備審査機関 (IPEA) から国際事務局に送付された書類の写しを提供するよう国際事務局に要請しました。

PCT アップデート

AM: アルメニア (官庁の名称、所在地とあて名、国内法の規定、保護の種類、出願言語、優先権の回復請求に適用される基準、手数料)

AU: オーストラリア (手数料)

AZ: アゼルバイジャン (手数料)

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (所在地とあて名、手数料)

DO: ドミニカ共和国 (電子メールアドレス、微生物及びその他の生物材料の寄託、手数料)

EA: ユーラシア特許庁 (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

EE: エストニア (手数料)

ES: スペイン (電子形式による国際出願の提出)

GT: グアテマラ (所在地とあて名、電話番号、FAX 機の使用終了)

KG: キルギスタン (官庁の名称、電話番号)

KZ: カザフスタン (所在地とあて名、手数料)

RS: セルビア (手数料)

VN: ベトナム (代理人に関する要件)

調査手数料 (オーストラリア特許庁)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、イスラエル特許庁)

例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う事態を受けて、2021 年 8 月 6 日から 20 日まで公務を休業した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対する対応として当該官庁が講じた措置の詳細は、以下のリンクの COVID-19 IP 政策トラッカーの該当欄に掲載されています。

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/> (英語版)

上述した官庁の閉庁に関して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が、上記の情報を追加して更新されました。以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT に関するブログ記事

「PCT を検討する」好機: 特許保護の可能性を確保するためグローバルな特許戦略を再考する

米国の弁理士であり、特許講師、そして PCT Learning Center (<https://www.PCTLearningCenter.org>) の CEO 兼 マネージングディレクターでもある、John White 氏が、現代における PCT 戦略の利用と実施について興味深いブログ記事を書いています。当記事は主に米国の読者を対象としていますが、PCT ユーザーにも関心の高い内容となっています。かつてないほどグローバル化が進み、発明を国際的に保護する重要性が高まっていることから、特許戦略がこの数年で変化していることを論じています。

White 氏は、PCT 出願を行う価値についてこう語っています。

「(PCT 出願を行うことで)、「世界各国での特許出願係属中」の状態をさらに 18 か月 (仮出願による保護を超えて) 延ばすことができます。非常に大きな値打ちもあります。PCT 出願にかかる費用は、たいてい外国出願の一件分より低いにもかかわらず、世界の GDP のほぼ 100% を占める地域で特許が保護される可能性が維持されるのです。」

さらに、

「、最初の調査と予備審査報告の実施に米国を選択した場合で、新規性、進歩性と産業上の利用可能性に関して肯定的な結果を得られると、米国の国内段階移行の際に手数料減額の対象となります。そのうえ特許審査ハイウェイ (PPH) の申請対象にもなるのです。つまり早期審査へひとっ飛びできるわけです。その通りです、言ったように、PCT は上手く利用できれば、時間と費用を節約してくれるのです。PPH を申請したケースでは、高い特許査定率とオフィスアクション数の減少、且つ迅速な手続が可能となります。かなり合理的です。通常の出願費用に加えて、優先審査を請求する高い小切手を書く必要はありません。」

そして、White 氏は PCT について次のように結論づけています。

「、世界に広がる将来の特許保護の可能性を確保してくれます。米国は現在、世界の GDP の約 20% (減少傾向にあります) を占めています。これは GDP の 80%、つまり未来の可能性は、海外に存在しており私たちを手招いているということです。現代の産業構造は、はるかにスリム化されています。過去の「価値感」はもうありません。意思決定とビジネスは、ウェブのスピードで動いています。PCT は、そのスピードに合わせて全ての選択肢を保護してくれます。そして、30 か月の PCT 期間が経過した後は、欧州特許庁などの広域出願を行うことで、「特許出願係属中」の状態を維持することができます。もし先行技術が発見され、出願が「タッチアウト」になったとしても、今後の機会や別の発明のために追加の出願や費用を節約できたこととなります。刈り込みは早めに行うと費用を削減できるのです。」

当記事の全文は、以下のリンクに掲載されています。

<https://pctlearningcenter.org/time-to-think-pct-rethink-your-global-patent-strategy-to-preserve-your-seat-at-the-table/>

PCT ケーススタディ

EHang: 可能性は無限大

Guangzhou EHang Intelligent Technology Co., Ltd は、自動運転航空機技術で世界有数の企業です。同社は、「EHang」の名前で知られ、自動運転航空機を開発し、エアモビリティ (旅客輸送と物流)、スマートシティマネジメント、航空メディアソリューション等、商用ソリューションを提供しています。同社の使命は、安全で自動飛行でき、環境にやさしいエアモビリティを誰もが利用できるようにすることです。WIPO ウェブサイトに掲載されている同社のケーススタディで、同社は、知的財産 (IP) 管理の重要性やアイデアを売るにあたって直面した知的財産における課題、そして将来の計画を語ってくれました。

「EHang は、318 の国内特許、43 の外国特許を出願し、国際特許出願 (PCT 制度) を使って 76 の国際特許出願を行いました。」(また、450 以上の商標を出願しました)、... 「EHang は、知的財産権を取得、管理、保護する能力を数年間で大幅に高めることができました。そのお蔭で強力な IP 戦略を確立し、当社の事業開発目標を支えるオペレーションシステムを構築することができました。」

また、EHang は、WIPO のグローバルデータベースも有効に活用しています。

「WIPO の商標、意匠、特許に関するグローバルデータベースのお蔭で、IP サービスやポリシーについて簡単に検索することができました。これらのデータベースを活用することで、特許、商標、意匠に関する必要な情報を収集することができました。また、世界各国における知的財産法について学ぶこともできました。データベースには多言語検索やグラフィック分析、機械翻訳などの機能もあり、知的財産関連の情報へのアクセスが大幅に向上しました。」

当記事の全文は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2021/case-studies/ehang.html> (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

会合文書 (PCT 総会)

国際特許協力同盟 (PCT 同盟) (PCT 総会) の第 53 回 (第 23 回通常) 会合の文書が作成されました。同会合は、2021 年 10 月 4 日から 8 日の期間でジュネーブにて開催が予定されています。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62980 (英語版)

視聴可能なウェビナーの録音

アラビア語によるウェビナー

アラビア語による以下のウェビナーの録音(今月初めに中継)及びPDF版の各プレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT incorporation by reference
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

英語によるウェビナー

英語による以下のウェビナーの録音(以下に記載された日付に中継)及びPDF版の各プレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations (2021 年 6 月 24 日)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT, filing an international application with RO/US (2021 年 8 月 5 日)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、eHandshakes- Access Rights-eOwnership (2021 年 9 月 7 日)

仏語によるウェビナー

仏語による WIPO/EPO の PCT 年次報告ウェビナーの録音(2021 年 7 月 5 日中継)及び使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語によるウェビナー

独語による以下のウェビナーの録音(以下に記載された日付に中継)及びPDF版の各プレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations (2021 年 8 月 26 日)
- WIPO Standard ST.26 から、Introduction (2021 年 9 月 7 日)

日本語によるウェビナー

日本語による以下のウェビナーの録音(2021 年 8 月 4 日中継)及びPDF版のプレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズ (訳者注: 日本語名 WIPO PCT ウェビナーシリーズ) から、申立てのベストプラクティス

韓国語によるウェビナー

韓国語による以下のウェビナーの録音 (2021 年 9 月 10 日中継) 及び PDF 版のプレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

- WIPO Standard ST.26 から、Introduction

ロシア語によるウェビナー

ロシア語による以下のウェビナーの録音 (2021 年 8 月 4 日中継) 及び PDF 版のプレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

スペイン語によるウェビナー

スペイン語による以下のウェビナーの録音 (2021 年 8 月 27 日中継) 及び PDF 版のプレゼンテーション資料は、以下のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference

実務アドバイス

国際出願の早期国内段階手続の申請

Q: 当方は、シンガポール知的所有権庁 (IPOS) (RO/SG) に PCT 出願を行い、国際調査機関 (ISA/SG) として IPOS を選択しました。国際調査報告と ISA の見解 (WO/ISA) を受け取ったところで、結果は肯定的でクレームのいくつかは特許可能であると判断されました。特に競合他社がいるオーストラリア、中国と欧州諸国の一部の特定の国々で迅速に特許を付与してもらいと思っており、現状における最善策を検討しています。早期手続のスキームについて聞きました。アドバイスしてもらえますでしょうか？

A: 出願人は、PCT 第 22 条(1) に基づく全ての必要な手続を行い、国内段階に早期移行して、PCT 第 23 条(2) に規定されている通り、関係する官庁に対して国内段階手続を早期に開始するよう請求することができますが、出願の早期手続を受けられるとは限りません。ただし、特許審査ハイウェイ (PPH) のようなスキームを活用することにより、出願人が国内段階の早期移行を希望する官庁は、クレームのいくつかは特許可能であるとの先の判断を考慮して、出願の手続を早期に進めることが可能となります。PPH は、ワークシェアリングスキームであり、出願人は、所定の条件の下、出願が早期に処理されるよう申請することができます。PPH の枠組みでは、対応する出願の少なくとも一つのクレームが先行庁 (Office of Earlier Examination (OEE)) により特許可能である、そしてそのクレームが「十分に対応して

いる」ものと判断された場合に、出願人は後続庁 (Office of Later Examination (OLE)) に早期審査を申請することができます。

出願人にとって PPH スキームを利用するメリットは、より速やかに特許保護を取得することができ、グローバルポートフォリオをより迅速且つより予見性の高い方法で構築することができる点です。また、一般に全体の審査費用は、通常の手続と比べて低くなっており、拒絶理由を通知するオフィスアクションの回数は減少し、PPH 申請をしない出願に比べて高い特許査定率となっています。なお、PPH による手続を提供する官庁の大半は、申請する際の手数料は課していません。

ただし、出願人は、先行庁の国内成果物又は広域成果物を利用した PPH の利用と PCT-PPH の利用を区別する必要があります。PCT-PPH については、早期審査では PCT 成果物を利用しますが、それは PCT 出願が肯定的な WO/ISA、又は肯定的な国際予備審査機関 (IPEA) の見解、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (PCT 第 II 章 (Chapter II of the Patent Cooperation Treaty)) を受け取った場合です。少なくとも一つのクレームが新規性、進歩性又は産業上の利用可能性に関する PCT 基準を満たしている必要があります。加えて、国内 (又は広域) 段階出願での全てのクレームは、PCT 基準を満たすと判断されたクレームと十分に対応していなければなりません。つまり、そのクレームは、PCT 出願に記載されているものと同様か同様の範囲、若しくはより狭い範囲である必要があります。ある PCT-PPH 参加庁からの国際調査の結果及び/又は審査結果が利用可能であれば、国内段階移行してから別の適格な PCT-PPH 参加庁が特許を付与するまでの時間を短縮できるはずです。

異なる参加庁間で多くの二庁間 PCT-PPH の合意があり、要件、ガイドラインや様式も異なりますが、全参加庁はいくつかの共通したポリシーを共有しており、参加官庁に以下の点を奨励しています。

- 最大限ワークシェアリングに努める。
- PPH の申請から特許付与の最終決定まで全手続における審査を迅速に行う。及び
- 審査の全過程において出願人と効率的且つタイムリーな通信を行う。

各参加庁の実施手続に関する様式やガイダンスの詳細は、以下の PPH のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html (英語版)

この事例での出願に関しては、ISA/SG からの肯定的な見解を受け取っている点を踏まえ、PCT-PPH プログラムの手続を申請することができます。上述のウェブページにある二庁間合意を確認すると、IPOS は、欧州特許庁 (EPO) 及び中国国家知識産権局 (CNIPA) (並びに国立工業所有権機関 (INPI) (ブラジル)) と二庁間 PPH の合意を提携しています。すなわち、出願人が関心のある国の二か国 (中国及び欧州特許の対象となる国) については、それぞれの二庁間合意を通して ISA/SG からの肯定的な見解を利用し、国内/広域段階での早期手続を申請することができます。

オーストラリア特許庁に関しては、IPOS 及びオーストラリア特許庁の双方がグローバル PPH 試行プログラムの参加庁となっています。グローバル PPH では、統一された基準の下、ある参加庁からの PCT 成果物をはじめとする成果物を利用して、別のどの参加庁 (現在 27 庁) に対しても早期手続を申請することができます。また、グローバル PPH は、先行庁が参加庁である場合や ISA 又は IPEA である場合の PCT 成果物を利用した審査も含みます。一連の資格要件を満たしていれば、二庁間合意の PPH ネットワークの実施を簡素化することができます。なお、欧州特許庁及び中国は、グローバル PPH の参加庁ではない点にご留意下さい。

PCT-PPH の利用可能性は、出願の国際調査 (及び/又は予備審査) を実施するため選択した官庁により決定されるため、ISA を選択する時点で PPH の利用可能性をすでに考慮しておく価値があるでしょう。この事例では RO/SG に出願しましたが、例えば、オーストラリア特許庁と二庁間合意のある ISA/EP を選択することもできました。一方、EPO と CNIPA は、IP5 (五大特許庁) PPH 試行プログラムの参加庁です。IP5 PPH は、五大特許庁間 (CNIPA, EPO, 日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁 (USPTO)) 間の多数国間合意です。

他の多数国間 PPH 合意には、PROSUR² や Alianza del Pacífico もあります。上述した全てのプログラム (PPH、グローバル PPH、IP5 PPH、PROSUR-PPH 及び Alianza del Pacífico) の詳細は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html (英語版)

PPH の利用は一般に多くのメリットがありますが、利用の申請に伴う条件には、所定の制限があることも意味します。PPH によって審査が迅速に実施されるためには、クレームは、対応する出願のクレームと同一又はより狭い範囲であることが必要になるため、PPH の申請と共に、クレームの補正も提出する必要がある場合も意味します。また、一部の官庁では、他の補助的な書類も必要となることがあります。例えば、米国では、クレームの補正又は新規のクレームが提出される場合、出願人は、そのクレームが先行庁での出願で認められた/特許可能であると判断されたクレームに十分対応していること、そしてその補正は、クレームの範囲内であることを証明する必要があります。

なお、EPO による PACE 又は USPTO での Track One のように PPH とは異なりますが、追加の早期審査スキームを提供している一部の官庁もあります。特許法や現地の実務の違いを考慮して、出願人が国によって異なるクレームの範囲を含めたい状況であれば、(PPH ではない) 別の審査手続を請求する方がより適切なこともあるでしょう。

(訳者注: 日本国特許庁が管理している PPH に関するサイト <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/index.html> もご参照下さい。)

² PPH-PROSUR 合意に関する実務アドバイスが、PCT ニュースレター 2017 年 1 月号

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2017/pct_news_2017_1.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2017/newslett_2017.pdf#page=5 (日本語版) に掲載されています。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年10月号 | No. 10/2021

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 同盟総会

第53回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が、2021年10月4日から8日までの期間、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブで開催されました。

本総会は、文書 PCT/A/53/3 のアネックスに記載された PCT 規則の修正を採択しました。規則修正は、以下の通りです。

- PCT 規則 5、12、13 の 3、19 及び 49: WIPO 標準 ST.26 の実施
PCT における「XML (拡張マークアップ言語) を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」。これらの規則修正は、2022年7月1日に発効予定であり、当該日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。詳細は、文書 PCT/WG/13/8 及び文書 PCT/WG/13/14 のパラグラフ 4 及び 5、並びに下記に掲載されているトピック「WIPO 標準 ST.26 の実施日」をご参照下さい。
- PCT 規則 82 の 4: PCT 規則に定める期間の遵守に影響する全般的な混乱発生時における出願人及び第三者を対象とした救済措置の強化。詳細は、文書 PCT/WG/14/11 及び文書 PCT/WG/14/18 のパラグラフ 8 から 14 をご参照下さい。これらの修正も 2022年7月1日に発効し、当該日以降に満了する期間に適用されます。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

また、本総会は、ユーラシア特許庁を PCT に基づく国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました(文書 PCT/A/53/1)。この選定は、運用機能が整備された時点で、当該官庁が通知する将来の日付から発効することになります。

なお、本総会は、補充国際調査制度に関する報告(文書 PCT/A/53/2)を記録しました。そして当制度のモニタリングを継続し、重要な進捗について国際機関会合及び PCT 作業部会にて報告するよう国際事務局(IB)に要請しました。さらに、IB が提案する時期又は締約国の要請に応じて、遅くとも 2027 年までに当制度を再検討するよう IB に求めました。

上述の文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

PCT 総会文書(利用可能になれば当該報告書を含む)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/53 (英語版)

WIPO 総会文書(利用可能になれば当該報告書を含む)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=wo/ga/54 (英語版)

PCT 作業部会文書

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/13
(第 13 回会合) (英語版)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/14
(第 14 回会合) (英語版)

WIPO 標準 ST.26 の実施日

第 54 回 WIPO 総会は、「XML (拡張マークアップ言語)を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」である WIPO 標準 ST.26 の実施日を、国内、広域及び国際レベルで 2022 年 7 月 1 日とすることで承認しました。以下のリンクから、文書 WO/GA/54/14

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo_ga_54/wo_ga_54_14.pdf (英語版)

及び、以下のリンクから、文書 A/62/12 のパラグラフ 45 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/about-wipo/en/assemblies/2021/a_62/doc_details.jsp?doc_id=552851
(英語版)

この承認を受けて、WIPO 標準 ST.26 への移行は、2017 年に開催された第 5 回 WIPO 標準委員会にて以前決定された日付から 6 か月後に実施されることとなります(下記のリンクから文書 CWS/5/22 のパラグラフ 42 から 44 をご参照下さい)。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/cws/en/cws_5/cws_5_22.pdf (英語版)

過去の PCT ニュースレターでは、WIPO 標準 ST.26 の適用日を 2022 年 1 月 1 日と記載¹していましたが、新適用日は 2022 年 7 月 1 日となります。

国際出願の電子出願及び処理

ジブチ及びサモア: ジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) 及び商工業労働省 (MCIL) (サモア) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのジブチ工業所有権・商務庁 (ODPIC) 及び商工業労働省 (MCIL) (サモア) は、それぞれ 2022 年 1 月 3 日及び 2022 年 1 月 31 日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用して提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する上述官庁の要件及び運用を含む通知は、2021 年 10 月 14 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (DJ 及び WS) が更新されました)

PCT 手数料支払専用の新ランディングページ

以前お知らせした通り、WIPO は、2021 年 6 月 14 日に、所定の PCT 関連手数料や WIPO に対する他の手数料のオンライン決済を行うための新しい決済プラットフォームを導入しました (PCT ニュースレター 2021 年 6 月号をご参照下さい)。この度ユーザの利便性を考慮して、新しいランディングページ “WIPO Pay” が、以下のリンクから利用可能になりました。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/index.xhtml> (英語版)

また、PCT 制度メインページの「PCT 関連資料」にあるリンクから (<https://www.wipo.int/pct/en/> (英語版) 及び <https://www.wipo.int/pct/ja/> (日本語版))、並びに「手数料と支払 – PCT 制度」からも (<https://www.wipo.int/pct/en/fees> (英語版) 及び <https://www.wipo.int/pct/en/fees> (日本語版)) WIPO Pay にアクセス可能です。

WIPO Pay は、ワンクリックで支払を行ったり、未納分を確認できる合理的なシステムで、複数の支払を一括して行うこともできます。WIPO Pay は安全で暗号化されており、支払は迅速に処理され、支払の確認は電子メールで行われます。

WIPO に対する支払方法の詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/payment-methods.xhtml> (英語版)

¹ WIPO 標準 ST.26 の適用日を 2022 年 1 月 1 日と記載していた PCT ニュースレターは、次の通りです。2019 年 6 月号 (3 ページ目)、2020 年 10 月号 (1 ページ目)、2020 年 12 月号 (8 ページ目) 及び 2021 年 4 月号 (7 ページ目)。

2021 年 WIPO PCT 顧客満足度調査

PCT 制度の全側面に関する顧客満足度を定期的に評価する目的で、WIPO は隔年で実施しているユーザーコミュニティへのアンケート調査をまもなく開始します。国際事務局が提供している PCT サービスに対する PCT ユーザからのご意見は大変貴重です。ご回答に必要な時間は、10 分から 20 分程度です。本調査に参加いただき、貴重なご意見を提供して頂けたら有難く存じます。参加ご希望の際は、“Participation in the 2021 PCT User Survey” のタイトルで、以下のアドレスへ電子メールをお送り下さい。

survey@wipo.int

アンケート調査が開始され次第、リンク先をお送りします。

例外的な閉庁日

カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は、2021 年 9 月 30 日が新たな連邦法定休日として指定されたため、公務を休業した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が、上記の情報を追加して更新されました。以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、官庁が通知した公務の閉庁日に当たる場合には、その期間は当該官庁の後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

PCT アップデート

CN: 中華人民共和国 (手数料)

DJ: ジブチ (電子メールアドレス、電子出願)

DO: ドミニカ共和国 (国内段階移行の特別な要件)

GM: ガンビア (保護の種類、手数料)

LR: リベリア (保護の種類、代理人に関する要件、優先権の回復請求に適用される基準、手数料)

ME: モンテネグロ (官庁の名称)

PA: パナマ (電子メールアドレス)

PL: ポーランド (所在地、電子メールとインターネットアドレス)

TN: チュニジア (国内段階移行の要件の概要)

WS: サモア (電子出願)

調査手数料 (韓国知的所有権庁)

取扱手数料(中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA))

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

以前お知らせした通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に“participating Office” (参加庁)として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、作業部会の文書 PCT/WG/12/20 を https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 (英語版) からご参照下さい。

IB は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に対し通知を行った官庁に関する情報を、2021 年 10 月 7 日付の公示 (PCT 公報) に掲載しました。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しいウェビナーの録音

中国語のウェビナー

下記の中国語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

及び PDF 版プレゼンテーション資料 (2021 年 9 月 22 日中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、eHandshakes-Access Rights-eOwnership (2021 年 9 月 8 日)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications (2021 年 9 月 23 日)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT-Filing in Docx (2021 年 10 月 5 日)

及び PDF 版の各プレゼンテーション資料 (上記に記載された日付に中継) は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

ポルトガル語のウェビナー

下記のポルトガル語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference (2021 年 9 月 24 日)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations (2021 年 10 月 1 日)

及び PDF 版の各プレゼンテーション資料(上記に記載された日付に中継)は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- WIPO Standard ST.26 から、Introduction

及び PDF 版プレゼンテーション資料(2021 年 9 月 8 日中継)は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

スペイン語のウェビナー

下記のスペイン語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations

及び PDF 版プレゼンテーション資料(2021 年 9 月 21 日中継)は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

PATENTSCOPE のお知らせ

PATENTSCOPE 新着情報: Weekly tips and tricks ビデオ

Weekly tips and tricks ビデオでは、PATENTSCOPE の特別な機能を最大限活用できる方法を紹介しています。また、新短編ビデオが毎週火曜日にリリースされます。次のリンクからご視聴下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/help/tipsAndTricks.jsf> (英語版)

下記のトピックに関するビデオ第 1 弾がすでに視聴可能です。

- How to use the weighting factor in PATENTSCOPE
- Licensing information 及び
- WIPO Translate
- Statistical Information

特定の機能に関するデモンストレーションビデオのご希望がありましたら、PATENTSCOPE チーム宛 patentscope@wipo.int に電子メールをお送り下さい。

マーカッシュ検索が PATENTSCOPE で利用可能に

マーカッシュ構造とは、可変置換基を持つ化学構造を表したもので、特許文献の中で、関連する化学化合物のグループを特定するために使用され、多くの場合、特許出願の対象の一部として使用されます (マーカッシュクレームとも呼ばれます)。

この度初めて PATENTSCOPE でマーカッシュ定義がインデックス化されました。これにより、特許出願中に任意の名前 (商業名、IUPAC 名、INN 等) で記載されている場合、図面中の構造式で記載される場合、又は、特許出願に含まれるマーカッシュ定義に含まれる場合には、特許文献で示されている化合物を検索することができるようになりました。

マーカッシュ検索は、PATENTSCOPE で、ログインしたユーザは無料で利用できます。WIPO アカウントは、上部にある黒いナビゲーションバーのログインメニューから作成できます (<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf> (英語版) (訳者注: 黒いナビゲーションバーの言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能))。PATENTSCOPE にマーカッシュ検索が備えられたことにより、このような検索機能が初めて世界中の全てのユーザに提供されます。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2021/news_0006.html (英語版)

(訳者注: 日本語での詳細は、下記のリンクから、WIPO 日本事務所ウェブページのニュースアーカイブより、2021 年 9 月 13 日付「マーカッシュ検索が PATENTSCOPE で利用可能に」をご参照下さい。 https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0048.html)

PATENTSCOPE による全面的に再構築された WIPO GREEN への環境に優しいテクノロジー関連特許文献の貢献

WIPO GREEN データベースは、無料で、ソリューション提供型のグローバルイノベーションのカタログです。つまり、気候変動、フードセキュリティ (食料安全保障) 及び環境に関する問題を持続可能な解決策で解決するためのニーズ (訳者注: 環境に優しいテクノロジーを提供する側と求める側) を繋ぐものです。WIPO GREEN は、AI による独自の検索機能、オートマッチング、ユーザがアップロードした情報のトラッキングと統計などの新機能を搭載し、全面的に再構築されました。また、PATENTSCOPE のデータベースから環境に優しいテクノロジーに関連する特許文献が取り込まれています。データベースのアップロードは無料で、関連する全てのイノベーションやニーズが提供されています。

詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://wipogreen.wipo.int/wipogreen-database/database> (英語版)

EPO: 手数料の支払に係る変更

クレジットカード払いの1日の新規利用限度額

以前お知らせした通り、欧州特許庁 (EPO) は、2017 年 12 月 1 日から、(預金口座又は銀行振込に加えて) PCT 関連手数料をはじめとする手数料のクレジットカードによる支払の受領を開始しました²。EPO は、2021 年 10 月 1 日から、クレジットカードごと及びユーザの口座ごとに、クレジットカード払いの1日の新規利用限度額を 10,000 ユーロと設定しました。

クレジットカードによる手数料支払方法の要件や取決めに関する詳細は、以下のリンクの “Notice from the European Patent Office dated 23 September 2021 concerning the payment of fees by credit card” をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2021/09/a73.html> (英語版)

グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス 2021 年版が出版されました。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2021/ (英語版)

GII (Global Innovation Index) 2021 年版では、81 の様々な指標をもとに 132 経済圏の最新のグローバルイノベーションにおける世界ランキングを提供しています。新しく作成されたグローバルイノベーショントラッカーを使用して、最新のグローバルイノベーションの動向を分析しています。また、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックがイノベーションへの投資に及ぼした影響についても焦点を当てています。

GII 2021 年版の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2021/880 に掲載されています。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article_0008.html (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO IP Diagnostics の公表

WIPO は、ビジネス分野への支援プログラムを強化するための継続した取り組みの一環として、国際貿易センター (ITC) 及び国際商業会議所 (ICC) と共同で、2021 年 11 月 9 日午後 1 時半 (中央ヨーロッパ時間) に開催されるバーチャルイベントで、最新のオンラインリソースである WIPO IP Diagnostics を公表します。

WIPO IP Diagnostics は、無料の包括的な自己評価ツールです。本ツールは、中小企業が自社の IP 資産を特定し、これらの資産をどのように保護、管理、そして活用して新たな商機を開拓するのかを判断するための支援となるよう設計されました。本ツールは、中小企業が、知的財産 (IP) 制度の実用的な利点を知るために役立つツールです。また、知財庁をはじめとするビジネスの仲介者にとっても、企業への

² PCT ニュースレター 2017 年 12 月号及び EPO の公示 2017 の A72 及び A73 (<https://www.epo.org/lawpractice/legal-texts/official-journal/2017/09/2017-09.pdf>) をご参照下さい。

知財に関する顧問サービスを補完する有益なリソースとして利用することもできます。詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/ipdiagnostic/> (英語版)

イベントのプログラムでは、ツールのプレゼンテーションや数か国の加盟国による本ツールについての考察、並びに ICC Center of Entrepreneurship によるビジネスのキャパシティ強化に本ツールを利用する新たなイニシアチブの公表が予定されています。これは、WIPO が各国政府、政府間組織や国内機関と協力して、本ツールを受益者に提供するための広範な取組みの一環です。

イベントのプログラムや参加の登録情報は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65728 (英語版)

参加の登録には、セキュリティコード KBT543EDS8 の入力が必要です。

なお、イベントでは、英語、仏語及びスペイン語の通訳が提供されます。

実務アドバイス

戦略的な出願:

管轄国際調査機関が一つ以上ある場合にどの国際調査機関を選択するかを決定する際に考慮すべき点

Q: 当方はある国際出願の唯一の出願人です。ある受理官庁に出願する予定ですが、当該受理官庁が特定している管轄国際調査機関がいくつかあります。どの官庁を選択するかを決定する際に考慮すべき主な点は何でしょうか？

A: 各受理官庁は、当該受理官庁に対して行われた国際出願について、それぞれ国際調査及び国際予備審査を実施する管轄となる国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) を一つ以上特定しています (PCT 規則 35)。複数の ISA/IPEA が管轄している場合には、(以下に説明する制約を受ける場合があります) その中から選択することができます。この実務アドバイスでは、よりシンプルに説明するために、IPEA と国際予備審査手続には触れずに、ISA と国際調査手続に限り説明します。

出願人が受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対して国際出願を行う場合、管轄 ISA の選択肢は、出願人 (又は出願人が一人以上いる場合には、そのうちの一出願人) が居住者若しくは国民である締約国の国内官庁、又は当該締約国のために行動する国内官庁、或いは政府間機関に通常出願した場合と同様になる点にご留意下さい (PCT 規則 35.3)。

各受理官庁が管轄している ISA については、PCT 出願人の手引 附属書 C を確認して下さい。複数の国際調査機関 (ISAs) が国際調査の実施を管轄している場合には、出願人は出願時に、願書の第 VII 欄に選択した機関を記載する必要があります。

管轄機関を選択する前に考慮すべき主な点を、以下に説明します。

利用する受理官庁に応じて異なる ISA が選択可能な場合:

出願人が居住者である締約国が、当該出願人が国民である締約国とは異なる場合、国際出願できる受理官庁の選択肢が広がる場合があります。各受理官庁が当該官庁の管轄 ISA を特定するため、国際出願を行う受理官庁を選択する際に、利用可能な ISA について慎重に検討すべきです。また、将来のある出願

において、異なる国籍と居住地を有する複数の出願人がいて、RO/IB に出願する場合には、より多くの管轄 ISA から選択することができるでしょう。それは、管轄 ISA の選択は、出願人が利用可能であった全ての国内受理官庁若しくは広域受理官庁のために管轄したであろう ISA 全てを含むためです。

国際調査で認められる言語:

ISA を選択する際には、国際出願について調査の実施を管轄する ISA が認める言語を考慮すべきです。国際調査の目的のみで国際出願を翻訳することを避けたいのであれば、提出している国際出願の言語を認めている ISA を選択するのが望ましいでしょう (PCT 規則 12.3)。各 ISA が認めている言語については、PCT 出願人の手引 附属書 D に記載されています。

ISA が徴収する調査手数料 (及びその他の関連手数料):

出願人にとって、特定の官庁に国際調査の実施を請求する際の手数料が、重要な検討材料になるかもしれません。調査手数料及び関連手数料は、担当する ISA が設定しているため、手数料はかなり異なります。加えて、一部の官庁は、国内官庁若しくは広域官庁として遂行する実務に応じて、特定の状況において (特に中小企業や低所得若しくは中所得経済からの出願人を対象として) 調査手数料の減額を行っています。また、特定の ISA が国際調査を実施した場合、国内/広域段階で支払う手数料の一部が減額されることがあります。調査手数料や調査手数料の減額についての情報は、該当する場合、PCT 出願人の手引 附属書 D に記載されています。また、利用可能な国内手数料の減額に関する情報は、該当する場合、PCT 出願人の手引の対応する国内編に記載されています。

国際調査の品質、国際調査報告 (ISR) 及び見解書の発行の適時性:

出願人は、ISA の評判、つまり PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章 (「国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み」) への準拠や、報告書発行の適時性における信頼性を考慮するとよいでしょう。参考情報として、以下の役立つリソースがあります。

- PCT 国際機関品質報告
<https://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html> (英語版) 及び
- PCT 年次報告に再掲載されている報告書発行の適時性に関する統計 – 最新版は次のリンクから利用可能
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2021.pdf (英語版)
(機関による IB への ISR 送付の適時性に関する統計は、84 及び 85 ページに掲載)

ISA が調査を行わない対象:

PCT 規則 39 に従い、国際出願の対象が当該規則の (i) から (vi) のいずれかである場合には、ISA は国際出願の調査を実施する必要はありません。国際出願がそれらの対象のいずれかに関連している場合、当該出願の対象を調査する旨を記載している ISA を選択するとよいでしょう。詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 D の各 ISA のページに記載されています。

先の国内出願を調査した官庁とは異なる官庁に調査を請求するかどうか:

(国内、広域若しくは国際出願のいずれであっても) 先の出願の優先権を主張している場合で、先の出願を調査した官庁が管轄 ISA でもあるならば、より早期に調査結果を得るため、又は可能な手数料の減額を受けるため、同一官庁を ISA として選択することを希望する場合があります。また、場合によっては、特定の官庁 (現在、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁で利用可能) に対していわゆる PCT ダイレクトサービスを利用することもできます。この制度では、当サービスを提供している官庁に国際出願を行った出願人は、当該官庁で既に調査された先の出願

からの優先権を主張する場合、優先基礎出願について作成された調査報告及び見解書で提起された異議に応答するための非公式コメントを提出することができます。

または、国際調査について異なる視点を得るために、別の ISA に調査の実施を請求したいこともあるでしょう。例えば、調査を行う審査官の言語の専門知識や、ISA が PCT 最小限資料の他に調査できる特定の文献コレクションに基づいて ISA を選択することもできます。

IPEA を選択する上での制約:

一部の IPEA は、当該機関若しくは別の特定された ISA が国際調査を実施した出願に限って、国際予備審査を行います。そのため、出願人が特定の IPEA に国際予備審査の実施を請求したいのであれば、この制約が ISA の選択に影響することがあります。

先行技術に関する考慮:

出願人が、特定の地域に限って発明の保護を求める場合、その地域に特に関連する先行技術を調査する ISA を選択できれば有益でしょう。例えば、発明の保護が韓国で必要であれば、(可能な場合) ISA/KR を選択すれば、当該官庁が韓国語の関連する先行技術文献を発見する可能性があるため、価値があるかもしれません。他の ISA は、言語の理由によりそれらの文献を利用できないことがあるためです。また、国際出願について ISA として行動し肯定的な ISR を作成した同一官庁に国内段階移行する場合には、国内審査において当該官庁からより早期に肯定的な結果を得られるはずで

一部 ISA による国際調査の実施件数の制限:

一部の ISA は、特定の受理官庁に対して行われた国際出願に関して、調査する国際出願の件数を制限しています。例えば、ISA としてのオーストラリア特許庁とイスラエル特許庁は、受理官庁としての米国特許商標庁に対して行われた出願に関して、調査する国際出願の件数を制限しています。このような制限については、PCT 出願人の手引に表示されています (関係する管轄受理官庁に関連する附属書 C をご参照下さい)。

特許審査ハイウェイの利用可能性:

出願人が、PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) のワークシェアリングスキームを利用して出願の審査手続を早期に行うよう複数の国内官庁に請求し、国内段階における出願の早期審査を希望するのであれば、どの国内 (又は広域) 官庁が関係する管轄 ISA と PCT-PPH の合意があるのかを確認して下さい。二庁間又は多庁間の合意に関する詳細は、以下のリンクから、PCT-PPH プログラムのページをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

また、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2021 年 9 月号の PCT-PPH プログラムに関する「実務アドバイス」もご一読下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2021/pct_news_2021_9.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/9_2021.pdf#page=6 (日本語版)

ISA が補充国際調査 (SIS) も実施しているのかどうか:

追加の手数料 (補充調査手数料及び補充調査取扱手数料) が必要となりますが、出願人は、国際段階のいつでも、補充国際調査機関 (SISA) として現在同調査を提供している 10 機関のいずれかに SIS を請求することができます。SISA の選択は、出願人が国際出願を行う受理官庁によって決定されるわけではあ

りませんが、SISA は国際調査を実施した機関とは別の機関である必要があります。SIS を請求する予定がある場合、出願人は ISA と同一の SISA を選択することはできないため、国際調査を実施する ISA の選択に影響を及ぼすことがあります。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年11月号 | No. 11/2021

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

新 PCT 締約国

ジャマイカ (国コード: JM)

ジャマイカが、2021年11月10日に、PCTの加入書を寄託し、これにより154番目のPCT締約国となりました。ジャマイカは、2022年2月10日よりPCTに拘束されます。その結果、2022年2月10日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。また、ジャマイカはPCT第II章にも拘束されることとなるため、2022年2月10日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらに、ジャマイカの国民及び居住者は、2022年2月10日よりPCT国際出願を行う資格を有することとなります。

パリ条約への加入

キリバティの加入

キリバティ (国コード: KI) が、2021年11月5日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これにより、パリ条約の全締約国数は178となりました。キリバティは、2022年2月5日よりパリ条約に拘束されます。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT 規則 4.10(a) に従い、パリ条約の締約国において/について、又は同条約の締約国ではないものの世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基づく優先権を、国際出願において主張することができます。

“States Party to the PCT and the Paris Convention and Members of the World Trade Organization”の一覧の更新版は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/paris_wto_pct.html (英語)

セーシェルによる ARIPO への加入

セーシェルが、2021 年 10 月 1 日に、アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許及び意匠に関するハラレ議定書への加入書を寄託しました。これにより、セーシェルは、2022 年 1 月 1 日より ARIPO の加盟国となります。ハラレ議定書についてもセーシェルに関して当該日から発効し、ARIPO の加盟国数は 21 か国、並びにハラレ議定書の締約国は 19 か国となります。

この加入により、2022 年 1 月 1 日以降に提出される全ての国際出願は、国内特許に加えて、ARIPO の特許についても当該国の指定を含むこととなります。さらに、2022 年 1 月 1 日からは、セーシェルの国民及び居住者は、法務部登録課 (セーシェル) 及び WIPO 国際事務局に加えて、受理官庁としての ARIPO に対しても国際出願を行うことができるようになります。

セーシェルの加入に関する ARIPO の告知は、以下に掲載されています。

<https://www.aripo.org/accession-of-the-republic-of-seychelles-to-the-harare-protocol/> (英語)

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (SC)、B2 (AP) 及び C (AP) が更新されました)

国際出願の電子出願及び処理

リトアニア: リトアニア共和国国家特許局による ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのリトアニア共和国国家特許局は、2022 年 1 月 15 日から、ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、EPO オンライン出願を利用して提出される電子形式による国際出願の受理及び処理をすでに開始しています。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する上述官庁の要件及び運用を含む通知が更新され、2021 年 11 月 25 日付の公示 (PCT 公報) に掲載される予定です。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LT) が更新されました)

WIPO 電子証明書を取得する際のブラウザとして使用される Internet Explore の終了

WIPO 電子証明書は、ePCT を利用して国際出願を提出したり、管理する際の高度な認証方法として使用されています。近い将来予定されている Internet Explore の終了を受けて、WIPO では、ePCT ユーザが当ブラウザを使用して、WIPO 電子証明書の登録を行うことができなくなりました。WIPO は、現在の電子証明書の保有者に対し、当証明書の 2 年間の有効期限が満了する 30 日前に、通知を送付する予定です。その際には、電子証明書の満了日とその他のオプションに関する情報を提供するリンクもお知らせします。また、各証明書の満了日 7 日前に、追加のリマインドを送付します。なお、電子証明書の登録には、引き続き Google Chrome、Mozilla Firefox 又は Microsoft Edge のブラウザを使用可能です。WIPO 電子証明書に関するページでは、当証明書についての一般情報や上述した別のブラウザを使用して、以下のアクションを実行する際のユーザガイドを提供しています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct-safe/en/certificates.html> (英語)

- 証明書の登録方法
- 証明書の受取方法
- 証明書をブラウザにインポートする方法、並びにバックアップコピーを保存する方法、そして
- ブラウザから証明書を削除する方法

WIPO 電子証明書や、ePCT を利用した PCT 出願の提出や管理を目的としたその他の高度な認証方法に関する詳細は、今月号の実務アドバイスに説明されています。

PCT 実施細則の修正

PCT 実施細則の第 102(h)号、705 号の 2、705 号の 3、709 号、713(b)号及び附属書 F が修正され、附属書 F に新规定である第 5.1 号の 2 が追加されました。これらは 2022 年 1 月 1 日付けで発効します。

かかる規定の修正及び追加では、以下の点を明確にすることを主要な目的としています。

- 出願人との通信手段として、官庁が指定するオンライン出願のインターフェースを当該官庁が柔軟に設計できるようにすること (第 102(h)号)、
- 第 705 号の 2 の規定は、紙で提出された書類を電子形式に「スキャン」する場合に適用されるのに対し、新たに追加された第 705 号の 3 の規定は、書類をある電子形式から別の電子形式に「変換」する場合に適用される点を明確にすること (第 705 号の 2)、
- 受理官庁、国際事務局 (IB) 及び国際調査機関が、国際出願を XML 形式に変換し、その変換で作成された XML 版を受理官庁用写し、記録原本、若しくは調査用写しとして使用することを許可する目的で、国際出願をある電子形式 (例えば PDF) から別の電子形式 (例えば XML) に変換し、それに基づいて処理することを許可する法的根拠を提供すること (第 705 号の 3)。
- 専用の電子システムを利用して、出願人が通知又はその他の書類を取得できるようにすることにより、官庁がかかる書類を出願人に送付を行うための法的根拠を提供すること。また、IB が

同意した場合には、官庁は、IB に対し当該官庁に代わって、電子手段により出願人に書類を送付するよう要請できるようにすること。－この点の詳細については、かかる要請があった場合に、関係する官庁と IB が協議することとする (第 709 号)。

- － 第 713(b)号に基づき、第 705 号の 2(b) から (e) までの規定が、電子形式で提出、処理又は送達された通知、送達、通信又は国際出願に関するその他の書類について適用可能であるが、明白には適用されないときには、かかる規定を適用する法的根拠を提供すること(第 713 号(b))、
- － オンラインで書類の取得ができるようにするため、官庁による出願人に対する書類の送付方法について技術的要件を設定すること(附属書 F 第 5.1 号の 3) 及び
- － PCT-SAFE の今後の廃止に伴う準備を行うこと(附属書 F の第 703 号(b)(iv) 編集者注; 及び附属書 F の第 6 号)

かかる規定の修正及び追加を含む実施細則全文の更新版は、2022 年 1 月 1 日に発効し、英語及び仏語の PDF 形式で利用可能です。それぞれ、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

上級者向けオンライン PCT セミナー: PCT 制度の最新動向と今後の展開について

WIPO の年次上級者向け PCT セミナーは、現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による制約を踏まえて、今年度もバーチャル形式で開催されます。時差を考慮して PCT ユーザがセミナーに参加し易くなるよう、同じセミナーが 3 日間の日程と異なる開催時間で実施されます。当セミナーは無料であり、英語で行われます。只今、参加登録の受付中です。

セミナーは、次の日程と時間 (ジュネーブ時間) で、記載された地域を対象として開催されます。

- － 2021 年 12 月 6 日 (09:00 – 11:30 中央ヨーロッパ時間): 欧州/中東/アフリカからの参加者対象
- － 2021 年 12 月 8 日 (16:30 – 19:00 中央ヨーロッパ時間): 南米からの参加者対象、及び
- － 2021 年 12 月 10 日 (08:30 – 11:00 中央ヨーロッパ時間): アジアからの参加者対象

セミナーの講師は、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフが担当し、参加者は PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としています。当セミナーでは、以下のトピックを扱う予定です。

- － PCT 制度の最新動向と今後の展開
- － ePCT システムの最新情報と今後の機能向上

各セミナーのプログラムと参加登録情報は、以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html> (英語)

PCT アップデート

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料(一部の官庁)

2022 年 1 月 1 日より、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額(該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料の特定の通貨における換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引(www.wipo.int/pct/guide/en/ (英語))の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CN、CR、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZA、ZM、ZW、
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての機関、
- 附属書 SISA (国際調査機関(補充調査)): 全ての機関、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XV。

CA: カナダ(手数料)

DJ: ジブチ(インターネットアドレス)

EG: エジプト(FAX 番号)

IB: 国際事務局(手数料)

LT: リトアニア(電子出願)

NG: ナイジェリア(手数料)

PE: ペルー(手数料)

SA: サウジアラビア(管轄国際調査及び予備審査機関)

TZ: タンザニア連合共和国(住所)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料(カナダ知的所有権庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料(カナダ知的所有権庁)

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

2021 年 12 月及び 2022 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下の通りです。

2021 年 12 月 24 日(金)

2021 年 12 月 31 日(金) 及び

2021 年 1 月 3 日 (月)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、2021 年 12 月 27 日 (月) から 2021 年 12 月 30 日 (木)、そして 2022 年 1 月 4 日 (火) からは、平常通り業務を行います。

PCT インフォメーション・サービス(Infoline)、PCT 電子サービス (e-Services) 及び PCT オペレーション部の稼働日、並びに公開スケジュールの情報は、以下の通りです。

PCT インフォメーション・サービス

PCT インフォメーション・サービスは、2021 年 12 月 24 日 (金) から 2022 年 1 月 3 日 (月) まで業務を休止します。業務再開は 2022 年 1 月 4 日 (火) です。なお、この休暇期間中であっても当サービスに電話をされますと (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

リマインドになりますが、PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT 国際段階の中間手続に関する一般的なご質問にお答えします (出願の個別案件に関しては、PCT オペレーション部へお問合せ下さい)。詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/infoline.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) 及び PCT オペレーション部

PCT オペレーションカスタマーサポート課及び PCT オペレーション部の年末休暇期間中の予定は、以下の通りです。

2021 年 12 月 24 日 (金):	休止
2021 年 12 月 27 日 (月) から 2021 年 12 月 30 日 (木) まで:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)
2021 年 12 月 31 日 (金) から 2022 年 1 月 3 日 (月) まで:	休止
2022 年 1 月 4 日 (火) 以降:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

– PCT 電子オペレーションカスタマーサポート課では、電子形式での出願の作成、提出並びに管理を目的としたサービスに関するご質問にお答えします。ePCT(<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE (www.wipo.int/pct-safe/en/index.html) 及び WIPO デジタルアクセスサービス(DAS) (www.wipo.int/das/en/) 参照 (訳者注: ePCT 及び PCT-SAFE については、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)。

– PCT オペレーション部では、出願の個別案件に関するご質問にお答えします。当オペレーション部は、10 チームにより管理されています。担当チームの一般用電子メールアドレスや電話番号は、様式 PCT/IB/301 をご確認ください。以下のリンクからご検索下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml> (英語)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

公開スケジュール

年末年始の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り、2021 年 12 月 23 日(木) 並びに 12 月 30 日(木) に公開予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更にかかわる書類の到達期限に変わりはありません(それぞれ 2021 年 12 月 7 日(火) 及び 2021 年 12 月 14 日(火) の午前零時(中央ヨーロッパ時間) となります)。

PCT 関連資料の最新/更新情報

欧州資格試験 (the European Qualifying Examination) 用の資料

国際事務局 (IB) は EQE 試験委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) 用の資料準備を支援するため、2021 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の「国際段階」と「国内段階」を収録した全文を PCT ウェブサイト上で英語並びに仏語で提供しています。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf> (国際段階英語)

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf> (国内段階英語)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf> (国際段階仏語)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf> (国内段階仏語)

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT Actions (2021 年 11 月 2 日及び 4 日録音)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2021 年 10 月 21 日録音)
- Everything you need to know about ePCT ウェビナーシリーズから、ePCT-Filing in Docx (2021 年 10 月 7 日録音)

及び(上記に記載された日付に配信されたウェビナーの) PDF 版の各プレゼンテーション資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize declarations
(2021 年 11 月 3 日録音)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference
(2021 年 10 月 22 日録音)

及び(上記に記載された日付に配信されたウェビナーの) PDF 版の各プレゼンテーション資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

2021 年 11 月 10 日に配信された下記の日本語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、PCT の優先権をマスターする

及び PDF 版のプレゼンテーション資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

韓国語のウェビナー

2021 年 10 月 12 日に配信された下記の韓国語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference

及び PDF 版のプレゼンテーション資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

WIPO Sequence の新リリース

WIPO Sequence (version 1.1.0) の新リリースが、2021 年 10 月 28 日に開始されました。最初のリリースの際に PCT ニュースレター 2020 年 12 月号で説明された通り、WIPO Sequence はデスクトップアプリケーションであり、特許出願人は、当ツールを使用して WIPO 標準 ST.26 に準拠したアミノ酸及びヌクレオチド配列表を作成することができます。WIPO 標準 ST.26 は、2022 年 7 月 1 日から、国際、国内又は広域レベルにおいて特許出願の部分構成する配列表に適用されます。WIPO Sequence は、無料でご利用いただけます。異なる IP 官庁に提出するために配列表を作成し直さなければならない現状とは対照的に、当ツールを使用することにより全ての出願人が、国際、国内、並びに広域レベルにおいて単一の配列表を提出できるようになります。

新バージョンのリリースノートに、前回のリリース以降なされた変更点の概要が説明されています。また、今回の新リリースでは、WIPO Sequence の利用規約、テスト用の有効/無効な ST.26 配列表の一式、並びに全 10PCT 言語によるユーザマニュアルの更新版も提供されています。全情報は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO Sequence に関するウェビナーの録音 (英語での配信) と PDF 版のプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62849

PATENTSCOPE のお知らせ

国内特許コレクション: ポーランド

PATENTSCOPE にポーランドの国内特許コレクションが追加されました。当コレクションには、294,000 件の特許出願と実用新案が収録されており、そのうち 46,000 件以上が、ポーランド語のフルテキスト (OCR: 文字認識化された) 文献です。この新コレクションでは、ポーランド語の国内データベースに収録されているパテントファミリー情報も利用でき、特許文献にもワンクリックでアクセスすることができます。当コレクションの追加により、PATENTSCOPE で利用可能となる国内/広域官庁のコレクション数は 73 になりました。

当コレクションは、以下のリンクからご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

世界知的財産指標 2021

世界知的財産指標報告書 2021 の英語版は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4571>

この権威ある報告書では、世界中の IP (知的財産) 活動を分析しています。国内及び広域 IP 官庁と WIPO からの 2020 年の出願、登録や更新に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示の分野を網羅しています。また、本報告書では、調査データや業界の情報源をもとに、出版業界の活動状況も紹介しています。

本報告書の要点をまとめたハイライトはプレスリリース PR/2021/883 に掲載されており、英語、アラビア語、中国語、仏語、ロシア語及びスペイン語で配信されています。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article_0011.html

(英語以外の言語は、ページ右上にある言語切替のドロップダウンリストから選択可能)

実務アドバイス

ePCT を利用して PCT 出願を提出し管理するための高度な認証方法の使用

Q: 高度な認証方法を用いて ePCT にログインする際に WIPO 電子証明書を使っています。ですが、つい最近、当方の電子証明書がまもなく満了すること、そしてその証明書は更新できないため、新規の証

明書を要請する必要があるとの通知を受けました。ePCT にログインするための高度な認証には、他にも方法があるようです。以前、証明書の登録と受取に問題があったことを記憶しているのですが、新規に登録する証明書の使用法は、電子証明書よりも簡単なのでしょうか？

A: ePCT システムの機密データや書類にアクセスしたり、新規国際出願の作成や提出には、WIPO アカウントに高度な認証を設定する必要があります。出願人のユーザネームとパスワードによる認証に加えて、ePCT に安全にサインインするため WIPO アカウントに高度な認証方法を少なくとも二つ設定しておくことをお勧めします。もし高度な認証方法の一つにアクセスできない場合でも、もう一つの既存の認証方法を使ってアカウントにログインでき、その後追加の高度な認証オプションを設定することができます。或いは、必要に応じて、例えば、テキストメッセージの受信用に登録された電話番号がすでに使用できないなど、無効となった他の高度な認証方法を削除することが可能です。

ePCT にサインインするには、必ずしも WIPO 電子証明書を使用する必要があるわけではありません。高度な認証を用いて ePCT にサインインする際のベストプラクティスとしては、電子証明書を使用するのではなく、ワンタイムパスワードを生成する標準的な認証アプリケーション(アプリ)を登録して、出願人の携帯電話(“Google Authenticator” など)若しくはデスクトップ(“WinAuth” など)にインストールすることです。そして携帯電話番号若しくは固定電話の番号を登録して、テキストメッセージ(SMS)又はボイスメッセージで、ワンタイムパスワードを受信することができます。標準的な認証アプリケーションを使ってワンタイムパスワードを生成したり、ワンタイムパスワードをメッセージで受信するほうが、電子証明書を使用するよりも簡単で効率的です。また、これらの方法を使用すれば、電子証明書の取得やインストールを行う際に、一部の ePCT ユーザが経験した共通の問題(例えば、証明書をインストールするため、通常必要となる登録コードや/若しくはデフォルトパスワードを控えないことなどが原因)を回避することができるでしょう。

ワンタイムパスワード受信用の認証アプリの使用

主な高度な認証として、テキストメッセージ経由でコードを受信するよりも、可能な限り認証アプリを使用されることをお勧めします。アプリは通常、一度インストールされるとインターネットに接続できない状況でも継続して機能するため、より信頼性が高く効率的です。一方、テキストメッセージは受信できないことがあります。例えば、携帯の電波が弱かったり若しくはなかったり、又は旅行中で違う SIM カードを使っている場合などです。アプリで生成されるワンタイムパスワードの別のメリットとしては、テキストメッセージ経由で送信されるパスワードは受信に数分要するのに対して、ワンタイムパスワードでは、大抵即時にパスワードを受信可能な点です。

推奨されるワンタイムパスワードのアプリに関する情報や、ePCT システムへのアプリの設定方法についてのユーザガイドは、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=614> (英語)

SMS 経由で受信するワンタイムパスワードの使用

どのような状況にあっても ePCT へアクセスできるよう確実にするため、高度な認証方法を少なくとも二つ設定しておくことをお勧めします。また、SMS 経由でワンタイムパスワードを受信できるように、WIPO アカウントに携帯電話番号も登録して下さい。この認証オプションは固定電話でも使用でき、ボイスメッセージでワンタイムパスワードの受信が可能です。電話番号の登録方法についてのユーザガイドは、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=489> (英語)

WIPO 電子証明書の使用

電子証明書は、認証アプリ若しくは SMS の使用と比べて少々手間がかかります。WIPO 証明書の申請は、WIPO の就業時間内のみ手動で処理されるため、設定に時間を要することがあります。なお、当証明書は、企業名ではなく個人に限り発行される点にご留意下さい。さらに、登録と受取には同じコンピューターとブラウザの使用が必要となります。また、WIPO 電子証明書は、PCT サービスに限り使用でき、高度な認証を必要とする場合があるその他の WIPO IP Portal サービスには使用できません。

国際事務局では、ワンタイムパスワードを用いる認証方法を推奨していますが、WIPO 電子証明書も高度な認証オプションとして、当面は平行して使用される予定です。出願人が引き続き電子証明書の使用を予定しており、現在お使いのブラウザが Internet Explorer であれば、当ブラウザの使用はまもなく終了となりますので、ご注意下さい。ただし、次のブラウザ、Google Chrome、Mozilla Firefox 若しくは Microsoft Edge (詳細は、上記トピックの「国際出願の電子出願及び処理」をご参照下さい) の一つを使用して登録することは可能です。なお、注意点として、三つの対応可能なブラウザのうちどれを使用されても、常に証明書のインストール時のデフォルトパスワードを控えておくようにして下さい。後に証明書をブラウザへインポートする際に必要なためです。そのパスワードを控えておかなかった場合には、証明書のインストールは完了されず、WIPO は証明書を無効にしなければなりません。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年12月号 | No. 12/2021

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

新しい ePCT ビデオチュートリアル

この度、官庁及び出願人向けの新しい ePCT ビデオチュートリアルのシリーズが公開されました。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/index_epct_tutorials.html (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

各ビデオでは、ePCT の特定の機能の利用方法をステップ・バイ・ステップで説明しています。

出願人向けビデオでは、ePCT を利用した PCT 出願の提出や管理、国際事務局や参加庁への書類のアップロード、また出願後のオンラインアクションの作成や提出などの方法に関する役立つ情報を紹介しています。

官庁向けビデオでは、オフィスアクションの使い方や、(受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関や指定官庁の) さまざまな役割に応じた主な ePCT 官庁用機能の利用方法を紹介しています。

他のトピックを紹介するビデオの続編もまもなく公開予定です。

出願人向け ePCT の新バージョン

出願人向け ePCT の新バージョン (バージョン 4.9) が、2021 年 12 月 6 日にリリースされました。主な新機能は以下の通りです。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

- ePCT の新ランディングページ (<https://pct.wipo.int>) (訳者注: 言語リストから日本語選択可能) では、ePCT システムで利用可能な出願人及び官庁向けの主な機能の概要を提供しており、新規ユーザを対象としたスタートガイドもご利用いただけます。
- 新しい ePCT ビデオチュートリアル (上記トピック参照)
- PCT 様式の送付方法: (受理官庁としての IB (RO/IB) を含む) 国際事務局 (IB) は書面による様式は送付しない現状の方針を継続することを受けて、出願時に記載される願書の氏名 (名称) 欄から、「書面による通知」、又は「書面による通知と電子メール」を選択可能であった ePCT インターフェースでのオプションが削除されました。同様に、PCT 規則 92 の 2 アクション、国際予備審査請求 (第 II 章) アクション及びアドレス帳での当オプションも削除されました。
- RO/IB に対する出願: PCT 出願人の手引 附属書 C にあるように、出願人の国籍や居住地に基づき代理人が RO/IB に対して行動する権利を有するかどうかを判断することはかなり複雑な場合があります。そのため、職権による訂正や、出願後の訂正の求めが発出される可能性を低くする目的で、ePCT 出願に追加の検証機能が整備されました。代理人が RO/IB に対して出願人を代理する権利を、ユーザがインターフェースで確定しない場合、下書きが保存される際に「代理人」のステータスは自動的に「通知のためのあて名」に変更され、代理人に関連する全ての署名や委任状が自動的に削除されます。
- 2017 年度 PCT 総会での合意に関するリマインダ: 2017 年度 PCT 総会での合意を受けて (https://www.wipo.int/pct/en/fees/2017_fee.html から閲覧可能)、国際出願手数料の 90% の減額が計算される場合、出願時の願書に全ての出願人を記載することの重要性をユーザに喚起する目的で、検証機能が追加されました。
- 優先権の主張: 優先権の回復を請求するチェックボックスは、先の出願の出願日が 12 か月の優先期間外であるが当該期間の満了から 2 か月以内であることを、ePCT が確認した場合にのみ表示されます。さらに、当該出願が上述した期間なされたにもかかわらず、選択受理官庁が優先権の回復の請求を認めない場合、ePCT 検証機能は受理官庁を RO/IB に変更するよう出願人に助言しますが、出願を妨げることはありません。
- 公開された出願の国際調査報告 (ISR)/ISA の見解書 (WOSA)/PCT 第 17 条 2(a) に基づく宣言のフルテキスト版: 書類の一覧に掲載される PDF 版に加えて、ISR/PCT 第 17 条 2(a) に基づく宣言、及び/又は WOSA の XML 版が利用可能な場合、書類の一覧の「その他」から利用可能なだけでなく、書誌データのヘッダーセクションにも XML 版へのショートカットリンクが表示されます。
- アドレス帳 – 多言語入力: 非ラテン公開言語とそれに相当する英語の音訳の両方で連絡先を管理することが可能です。
- ePCT アクション国際予備審査請求 (第 II 章): 公開言語が選択された IPEA が認める言語である場合、当該言語が国際予備審査を実施する言語として確実に表示されるよう、追加の検証機能が整備されました。

これらの変更に関する詳細や、その他の新機能についての情報は、以下の “What’s new in ePCT for applicants” をご参照下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=1611> (英語)

2022 年 1 月 11 日と 13 日に配信予定の “What’s new for applicants in ePCT 4.9” の ePCT ウェビナーに是非ご参加下さい。本ウェビナーでは、新バージョンで整備された新機能をご紹介します。参加登録等の詳細は、以下の PCT ウェビナーページをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html> (英語)

本ウェビナーの録音は、上記 PCT ウェビナーページにて後日視聴可能になります。

官庁向け ePCT の新バージョン

受理官庁、指定官庁及び国際機関向け ePCT の新バージョン (バージョン 4.9) がリリースされました。官庁向けの ePCT 機能に、以下の改善点が整備されました。

- 情報とユーザガイドへの一括したアクセスを提供する ePCT の新ランディングページ
- 官庁による国際出願に関するコメントを官庁の役割に応じてフィルタリング可能
- ePCT アクションの下書きを保存する際の動作が改善され、継続して表示しておくことが可能
- ePCT での国際出願の検索機能の改善
- ePCT を利用して生成可能な一部の PCT 様式に利用可能な追加の翻訳機能
- 受理官庁用 – 様式 PCT/RO/106 及び PCT/RO/131 のユーザインターフェースの更新版が ePCT で利用可能
- 国際調査機関用 – 見解書作成時の標準文言機能及びパテントファミリー情報の検索機能の改善、配列表の修正版のアップロード可能、PCT/ISA/210 及び/又は PCT/ISA/237 に関する保存された下書きの履歴一覧の改善
- 国際予備審査機関 (IPEA) 用 – IPEA が処理する第 II 章に関する文書のルーティングが実行可能、IPEA の様式 PCT/IPEA/402、PCT/IPEA/404 及び PCT/IPEA/416 を作成可能な ePCT の新アクション、見解書 (PCT/IPEA/408) 及び国際予備審査報告 (PCT/IPEA/409) の下書きと作成が可能な ePCT の新アクション、「下書き IPEA/408」及び「下書き IPEA/409」の新タスク機能の追加、IPRP 及び IPRP の翻訳文作成の適時性に関する追加の報告機能、並びに
- ePCT ウェブサービスの改善

詳細は、以下のリリースノートをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf (英語)

ePCT がどのように官庁の業務をさらに支援できるのかについて官庁からご意見をいただき、協議できれば幸いです。PCT 国際協力部 (PCTICD@wipo.int) までお問い合わせ下さい。現在お使いの ePCT システムについてのご質問は、以下の “Contact Us” リンクから、PCT 電子サービス (eServices) サポートチームまでお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=769> (英語)

国際出願の電子出願及び処理

トリニダード・トバゴ: 法務省司法長官局・知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ) による ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての法務省司法長官局・知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ) は、2022 年 1 月 31 日から、ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する上述官庁の要件及び運用を含む通知が、2021 年 11 月 25 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (TT) が更新されました)

欧州特許庁による EPO New Online Filing (CMS) の受理終了ーリマインダ

再度のお知らせになりますが、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関としての欧州特許庁 (EPO) は、2022 年 1 月 1 日をもって、EPO New Online Filing (CMS) (旧名 EPO Case Management System) を利用して行われる国際出願 (並びに国際出願に関連するその他の書類や通信) の受理を終了します。CMS は、2021 年 4 月 1 日に運用開始された新しいウェブベースの出願サービスである “Online Filing 2.0” に置き換えられました。Online Filing 2.0 は、ePCT 関連機能を統合しており、PCT 出願や当該出願のその他の書類に関する手続も実行可能です (PCT ニュースレター 2021 年 3 月号をご参照下さい)。

この終了を受けて、2022 年 1 月 1 日からは、EPO に対する国際出願や当該出願に関連するその他の書類や通信を提出する際に利用可能な電子手段は、以下になります。

- EPO Online Filing 2.0
- ePCT 出願
- EPO Online Filing 及び
- EPO WebForm Filing

また、EPO Online Filing を利用する場合、Offline Filings では CD-R、DVDR 若しくは DVD+R の媒体でも提出することができる点にご留意下さい。

CMS 終了の詳細と EPO Online Filing 2.0 のスタートガイドは、以下の EPO 官報 2021 年 5 月版をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2021/05/a43/2021-a43.pdf>

PCT 様式の修正

願書様式 (PCT/RO/101)、補充調査請求書 (PCT/IB/375) 及び国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の様式が修正され、2022 年 1 月 1 日から有効となります。修正の目的は、電子メールサービスを提供する官庁からの通知の受取に、電子メールを出願人のデフォルトオプションとすることです。郵送による通知受取のオプションは継続されますが、デフォルト設定の例外となります。なお、郵送と電子メールの両方による受取のオプションはご利用できなくなりましたので、ご注意ください。

詳細は、以下の PCT 回章の PCT1623 及び 1631 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/> (英語)

様式の修正版は、2022 年 1 月 1 日から使用可能になります。以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html> (英語、日本語)

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、2022 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における国際事務局 (IB) の閉庁日は、以下の通りです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2022 年 1 月 3 日

2022 年 4 月 15 日

2022 年 4 月 18 日

2022 年 5 月 26 日

2022 年 6 月 6 日

2022 年 9 月 8 日

2022 年 12 月 26 日

2022 年 12 月 30 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、PCT の役割を担う国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意下さい。他の官庁の 2022 年の閉庁日については、各官庁から国際事務局に情報が提供されていれば、以下の PCT ウェブサイトから確認可能です。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT アップデート

BN: ブルネイ・ダルサラーム (所在地とあて名、電話番号、電子メールとインターネットアドレス)

BZ: ベリーズ (FAX 機使用の終了)

ID: インドネシア (手数料)

IL: イスラエル (手数料)

RO: ルーマニア (電話番号、手数料)

SA: サウジアラビア (管轄国際調査及び予備審査機関)

TH: タイ (電子メールアドレス)

TT: トリニダード・トバゴ (電子出願)

US: 米国 (新しい電子メールアドレス)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2 (a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、2021 年 11 月 29 日午前 3 時 13 分から 8 時 35 分 (中央ヨーロッパ時間) まで、以下のオンラインサービスに不通が発生したことを国際事務局に通知しました。

- Online Filing
- Online Filing 2.0
- Web Form Filing
- Online Fee Payment
- Mailbox 及び MyFiles
- Espacenet
- Open Patent Services (OPS) 並びに
- the European Patent Register

上述したサービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) の 254 ページに掲載された適用状況に従っていることが条件となります。以下をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices20.pdf#page=254 (英語)

この不通に関する情報は、以下の EPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services.html> (英語)

国際特許出願の管理等に役立つ WIPO IP Portal のウィジェット

再度のお知らせになりますが、WIPO IP Portal (<https://ipportal.wipo.int/>) が、2019 年 9 月に運用開始されました (PCT ニュースレター 2019 年 9 月号参照)。この WIPO IP Portal は、世界知的所有権機関のオンライン IP サービスのフル機能を提供する公式プラットフォームです。本ポータルでは、WIPO ユーザアカウントをお持ちの方のみお使いいただける WIPO IP Portal ウィジェットのダッシュボード等の機能も提供しています。本ポータル運用の目的は、出願人と WIPO 間の作業をできる限り円滑に進め、効率的に行うことで、コンセプトの開発から商業化までのイノベーションの全行程において出願人を支援することです。

WIPO IP Portal のダッシュボード

WIPO IP Portal のダッシュボードは、ウィジェットで構成されており、各ユーザがウィジェットをお好みで配置して使用することができます。本ダッシュボードでは、オンライン IP サービスの情報を提供したり、又はクイック検索を実行することで、ユーザによる当サービスの活用に役立てることができます。本サービスは、WIPO オンラインサービスが使用可能な WIPO アカウントをお持ちのユーザの皆様にご利用いただけます。以下からご活用下さい。

<https://ipportal.wipo.int/dashboard> (英語)

特許保護活動に役立つ特化したウィジェット

PCT 出願を円滑に進めるようサポートする、或いは WIPO データベースの検索を容易にする目的で、以下の専用ウィジェットが利用可能です。

- PATENTSCOPE (特許文献の検索や自身の公開された国際出願の閲覧)
- PCT 制度の主要な期間 (国際出願に関する PCT の主要な期間一覧の提供)
- ePCT の保留中の案件 (ePCT 上の国際出願やアクションの下書きに関する概要の提供)
- WIPO Pearl (WIPO Pearl で利用可能な多言語専門用語の検索)

さらに、お支払情報を表示するウィジェット 2 個を活用して、PCT 出願関連手数料の支払管理に役立てることができます。

- お支払情報の概要を表示するウィジェット (お支払に関する情報の提供)
- お支払情報の詳細を表示するウィジェット (お支払に関する詳細な一覧の提供)

ウィジェットについてやウィジェットの使い方の詳細、並びにさまざまなウィジェットのスクリーンショットの参考画面は、以下のニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2021/news_0052.html (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

又は、以下の“About WIPO IP Portal” ページをご覧ください。

<https://ipportal.wipo.int/about> (英語)

ご質問は、以下のリンクからお気軽にお問い合わせ下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=ip_portal (英語)

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

再度のお知らせになりますが、2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関若しくは国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に「参加庁」(participating Office) として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁(「徴収官庁」(collecting Office)) から他の官庁(「受益官庁」(beneficiary Office)) に対し国際事務局 (IB) 経由で取り引きされます。詳細は、https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 (英語) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

IB は本サービスの 2022 年の実施予定表の更新情報を掲載しました。当実施予定表には、参加徴収官庁による IB への手数料移転に関する文書による通知の作成期日や送付期日、一覧に表示されているどの手数料が IB に対して又は IB から移転されるべきか、そしてかかる一覧に表示されている手数料の額に関する報告書の作成期日や送付期日が掲載されています。2021 年 11 月 25 日付けの公示 (PCT 公報) は、以下からご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 期間計算ツールの新バージョン

PCT 期間計算ツールが、WIPO IP Portal に統合するよう再設計されました。さらに本ツールは、他の PCT 9 公開言語に加えて、アラビア語でも利用できるようになりました。日付の計算方法は基本的に同じですが、ウェブページのアドレスが以下へ変更されました。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/PctTimeline.xhtml> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音 (以下に記載された日付に配信)

- Picking a Receiving Office (2021 年 11 月 17 日)
- National phase or bypass continuation (2021 年 11 月 19 日)
- Update on Recent and Future Developments in the PCT System (2021 年 12 月 6、8、10 日)
- Picking an International Searching Authority (2021 年 12 月 8 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音（以下に記載された日付に配信）

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Understanding PCT Incorporation by reference (2021 年 10 月 22 日)
- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize PCT declarations (2021 年 11 月 3 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語のウェビナー

2021 年 11 月 24 日に配信された下記の独語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録音（以下に記載された日付に配信）

- WIPO 標準 ST.26: 入門編 (2021 年 9 月 28 日)
- WIPO 標準 ST.26: 上級編 (2021 年 10 月 15 日)

(訳者による追加情報)

- PCT ウェビナーシリーズから、PCT の優先権をマスターする (2021 年 11 月 10 日)
- PCT ウェビナーシリーズから、優先権の回復請求 (2021 年 12 月 15 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

韓国語のウェビナー

2021 年 10 月 22 日に配信された下記の韓国語のウェビナーの録音

- WIPO 標準 ST.26: 上級編

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音（以下に記載された日付に配信）

- PCT システム: Amendment of the Claim, Priority Correction and other Corrections in PCT (2021 年 9 月 2 日)
- WIPO 標準 ST.26: 上級編 (2021 年 10 月 13 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

スペイン語のウェビナー

2021 年 9 月 21 日に配信された下記のスペイン語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、How to best utilize PCT declarations

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

国際出願が複数ある場合の ePCT を利用したあて名変更の記録の請求

Q: 当方は、同じ企業の出願人による数件の国際出願を担当している代理人です。同企業が移転したため、あて名が変更になった旨を国際事務局に通知したいと思っています。国際出願が複数ある場合の変更を記録するための最善の方法は以下のどちらでしょうか？—専用の ePCT アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」を利用する方法、又は変更を要請する書簡をアップロードする方法

A: 同じ変更が数件の国際出願に適用されるため、一つの国際出願について一回の請求を行い、その際に当変更が適用されるその他の国際出願番号のリストを添付すれば十分です。最適な方法としては、書簡をアップロードするよりも、ePCT アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」を利用することです。この一回の請求を行う国際出願を選択する際、ePCT の eOwner 若しくは eEditor どちらかのアクセス権を有する出願を選択して下さい。或いはどの国際出願もアクセス権を有していない場合でも、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を請求する期間（つまり、優先日から 30 か月以内）がまだ満了していないことを条件として、すでに公開された出願については規則 92 の 2 のアクションを利用することができます。

ePCT アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」

専用の ePCT アクションを利用するメリットは、以下の通りです。

- ePCT が、国際出願に関連する書誌データを記入してくれるため、出願人は新規のあて名を入力して署名するだけです。変更を説明する書簡の作成は必要ありません。

- ePCT では、出願人が間違いを回避できるよう支援するオンライン検証が数多く表示されます。例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく期間が満了している場合、又は技術的な準備がすでに完了しているためその変更が国際公開に反映されない場合には、出願人は注意喚起を受けます。

ePCT アクションを利用する際には、付属書類の添付が可能なオプションがあります。この実務アドバイスの事例では、このオプションを使って同じ変更を請求するその他の国際出願番号のリストを添付する（追加する書類名として「一般の通信」を選択）ことができます。また、変更届を提出する前に IB 宛に任意の非公式メッセージを送信することもできます。例えば、同じ変更が請求されている国際出願のリストが添付されている旨を記述することができます。

代理人が出願人に代わって署名することが可能であれば、テキスト（文字列）署名若しくはイメージ署名を添付することにより簡単に署名することができます。代理人が署名権者でない場合には、ePCT の外部署名機能を使用できますが、関係する国際出願の eOwner 若しくは eEditor のアクセス権を有している場合に限りです。他には、出願人若しくは代理人の署名が、添付書類、例えば、添付された国際出願のリストに含まれている旨を記載することも可能です。

ePCT アクション: ドキュメントアップロード

eOwner 若しくは eEditor のアクセス権を有していないため、又はどの国際出願も未公開であるために ePCT アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」が利用できない場合、一つの国際出願について変更を説明する書簡一通を ePCT にアップロードして、関係する他の出願全てのリストを含めることも可能です。

書簡のアップロードには、書類名から「（規則 92 の 2）（複数の国際出願に係る規則 92 の 2 に基づく変更届）」を選択して下さい。そうすれば IB は、アップロードされた変更届が複数の出願番号に関係していることが確認できます。

なお、規則 92 の 2 に基づく変更届を行う前に、関係する各国際出願に関して、優先日から 30 か月の期間がまだ満了していないことを確認すべき点にご留意下さい。IB は、優先期間が満了した出願に関する変更届は処理することができないためです。

また、出願人（若しくは代理人）のあて名の変更を請求する際、専用の ePCT アクションからの変更届提出又は書簡のアップロードにかかわらず、IB による請求の処理中は、機密保持の理由から、ePCT 経由の国際出願へのオンラインアクセスは一時的に停止される点にもご注意下さい。

ePCT アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」のデモ版は、以下からご視聴下さい。

https://multimedia.wipo.int/wipo/en/epct/epct_actions_r92bis.mp4（英語）

当アクション「規則 92 の 2 に基づく変更届」に関する情報は、以下にも掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=939>（英語）

アクション「ドキュメントアップロード」に関する詳細は、以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=819>（英語）